

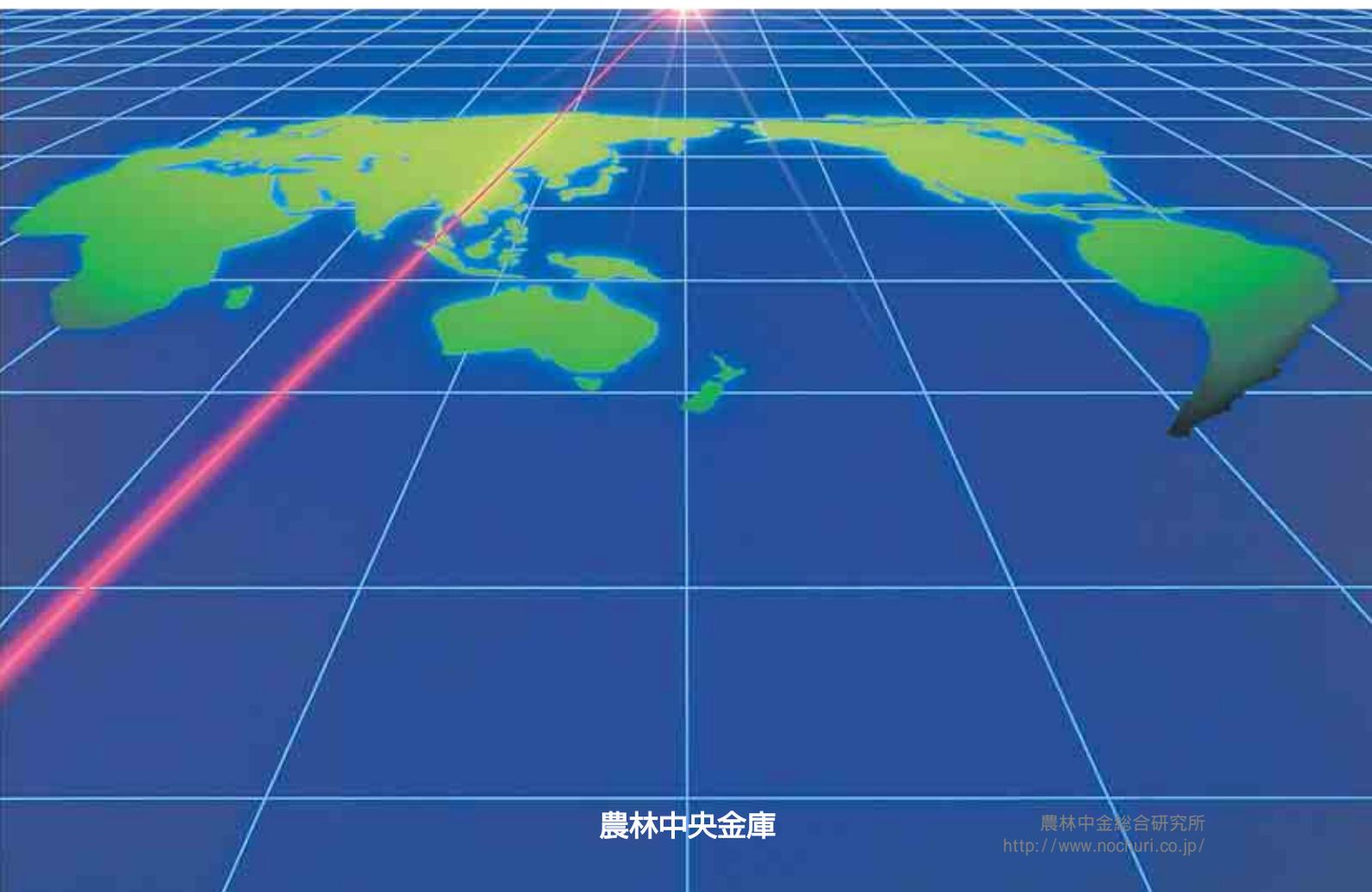
# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2013 **12** DECEMBER

## 協同組合の今日的役割

- フランスの協同組合銀行の生活困窮者への相談対応
  - 協同組合による医療と介護の可能性
  - 資金循環の構造変化と農協信用事業



## 協同組合の今日的役割

「協同組合の今日的役割」を考えるのであれば、そもそも今日の社会がどのように位置づけられ、どのような問題を内包しているのか、という問いがまず必要となろう。本号の小野澤研究員の論稿は、国民的な資金循環構造の変化という切り口から、現代社会の一面を明らかにすることを試みたものである。そこであげられている「金融化」という概念は、現代社会をとらえる一つの側面として有益なものであろう。1980年、レイドロウは「西暦2000年における協同組合」において、来るべき新自由主義、多国籍企業の本格的展開を予想し、それに対抗すべき協同組合の「思想の危機」を説いた。現在の「金融化」は、まさにレイドロウの予見した新自由主義の世界的な展開と密接な関係を有するものである。

18世紀のヨーロッパにおいて協同組合主義が勃興した際にも、当時の産業革命と市場化がもたらした労働者・農民の悲惨な生活がその背景にあった。しかし、現代における市場機能への偏重は、産業革命以降の市場化と対比しても大きく変容しているように思われる。それは、かつての市場、企業活動が、基本的には国家の枠組みの中に位置づけられたものであったのに対し、現代において進行しつつある国際的な市場化が、まさに、国家とは「異次元」の存在として、自己増殖的な活動を展開しているように感じられる点である。国家が市場を制御するのではなく、むしろ目に見えない市場という存在が国家の政策を動かしているようにすら感ずる。

近年の地球環境問題の深刻化、原発による放射能汚染問題、遺伝子組換え作物による生態系破壊への懸念などに接する時、人類は自らが制御不可能な領域に足を踏み入れているのではないかという強い危惧を抱く。しかし、これらの問題に共通する背景には、金銭的価値を唯一の価値尺度とし、企業価値の最大化を行動原理とする市場メカニズムが存在する。人類が生み出し、制度化し、利用してきた「市場」という極めて優れたメカニズム自体が、我々の気付かないうちに制御不能の存在となりつつあるのではないかという不安感を覚えるのである。

今日における協同組合は、こうした市場メカニズムが自らを貫徹しようとする社会において、その存在意義を主張し、実践していかなければならない。そのことには多くの困難さを伴うが、本号における重頭研究員、斉藤教授の論稿は、現代社会において協同組合が優れた存在価値を示しているフランス、日本の事例を紹介している。そこには今後の協同組合のあり方について非常に重要と思われる運動の方向が示されているように思われる。

一つは、重頭の論稿に見られるフランスの協同組合銀行と市民団体（アソシエーション）の連携であり、一つは斉藤教授の論稿に見られる「共同生産」(co-production)、「共同統治」(co-governance) という概念である。市場化が貫徹された現代の社会において協同組合がその真の役割を主張していくためには、協同組合間、さらには多くの市民団体等との連携により、その力を結集していくことが極めて重要であろう。また、そうした市民の力を集め、市場メカニズムの大きな流れに対抗していくためには、共同統治による参加型民主主義の浸透が不可欠なものであるように思われる。

（(株) 農林中金総合研究所 常務取締役 原 弘平・はら こうへい）

今月のテーマ

## 協同組合の今日的役割

今月の窓

協同組合の今日的役割

(株) 農林中金総合研究所 常務取締役 原 弘平

クレディ・アグリコルのポワン・パスレルを中心に

フランスの協同組合銀行の生活困窮者への相談対応

重頭ユカリ — 2

JA厚生連の佐久総合病院の取り組みから

協同組合による医療と介護の可能性

大阪大学大学院 人間科学研究科 教授 齊藤弥生 — 17

資金循環の構造変化と農協信用事業

小野澤康晴 — 36

情  
勢

判断能力に疑義のある高齢者等との金融取引  
——農協へのアンケート調査結果から——

田口さつき — 56

談話室

養殖業の計画生産

東京海洋大学 名誉教授

(株) 農林中金総合研究所 客員研究員 小野征一郎 — 34

本  
棚

生源寺真一 著

『農業と人間 食と農の未来を考える』

堀内芳彦 — 33

統計資料 — 62

<第66巻総目次> 巻末添付

本誌において個人名による掲載文のうち意見に  
わたる部分は、筆者の個人見解である。

# フランスの協同組合銀行の 生活困窮者への相談対応

—クレディ・アグリコルのポワン・パスレルを中心に—

主任研究員 重頭ユカリ

## 〔要 旨〕

- 1 フランスの協同組合銀行クレディ・アグリコルでは、失業、離婚、病気、配偶者との死別などによって生活面、経済面での問題を抱える人に相談対応を行うポワン・パスレルと呼ばれる窓口を66か所設置している。銀行の支店職員は経済的に困難な状況にあるとみられる顧客を見い出すとポワン・パスレルのアドバイザーに紹介し、アドバイザーは顧客から話を聞いて問題を解決する方法を検討する。例えば、相談者が公共料金や家賃を滞納している場合は、ポワン・パスレルのアドバイザーが電力会社や大家等に分割返済をかけあうとともに、公的機関や民間支援団体から何らかの支援が受けられないかをチェックし、受けられるようであればその申請の手助けをする。相談者が必要とすれば、地区金庫の理事やクレディ・アグリコルの元職員が家計管理のアドバイスをボランティアで行うこともある。
- 2 クレディ・アグリコルの最初のポワン・パスレルが1997年に設立されて以来、これまでに相談対応した人数は累計で45,700人にのぼる。12年の1年間には9,002人の相談に対応した。ケス・デパルニュやクレディ・ミュチュエルといった協同組合銀行においても、地域の公的機関やアソシエーションと連携しつつ、生活困窮者への支援を行っている。
- 3 協同組合銀行がこうした取組みを積極的に行うのは、地域のなかで相互に助け合うという協同組合の精神が根底にあることはもちろん、一定の地域をベースとして業務を行っており、地域の他の組織等との連携を行いやすい、退職者や地区金庫の理事などがボランティアの伴走者となるなど人材が豊富だという背景がある。また、生活困窮者への対応には相応のコストがかかるものの、債権放棄などに陥ればそれへの対応にもコストがかかるため、コストの一部は相殺されているとみる考え方もあるようである。こうした協同組合銀行の生活困窮者対応を評価して、設立時に果たしていた役割とは内容が異なっているものの、協同組合銀行は金融包摂に対して依然として役割を果たしているとみる見方もある。
- 4 日本においても生活保護受給世帯が増加していることを背景に、社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会が、生活困窮者向けに相談とセットになった貸付の導入を検討するなど、金融機関の生活困窮者向けサービスへの期待は大きい。ただし生活困窮者への相談対応は、収益の向上に貢献するものではないうえに、地域の他の組織等との連携も必要で、相談に乗るアドバイザーの適性が問われるといった課題が多く、金融機関側に強い問題意識がなければ取組みは始まらないとみられる。協同組織金融機関であれば、生活困窮者を支援することが地域にとっての重要課題であると組合員が認識したうえでそうした取組みを行うことを決定しなければならないし、組合員自らも積極的に関与するという意思を持つことが必要だと考えられる。

## 目次

### はじめに

#### 1 生活困窮者相談対応の背景

- (1) フランスにおける金融排除
- (2) 生活困窮者への貸付制度マイクロクレジットの発展
- (3) 個人向けマイクロクレジットにおける伴走
- (4) 協同組合銀行の生活困窮者対応とマイクロクレジットの関係

#### 2 クレディ・アグリコルが設置するポワン・パスレル

- (1) クレディ・アグリコルの概況
- (2) ポワン・パスレルの設置状況
- (3) クレディ・アグリコル中央ロワール地方金庫のポワン・パスレル

#### (4) クレディ・アグリコル北フランス地方金庫のポワン・パスレル

#### (5) クレディ・アグリコルにおけるポワン・パスレル設置の効果

#### 3 その他の銀行の取組状況

- (1) ケス・デパルニュ（貯蓄銀行）のバルクール・コンフィアンス
- (2) クレディ・ミュチュエルの取組み

#### おわりに

- (1) フランスの協同組合銀行の取組みの特色
- (2) フランスにおける協同組合銀行の生活困窮者対応への評価
- (3) 日本への示唆

## はじめに

金融機関が取引先の企業に対して経営アドバイスを行うことは一般的であり、近年では、個人に対して、資産運用や相続相談などの相談業務を金融機関が行うこともさかんになってきている。通常、そうした業務は、顧客との取引の維持・拡大によって収益を拡大することを目的としている。

他方で、これまで金融機関が積極的に取引を行ってこなかった生活困窮者に対して、金融機関自らが相談に乗り、支援を行うことによって、生活再生を手助けしようという新しい動きがでてきている。フランスでは、複数の協同組合銀行が専門の組織や部署をつくり、生活困窮者への相談対応を行っている。

本稿では、協同組合銀行クレディ・アグリコルの生活困窮者への相談窓口を紹介しつつ、フランスの協同組合銀行がなぜそのような取組みを行うのか、具体的にどのように対応しているのかをみたうえで、日本への示唆についても考察してみたい。

## 1 生活困窮者相談対応の背景

協同組合銀行の生活困窮者向けの相談対応について紹介する前に、フランスにおける金融排除の問題と生活困窮者向けの融資制度であるマイクロクレジットについて簡単に説明しておきたい。

### (1) フランスにおける金融排除

フランスでは、個人の預金口座開設の権利が銀行法によって定められていること、

各種の社会保障給付が銀行口座経由で行われること、また、歴史的に貯蓄銀行、協同組合銀行、郵便貯金銀行が比較的所得の人にも対応していたため、預金口座を持たない家計は1%未満とされる<sup>(注1)</sup>。したがって、フランスにおける金融排除は、生活困窮者が預金口座を持っていないということよりは、一般の金融機関から妥当な金利での借入を行いにくいというかたちをとることが多い。

なお、金融排除とは、人々が、そのニーズに見合い、かつ自身が属している共同体で通常の社会生活を送ることを可能にする主流（mainstream）市場の金融商品やサービスにアクセスしたり、利用したりすることが困難な状態をさす<sup>(注2)</sup>。

(注1) Jauneau and Olmles (2010) 19頁

(注2) CAPIC (2012) 6頁

## (2) 生活困窮者への貸付制度マイクロクレジットの発展

一般の金融機関から借入が困難な人向けの少額の貸付を行うマイクロクレジットは1990年前後から始まったが、その背景には、失業者の増加という問題があった。75年に3%台だった失業率は、90年代に入ると10%を上回るようになっていた。そのため、長期的に失業している人々は、企業に雇用されるのではなく自ら起業することを考えざるをえなくなったが、失業者が起業しようと思っても、一般の金融機関から資金の借入を行うのは非常に困難であった。

そうした状況を改善するため、89年設立のアソシエーションのアディ<sup>(注3)</sup> (adie) は、失業者や低所得者等の起業計画の事前審査や

起業後の支援を行うことによって、提携する金融機関が安心して貸付を行える仕組みをつくった<sup>(注4)</sup>。今日ではこうした貸付は、「事業向けマイクロクレジット」(microcrédit professionnel)と呼ばれ、活発に行われている。

さらに、起業するわけではないが、生活困窮者が就業するための準備をしたり、生活状態を改善したりするための「個人向けマイクロクレジット」<sup>(注5)</sup> (microcrédit personnel) も、スクール・カトリック (Secours Catholique, 直訳すると「カトリックの救済」というキリスト教系のアソシエーションによって04年に始められた。スクール・カトリックは自ら保証基金を設立し、提携するクレディ・ミュチュエルの融資に対して50%の保証を付けるスキームを導入したが、このスキームをフランス政府が模倣することによって、個人向けマイクロクレジットの制度が05年に確立した。政府は、05年に社会統合基金 (Fonds de Cohésion Sociale, 以下「FCS」という) を創設し、金融機関が貸し出す個人向けマイクロクレジットについて、一定の基準を満たす場合、その50%を保証している。

(注3) アソシエーション (association, フランス語読みではアソシアシオン) とは、1901年のアソシエーション法に基づく、利潤分配を目的としない団体である。

(注4) アディを含む事業向け (起業向け) マイクロクレジットについては、重頭 (2011) を参照。

(注5) 個人向けマイクロクレジットの概要については、重頭 (2010) 参照。

## (3) 個人向けマイクロクレジットにおける伴走

フランスにおけるマイクロクレジットは、金額が一定以下というだけでなく、一

般の金融機関からの借入が困難な人向けで、借入者に相談支援を行う組織の助言や支援が付随するものをさす<sup>(注6)</sup>。フランスでは、こうした助言や支援のことを「伴走」(accompagnement)と呼ぶことが一般化している<sup>(注6)</sup>ので、本稿でもその用語を用いる。次節の「2」以降で紹介する生活困窮者への相談対応と密接に関係するのは個人向けマイクロクレジットであるため、以下では個人向けについて詳しく触れる。

FCSの保証が付く個人向けマイクロクレジットは、貸付金額の上限が3,000ユーロ、期間は6か月～36か月である。12年1月からは例外的に上限5,000ユーロ、期間48か月までの引上げが可能になった。資金用途は、通勤用の車やバイクの購入・修理、住居の改善、職業訓練、暖房器具等の備品、健康状態の改善などであり、銀行口座の赤字の補てんや他の借入の返済には充てることができない。また、貸付には、伴走が付随していることが義務づけられている。

伴走は、通常、各金融機関が協約を締結しているアソシエーションや社会福祉事務所等が行うのが一般的である。こうしたアソシエーションは、地域で家族問題や移民、若者、ホームレス等の支援に取り組んでおり、前述のスクール・カトリック、フランス赤十字、農村家庭連盟、心のレストラン等の全国的なネットワークを持つ組織もあれば、特定の地域だけで活動している組織もある。

伴走は、貸付前と貸付後に分かれる。貸付前の伴走は、借入を希望する人から、雇

用や住居、健康、家計の状況について話を聞き、相談者が抱える問題の解決に借入を行うことが適切かどうか、借入によって生活状態が改善されるのか、やりくりをすれば返済が可能なのかを検討することから始まる。返済可能と判断された案件については、伴走組織が借入申込書の作成を手助けし、申込書を金融機関に送る。貸付後には、伴走組織が借入者の状況を把握し、返済が滞らないように助言や支援を行う。

金融機関にとっては、少額の貸付について自らが詳細な審査を行えば非常にコストがかかるが、その部分を生活困窮者の支援経験がある伴走組織が担ってくれるため、コストも抑えられ、貸付可否の判断も行いやすい。また、伴走組織のケアにより、債務不履行が生じにくいという安心感があるため、金融機関は貸付を行いやすくなる。

FCSの年次報告書によれば、FCSの保証が付く個人向けマイクロクレジットは、05年～11年までの累計で29,344件、6,530万ユーロであった。貸付件数ベースでは協同組合銀行が約3分の2を占め、その内訳はケース・デパルニュ35.3%、クレディ・コーペラティブ16.7%、クレディ・ミュチュエル11.8%、クレディ・アグリコル3.7%であった。このほかにはアディ、郵便貯金銀行と、各地の市町村信用金庫という公的金融機関の件数が比較的多いが、BNPパリバやソシエテジェネラルなどの商業銀行や消費者ローン会社も、件数は少ないながら貸付を行っている。

(注6) フランスにおけるマイクロクレジットの定義は、Valentin et al. (2011) 参照。

#### (4) 協同組合銀行の生活困窮者対応と マイクロクレジットの関係

以下で紹介するクレディ・アグリコルにおける生活困窮者向けの相談対応は、ここで紹介した個人向けマイクロクレジットの制度が確立する以前から始まった。

クレディ・アグリコルの取組みの背景には次のような点があるのではないかと考えられる。①フランスでは失業率が高く、失業者をはじめとする生活困窮者を支援することが地域社会にとって非常に重要な問題であること、②生活困窮者を支援するアソシエーションが地域に多数存在していること、③生活困窮者の起業に対する事業向けマイクロクレジットが90年頃から発展してきており、一般の金融機関の間でも、貸付の際に借入者を支援する伴走があれば設立した企業の存続率が高まることへの共通認識があったとみられる。もちろん、生活困窮者を支援する動因として大きいのは、クレディ・アグリコルが相互扶助を目的とする協同組合だからということの後述のとおりであるが、地域社会のために具体的に何を行うかを考える際に、生活困窮者への相談対応が挙げられた背景には上述の点もあると考えられる。

他方、次節の「3」で紹介するケス・デパルニュの生活困窮者対応は、フランスの個人向けマイクロクレジット制度の発展と密接に関係しているように感じられる。

こうした点を踏まえたうえで、以下では、クレディ・アグリコルをはじめとする協同組合銀行の生活困窮者への相談対応の具体

的な内容を見ていきたい。

## 2 クレディ・アグリコルが 設置するポワン・パスレル

### (1) クレディ・アグリコルの概況

クレディ・アグリコルは協同組合銀行の1つであり、設立当初の組合員は農業者が中心だったが、現在では組合員資格に制限はなく、員外利用規制もない。組織は、2,512の地区金庫、<sup>(注7)</sup>39の地方金庫、全国金庫(CASA)・全国連合会(FNCA)の3段階制であるが、地区金庫は理事選出機能や、地域により貸付委員会組成等の役割のみを担い、地域レベルで銀行業務を行っているのは地方金庫である。

クレディ・アグリコルでは、グループで統一した業務戦略をたて、各地方金庫はそれに沿って業務を遂行するが、地方金庫独自の商品やサービスの開発も活発に行われている。ある地方金庫で開発された商品やサービスが非常によい場合は、FNCAがモデル事業化し、他の地方金庫が導入しやすいように支援を行うこともある。

(注7) 地区金庫、地方金庫の数は12年末のデータ。

### (2) ポワン・パスレルの設置状況

ベルギーと国境を接するフランス北東部のクレディ・アグリコル・ノール・エスト地方金庫では、失業、離婚、病気、配偶者との死別などによって生活面・経済面での問題を抱える人を放置したままでは地域の発展はないとの考えから、それらの人々の

相談に乗るためのアソシエーションを97年に設立した。これがポワン・パスレル(Point Passerelle, 直訳すると「架け橋の場」)の始まりである。

その後、他の地方金庫においてもノール・エスト地方金庫にならって同様の取組みを行うケースがでてきたため、FNCAが生活困窮者の相談対応を行う仕組みをモデル化し、相談対応の窓口を共通してポワン・パスレルと呼ぶこととした。FNCAは、地方金庫が希望すれば、ポワン・パスレルの立ち上げの際に手続きの仕方をアドバイスする等の支援を行う。

FNCAの調べによると、12年末の時点では28の地方金庫が66のポワン・パスレルを設置している。アドバイザーの数は合計120人である。12年の1年間に9,002人の相談に対応し、設置以来の累計では相談対応した人数は45,700人にのぼる。

生活困窮者を支援するという基本的なコンセプトは共通しているが、ポワン・パスレルの運営方法は地方金庫により様々である。ポワン・パスレルが地方金庫の1つの部署である場合もあれば、独立したアソシエーションとして運営されている場合もある。地方金庫の一部署の場合は、相談対応を行うアドバイザーも地方金庫の現役職員であることが多い。また、窓口を支店とは別に開設しているケースもあれば、電話でアポイントメントをとってアドバイザーが家庭を訪問するケースもある。相談支援を行う対象についても、クレディ・アグリコルの利用者限定しているケースと限定し

ていないケースがあり、運営方法は様々である。

各ポワン・パスレルの相談対応件数には差があるようだが、筆者は13年3月に、ポワン・パスレルの活動に非常に積極的に取り組んでいる2つの地方金庫を訪問する機会を得たので、それらの具体的な相談対応の状況について紹介したい。

### (3) クレディ・アグリコル中央ロワール 地方金庫のポワン・パスレル

#### a ポワン・パスレルの設置経緯

クレディ・アグリコル中央ロワール地方金庫(以下「中央ロワール地方金庫」という)は、ロワレ、シェール、ニエーヴルの3県を管内とする。管内は、穀物やヤギのチーズ等の乳製品、ワイン、シャロレ牛等を産出する田園地帯であり、12年末の同地方金庫の貯金、貸出のマーケットシェアはそれぞれ36%、41%である。理事の選出機能を持つ地区金庫は91あり、理事の数は合計1,060人、組合員数は23.7万人、顧客数は61万人、支店数は169店舗である。

中央ロワール地方金庫は03年10月に、ノール・エスト地方金庫の取組みを参考に、地方金庫としては全国で3番目にポワン・パスレルを設立した。同地方金庫では、①顧客への近接性、②責任ある職務の遂行、③団結・連帯の3つの価値を重視し、これらを組合員・顧客の利益と地域発展という軸に沿って実現しようとしている。人生においては、離婚、失業、病気、死別等の困難に直面することがあるが、こうした困難

に直面した組合員・顧客を様々な方向から支援したいと考えたことが、ポワン・パスレルの設置につながった。

現在では、管内にある3県の各県に1か所ずつポワン・パスレルを設置している。ポワン・パスレルは同地方金庫の1つの部署という位置づけであるが、窓口は銀行の支店とは別の場所に置かれている。同地方金庫では、ポワン・パスレルで相談対応に乗る対象を、地方金庫の顧客に限定している。

#### **b 相談を受けるプロセスと内容**

ポワン・パスレルに相談に来る人は、支店職員から紹介されてくるのが一般的である。長期的に口座が貸越状態になっていたり、公共料金の引き落としができなかったりして経済的な問題を抱えている可能性のある顧客を見いだすと、支店の職員は、「何か問題があればポワン・パスレルが相談に乗ることができますよ」と声をかける。顧客が興味を示すと、ポワン・パスレルのアドバイザーに連絡し、アドバイザーが電話をかけ顧客との面談を設定する。面談では、アドバイザーが顧客の抱える問題について詳しく話を聞いたうえで、対応方法を検討する。

例えば、電気やガスなどの公共料金を滞納している場合は、一度に支払うことは難しいので、アドバイザーが電力会社やガス会社に向けあって少しずつ返済できるように交渉する。また、家賃を滞納しているケースでは、大家に分割返済をかけあうと

もに、公的機関や民間支援団体から何らかの支援が受けられないかをチェックし、受けられるようであればその申請の手助けをする。債務の整理や遺産相続等については、銀行の各部署と連携することもある。家計管理に問題がありそうな人には、後述のとおりボランティアの伴走者を紹介し、家計管理を手伝うこともある。

#### **c 相談対応の体制**

ポワン・パスレルのアドバイザーは、同地方金庫の現役職員が専任で担当している。アドバイザーは特に資格を取得したり特別な業務経験を持ったりしているわけではなく、相談対応の仕方をOJTで身につけている。ポワン・パスレルの関係者からは、アドバイザーの資質として、人生経験が豊富で人づきあいが好き、かつ、人の話を聞くことができることが重要だとの意見が聞かれた。

アドバイザーは、経済面で問題を抱えている顧客の相談に乗ることを主な目的としているが、そういう人は、生活面でも問題を抱えていることが多い。話を聞くなかで、行政や外部の民間アソシエーションの支援を受けられそうであれば、ポワン・パスレルから外部組織を紹介することもある。そのため、外部組織との連携に必要な協調性を持っていることもアドバイザーの資質としては重要であるし、金融機関がこうした相談対応を行うことについて関係機関の認知度が十分でなかった時期には、積極的に外部組織にはたらきかけることも必要だっ

たという。

同地方金庫でヒアリングをしたアドバイザーは3人とも女性であったが、全員が自ら希望してその業務に就いた。うち1名は、長年地方金庫の支店で顧客対応をしていたが、昨年ポワン・パスレルのアドバイザーに空きが出ると知ってすぐに応募した。この仕事に興味があったので、今は非常にやりがいを感じているとのことであった。

アドバイザーが面談して具体的な対応方針を決めた後、必要に応じて、ボランティアの伴走者が一定期間支援することもある。例えば、家計管理に問題がある人の場合、伴走者が定期的に面談し、家計簿を見ながら「この支出は見直した方がよいのでは」といったアドバイスを与える。こうした伴走は、地方金庫の元職員や地区金庫の理事がボランティアで行っている。

#### d FCSの保証付き個人向けマイクロクレジットの貸付

中央ロワール地方金庫のポワン・パスレルでは、新たな支援のツールとしてFCSの保証が付く個人向けマイクロクレジットの貸付を12年から開始した。<sup>(注8)</sup>

開始にあたっては、利用者にしかりとした伴走を行うため、そして、地方金庫を挙げてマイクロクレジットに取り組む姿勢を示すため、伴走を外部組織に任せるのではなく、ポワン・パスレルのアドバイザーと地区金庫の理事が行うことを決めた。

マイクロクレジットの貸付に際しては、ポワン・パスレルのアドバイザーが、借入

を必要とする人の返済能力をチェックし、返済可能と判断すれば、申込書類の作成を手助けする。書類は、地区金庫の貸付委員会に提出され、審査される。アドバイザーが返済可能だと判断した場合であっても、地区金庫の貸付委員は地元の情報に詳しいため、時には「この状況では返済は難しいのではないか」といった意見がでて審査が通らないケースもあるとのことである。

FCSの保証付きマイクロクレジットの場合は伴走が義務づけられているので、借入者各人の担当として地区金庫の理事が貸付後の伴走をボランティアで行う。ただし、何か問題が生じた場合には、地区金庫の理事からポワン・パスレルのアドバイザーに連絡し、アドバイザーが問題解決に乗り出すこともある。

マイクロクレジットの借入者には、ポワン・パスレルで様々な相談に乗るなかで資金の借入が必要だということになった人が多い。資金使途としては、職場に通うための車やバイクの修理、購入が多いが、それ以外にも年金生活者の女性が入れ歯を買ったり、子どもを亡くした親がお葬式の費用を借りたりしたケースがあった。いずれにしても、やりくりをすれば少しずつ返済の余力はあるが、所得が極めて低いため通常の銀行貸付では対応しにくい人々である。

マイクロクレジットの伴走を行っている地区金庫の女性理事によれば、自分がかつて地元の市長を務めていた経験があるものの、伴走には特別な福祉等の知識は必要ではなく、家計の管理ができれば十分であり、

人の話をじっくり聞くことができることが一番重要とのことであった。

担当している借り手とは1か月に一度程度面談を行い、家計の状況について話をしている。何か問題があればいつでも電話してよいと話しているので、「家電が壊れた。どうしよう」という電話がかかってくることもあるという。こうしたエピソードからは、相談者と信頼関係を築くことが伴走において非常に重要であることが感じられた。

(注8) ポワン・パスレルを設置している地方金庫でも、マイクロクレジットの貸付を行っていないケースもある。

#### e 対応状況

03年の設立以来、12年末までに、中央ロワール地方金庫のポワン・パスレルでは3,157人からの相談に対応した。12年単年では、359人に対応した。

相談者の48%は、10年以上中央ロワール地方金庫を利用している顧客であった。約半数は40歳以下の若い層であり、月収800ユーロ以下という人が6割を占めた。

### (4) クレディ・アグリコル北フランス地方金庫のポワン・パスレル

#### a ポワン・パスレルの設置

クレディ・アグリコル北フランス地方金庫（以下「北フランス地方金庫」という）は、ベルギーと国境を接するフランス北端のノール県とパ・ド・カレー県を管内とする。12年末現在、管内には70の地区金庫があり、理事の数は合計760人、組合員数は26万人、顧客数は110万人、支店数は270店舗である。

北フランス地方金庫では、100年以上にわたって培われてきた相互扶助の精神をより発揮するため、09年に最初のポワン・パスレルを設置した。現在は、支店とは別の場所に、4か所のポワン・パスレルを設けている。

同地方金庫のポワン・パスレルは、独立したアソシエーションとして運営されており、同アソシエーションは不特定多数のために慈善活動を行うアソシエーションとしてメセナ法による寄付金への税制優遇の対象となっている。ポワン・パスレルがメセナ法による税制優遇の対象となったのは初めてであり、その性格から、地方金庫の顧客以外にも相談対応の対象としている。

ポワン・パスレルの運営費の半分を拠出する地方金庫は寄付金に対する税制優遇のメリットを受けている。運営費については、同地方金庫が関係する、既に活動を停止したアソシエーションの資産の遺贈も行われている。さらに、組合員がクレディ・アグリコルのクレジットカードを利用するたびに、北フランス地方金庫が1セントをポワン・パスレルに寄附する仕組みをつくり、運営費の一部にあてている。

#### b ポワン・パスレルの活動状況

基本的な相談のプロセスは、中央ロワール地方金庫のポワン・パスレルと同様で、相談者は支店の職員から紹介されて来ることが多い。そのため、相談に来た人のうち、銀行を利用していない人の割合は4%に過ぎないが、この割合は徐々に上昇してきて

いる。経済的な困難の要因としては、所得が不十分、失業、離婚、病気、配偶者や親の死などが多い。

開設以来、12年末までの面談人数は1,097人であり、12年の単年では約600人であった。相談に来た人の年齢は、15歳から85歳までと幅広く、相談者の62.3%はその時に抱えていた問題を解決し、19.7%は解決しつつある。解決できなかった人は6.7%で、11.3%は相談の途中でやめてしまった。

4か所のポワン・パスレルには、9人のアドバイザーが有給でそれぞれ週14時間勤務している。全員が同地方金庫の退職者であり、うち8人が男性である。相談者が希望する場合、地区金庫の理事や元職員がボランティアで伴走を行う。

見学した窓口（写真1）は都市部の下町的な地域に設置されているが、ここは地方金庫のかつての支店を改装したものである。窓口は火曜日から金曜日まで開けており、3人のアドバイザーが交替で対応している。内部には広々とした個室が2室あり、落ち



写真1 ポワン・パスレルの外観

着いて相談をすることができる（写真2）。

アドバイザーによれば、相談者には、自宅から出てこの窓口へ足を運ぶことが、現状打破のため能動的に動き出す第一歩になっているように感じられるとのことであった。生活困窮者のなかには、手続きの方法が分からなかったり忘れていたりするために、本来であればもらえるはずの社会保障給付をもらえていない、郵便物のなかに督促状が紛れていて払い忘れていたりなど、少し手助けすれば状況を改善できる人もいる。また、周りに話を聞いてくれる人が誰もいないという相談者も多いため、アドバイザーがじっくり話を聞けば、金銭面以外にも解決できることは多いという。

アドバイザーの男性は、個人的な感想だと断りながらも、自分が職員になったばかりの若い頃には、銀行の支店職員が経済上の問題を抱えていそうな顧客に声をかけ、簡単な相談に乗る余裕があったが、今は支店の職員も忙しくなっているので、そうした対応にはポワン・パスレルのような専門的な部署があたるが必要になっている、



写真2 相談を行う個室

また、相談する側も、銀行職員には困窮していることを率直に話しにくい、ポワン・パスレルという専門的なアソシエーションの職員という肩書の人には相談しやすそうだと感じており、率直に現状を話してもらうようになると、貧困の問題が非常に身近にあることに改めて驚いていると語った。

### (5) クレディ・アグリコルにおける ポワン・パスレル設置の効果

ヒアリングを実施した2つの地方金庫では、ポワン・パスレルについての宣伝を行ったり、地域に貢献する活動として大々的にPRしたりはしていない。それは、人々の困難に対応するための活動であるということに配慮しているからである。したがって、ポワン・パスレルを設置することが、地方金庫のイメージアップに直結しているかどうかは定かではない。

他方で、筆者がヒアリングを行った2つの地方金庫では、ポワン・パスレルのアドバイザーを務めている現役職員、退職者のモチベーションが非常に高く、やりがいを感じながら業務を遂行している様子が感じられた。

また、こうした活動は組合員の決定に基づいて行われているが、単に組合員が賛同しているだけでなく、地区金庫の理事が伴走を行うなど主体的に関与しており、地域の相互扶助を基盤とする協同組合の特色が発揮されている。

ポワン・パスレルの運営費用は、運営形態によっても差があるとみられるが、各地

方金庫が負担している。これについては、経済面で問題を抱える顧客に対して、法的な整理が必要になる場合のコストを考えれば、それを未然に防止することによって、運営費用の一部は相殺されているという考え方もあるようである。

## 3 その他の銀行の取組状況

### (1) ケス・デパルニュ（貯蓄銀行）の パルクール・コンフィアンス

ケス・デパルニュは、もともとは協同組合形式をとってはいなかったが、19世紀の設立当初から貧しい人々に貯蓄の大切さを教える啓蒙活動を行うほか、寄付金や補助金等を積み立て、低コスト住宅、公衆浴場、市民菜園の建設費に充てる等、相互扶助的な活動を行っていた。また、政府出資を受けてはいないものの、リブレAという非課税貯蓄商品を郵便貯金銀行と並んで扱うことが認められていた。こうした公共的な性質が認知され、99年に協同組合銀行化された際には、収益の一部を地域において社会的な効果のある経済プロジェクト（PELS：projets d'economie locale et sociale）に貸し付けたり、助成したりすることが法律に定められた<sup>(注9)</sup>。

ケス・デパルニュは、各地方に設立された17の貯蓄銀行から構成され、各地域の貯蓄銀行で実施するPELSでは、一般の金融機関から貸付を受けられないようなプロジェクトに対する助成や融資を行っていた。PELSも金融排除への対応策ではあったが、

一部の貯蓄銀行では、さらに06年に金融排除の防止を目的とし、生活困窮者への相談対応を行うパルクール・コンフィアンス(Parcours Confiance, 直訳すると「信頼の経路」というアソシエーションを設立した。

08年にリブレAの取扱いが他の銀行にも拡大された際に、PELSの法的規定もなくなったが、ケス・デパルニュはその後も自発的に収益の1%程度を、①マイクロクレジット、②金融リテラシーの向上、③国際協力の3つを柱とする社会的プロジェクトに費やすこととしている。そのため、各地で設立が進んだパルクール・コンフィアンスも、幅広く相談対応を行うというよりはマイクロクレジットへの対応に焦点をあてるようになったようである。

13年3月の時点でパルクール・コンフィアンスの窓口は約50か所あり、約70人のアドバイザーがいる。パルクール・コンフィアンスは、貯蓄銀行から独立したアソシエーションではあるが、アドバイザーはすべて貯蓄銀行の職員である。

「1 (3)」で述べたとおり、ケス・デパルニュは、個人向けマイクロクレジットのシェアが最も高いが、その伴走をパルクール・コンフィアンスが担当している。パルクール・コンフィアンスでは、アドバイザーが相談に来た人の話を聞き、個人向けマイクロクレジットの借入が適当だと判断した場合には、審査書類の作成等を手伝う。貸付後は、パルクール・コンフィアンスのアドバイザーが借入者の返済状況等の管理を行う。しかし、家計管理のサポートが必要な

場合は、ケス・デパルニュが金融教育のために設立したアソシエーションFinances & Pédagogieに、また、職探しや住居探しの支援は公的機関や外部の専門的なアソシエーションにつないでいる。

ケス・デパルニュの全国連盟へのヒアリングによれば、貯蓄銀行の支店職員から紹介されてパルクール・コンフィアンスに相談に来る人の割合は約3割で、残りの7割の人は外部から紹介されてくるという。後者は、公的機関や専門的なアソシエーションに相談に行った人が、借入が必要だと判断された場合に、パルクール・コンフィアンスを紹介されているものとみられる。

パルクール・コンフィアンスは、ポワン・パスレルのように生活面も含めた困難に幅広く対応するというよりは、マイクロクレジットの貸付の事前支援により集中しているとみられる。

(注9) ケス・デパルニュのPELSについては、重頭(2006)参照。

## (2) クレディ・ミュチュエルの取組み

協同組合銀行であるクレディ・ミュチュエルには、12年末現在、2,116の地区金庫があり、それらは18の地方連盟を構成している。

前述のとおり、個人向けマイクロクレジットは、スクール・カトリックとクレディ・ミュチュエルが実験的に導入したスキームがもととなっている。

地方連盟によっては、事故や病気、失業といった生活上のアクシデントで、私生活や仕事上の環境が突然大きく変化してしま

った人を支援するために、社会的なアソシエーション等とともに活動する組織を設けている場合がある。

例えば、メヌ・アンジュー・バス・ノルマンディー地方連盟は、07年にクレディ・ミュチュエル・ソリデールを設立し、地域の他のアソシエーションと連携をとりながら、人々の生活面での相談に乗ったり、個人向けマイクロクレジットの伴走を行ったりしている。そのほかにも、地方連盟によっては、就業や起業に焦点をあてて、支援や融資を行うアソシエーションを設立しているケースがある。

## おわりに

### (1) フランスの協同組合銀行の取組みの特色

以上みてきた協同組合銀行の生活困窮者対応の特色は、以下のようにまとめられよう。

協同組合銀行が生活困窮者への対応を積極的に行うのは、地域のなかで相互に助け合うという協同組合の精神が根底にある。欧州の協同組合銀行には職業等による組合員資格の制限も員外利用規制もないため、顧客数に比べて組合員数が非常に少なくなることもあり、商業銀行との違いが薄れたとみられることもある。しかし、地域のなかで困っている人がいれば助け合うという協同組合の精神は消えてしまったわけではなく、特に近年では、多くの協同組合銀行で協同組合らしさを追求する動きが強まっている。

そもそも、協同組合銀行の場合、活動方針を決定するのは組合員であるし、クレディ・アグリコルのポワン・パスレルの活動に地区金庫の理事が関与している例にもみられるように、組合員自身が主体的に地域貢献活動に関わるケースも多い。各組合で理事を務めている人々は、地域のリーダー的な存在であることが多く、協同組合銀行の地域貢献活動にも積極的であるとみられる。また、スクール・カトリック等のアソシエーションで、ボランティアには銀行退職者が比較的多いという話を聞いたが、ポワン・パスレルでも地方金庫の退職者をアドバイザーとして活用しており、組合員や退職者も含めて人材が豊富だということも活動を行いやすい一因であるとみられる。

さらに、クレディ・アグリコルの場合は地方金庫、ケス・デパルニュの場合は貯蓄銀行、クレディ・ミュチュエルの場合は地方連盟が、国内の一定の地域をベースとして業務を行っているため、地域の実情をよく知っている。生活困窮者は経済面以外にも複雑な問題を抱えていることが多いため、公的機関や地域の他のアソシエーション等との連携が重要になるが、地域をベースとする協同組合は、地域の状況に応じ必要な組織との連携をとることが容易であると考えられる。

加えて、上述の点とも関連するが、協同組合銀行の場合は各組合で地域の状況を考慮して組合員が意思決定を行うため、同じグループであっても取組みは一律とは限らない。地域ごとに優先課題は異なるため、

必ずしもすべての地域で同じ取組みを行うとも限らないし、ある地域で行っている素晴らしい取組みを模倣する場合でも、各地域で取組み方に独自色を加えることが多い。

## (2) フランスにおける協同組合銀行の生活困窮者対応への評価

こうしたフランスの協同組合銀行の生活困窮者対応がどのように評価されているのかについては、Gloukoviezoffの「フランスの金融協同組合は金融包摂に依然として役割を果たしているか」と題した論文が参考<sup>(注10)</sup>になろう。この論文では、フランスの協同組合銀行は、金融自由化によってその業務が商業銀行と同質化し、協同組合の特性が弱まった面もあったことが指摘されている。しかし、協同組合銀行の生活困窮者対応専用の組織やマイクロクレジットの供与など、<sup>(注11)</sup>過去10年間の金融包摂に関する主な革新的な実践は、協同組合銀行によってもたらされ推進されてきたことを評価し、創設時に果たしていたのとは異なるかもしれないが、フランスの協同組合銀行は、現在においても金融包摂に依然として重要な役割を果たしていると結論づけている。

(注10) Gloukoviezoff (2011)

(注11) 金融包摂とは、低所得等経済的に困難な状況にある人も含めてすべての人々が、妥当なコストで金融サービスにアクセスすることを可能にすることである。

## (3) 日本への示唆

こうしたフランスの協同組合銀行の取組みからは、どのような示唆が得られるであ

ろうか。

日本では、生活保護受給世帯数が増加を続けていることを背景に、12年に社会保障審議会の専門部会として、「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」が設置され、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについての一体的な検討が行われた。13年1月に刊行された「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」によれば、新たな生活支援には生活困窮者が抱える複合的な問題に対応できる相談支援体制を整備することや、家計相談とセットになった貸付の導入等が盛り込まれている<sup>(注12)</sup>。ここでいう家計相談とセットになった貸付は、フランスにおける伴走が付随する個人向けマイクロクレジットと近いイメージである<sup>(注13)</sup>。

日本では、西日本に展開している消費生活協同組合グリーンコープが、福岡など5県で、生活面での相談に乗ったり、相談の後必要であれば貸付もするという取組みを行っており、前述の家計相談とセットになった貸付のモデルともなっている。一般の金融機関においては、多重債務者を対象とした相談や貸付を行うことはあるものの、それ以外の理由によって生活が困窮している人向けに幅広く相談対応を行うケースは少ないとみられる。

特別部会の報告書では、将来的には一般の金融機関においても、地域に設置された相談窓口等と連携しつつ生活困窮者に貸付を行うことが期待されている。これについては、フランスの協同組合銀行の例をみれ

ば、金融機関は貸付だけでなく、相談窓口としての機能を果たすようになる潜在的な余地があるとも考えられる。

ただし生活困窮者への相談対応は、収益の向上に貢献するものではないうえに、地域の他の組織等との連携も必要で、相談に乗るアドバイザーの適性が問われるといった課題が多く、金融機関側に強い問題意識がなければ取組みは始まらないとみられる。協同組織金融機関であれば、生活困窮者を支援することが地域にとっての重要課題であると組合員が認識したうえでそうした取組みを行うことを決定しなければならないし、組合員自らも積極的に関与するという意思を持つことが必要だと考えられる。

(注12) 相談とセットになった貸付については、重頭 (2013) 参照。

(注13) 日本の新たな生活支援における相談とセットになった貸付には、公的保証を整備することは検討されていない。ヒアリングでは、フランスで個人向けマイクロクレジットの貸付に積極的な金融機関でも、FCSの保証が付くことが貸付に取り組み前提条件となっているとしており、前提条件が違ふことに考慮する必要がある。

本稿は、平成24年度 文部科学省科学研究費助成事業 基盤研究 (c) 研究課題名「マイクロクレジットの日仏比較」研究代表者 佐藤順子 課題番号24530759 の成果の一部である。

#### <参考文献>

- ・ Banque de France (2011) "2011 RAPPORT ANNUEL DE L' OBSERVATOIRE DE LA MICROFINANCE"
- ・ Caisse D' epargne Federation Nationale (2010) "Personal microcredit impact study"
- ・ CAPIC (2012) "Affordable Personal Inclusive Credit: French Case Study"
- ・ European Commission, Directorate-General for Employment, Social Affairs and Equal Opportunities (2008) "FINANCIAL SERVICES PROVISION AND PREVENTION OF FINANCIAL EXCLUSION"
- ・ Gloukoviezoff G. (2011) "Do French Financial Co-operatives Still Have a Role in Financial Inclusion?" Journal of Co-operative Studies, 44:1, April 2011
- ・ Jauneau P. and Oimles C. (2010) "CONDITIONS D' ACCÈS AUX SERVICES BANCAIRES DES MÉNAGES VIVANT SOUS LE SEUIL DE PAUVRETÉ"
- ・ Valentin P., Mosquera-Yon T., Masson C. (2011) "LE MICROCRÉDIT"
- ・ 重頭ユカリ (2006) 「フランスの貯蓄銀行 (ケス・デパルニユ) の地域貢献」 農林金融 4月号
- ・ 重頭ユカリ (2010) 「ヨーロッパのソーシャル・ファイナンス」 『総研レポート』 22調一No.8
- ・ 重頭ユカリ (2011) 「フランスの起業向けマイクロクレジット—マイクロクレジット機関Adieを中心に—」 農林金融 4月号
- ・ 重頭ユカリ (2013) 「生活困窮者支援の一環としての家計再生ローン—相談支援とセットになった日本版マイクロクレジット導入の課題—」 宮本太郎編『生活保障の戦略 教育・雇用・社会保障をつなぐ』 岩波書店

(しげとう ゆかり)



# 協同組合による医療と介護の可能性

—JA厚生連の佐久総合病院の取り組みから—

齊藤弥生

〈大阪大学大学院 人間科学研究科 教授〉

## 〔要 旨〕

- 1 本稿はJA長野厚生連佐久総合病院の活動を事例に、ペストフの共同生産の概念を用いて、協同組合による医療と介護の可能性を議論するものである。介護サービス供給において準市場が定着しようとする世界的な潮流のなか、ペストフは、本来目指したはずの福祉多元主義が達成できず、営利企業による市場の寡占化が進行している状況に警鐘を鳴らしている。ペストフは1990年代から調査を通じて、協同組合が提供する医療や福祉サービスの質の高さを明らかにしてきた。近年、ソーシャルエンタープライズ（社会的企業）が注目されているが、ペストフはその代表を協同組合と考える。協同組合による対人社会サービスには3つの潜在的貢献があるとし、働き手にやりがいをもたらし、利用者がエンパワメントされ、複数の社会的価値の創造に貢献すると説明する。またその背景として、協同組合による対人社会サービスには、生産プロセスに「共同生産」(co-production)の過程が組み込まれていることを指摘する。「共同生産」には「共同生産」(ミクロ)、「共同管理」(メゾ) (co-management)、マクロレベル、政策レベルの「共同統治」(co-governance)が存在する。
- 2 JA長野厚生連佐久総合病院は、故若月俊一院長のリーダーシップのもと、日本の医療政策に影響を与える数多くの取り組みを行ってきた。「農民とともに」を基本理念に掲げて展開した「出張診療」「文化活動」「全村健康管理活動」は佐久病院の医療活動の特徴である。ペストフの「共同生産」概念を用いると、地域ケア科が行う在宅での終末医療は、専門職（医師、看護師、介護職員等）と利用者（本人や家族等）による「共同生産」といえる。在宅の終末期医療は専門職の技術だけでは限界があり、本人や家族の意思で成立する。佐久病院と八千穂村（当時）で始めた全村健康管理活動は「共同管理」といえるが、健康管理合同会議の構成メンバーが役場、病院、住民、関係団体（JAを含む）であることを考えると「共同統治」に近い。佐久医師会との協働、地域の多職種との協働によるネットワーク組織の構築は、地域において在宅の終末期医療を普及させるための地域医療政策の一環と考えられ、「共同統治」である。
- 3 ペストフは「医療福祉サービスにおける市民参加と共同生産は、民主主義の発展や再生においても重要な意味をもたらす」というが、協同組合医療介護は日本社会が育んできた財産であり、超高齢社会の医療介護のあり方を考える上で示唆に富んでいる。

## 目次

### はじめに

#### —ペストフと日本の協同組合医療介護—

#### 1 なぜ今、協同組合医療、協同組合介護なのか

##### (1) ペストフの危機感

##### —営利企業による市場の寡占化—

##### (2) 協同組合が提供する福祉サービスの質

##### (3) 「共同生産」

##### —利用者参加による福祉サービス—

#### 2 日本の協同組合医療

##### (1) 日本における協同組合医療の始まり

##### (2) JA厚生連(全国厚生農業協同組合連合会)

#### 3 JA長野厚生連佐久総合病院の取り組み

##### —協同組合医療の事例として—

##### (1) その医療活動の特徴

##### —「出張診療」「文化活動」「全村健康管理活動」—

##### (2) 在宅での終末期医療を可能にするネットワーク

##### (3) 在宅で死を迎えること

##### —住民の希望を実現する医療—

#### 4 協同組合医療の「共同生産」「共同管理」

##### 「共同統治」

## はじめに

### —ペストフと日本の協同組合医療介護—

ヴィクトール・ペストフ<sup>(注1)</sup>は、ヨーロッパのサードセクター研究で多くの業績を持つ政治学者である。日本でペストフは主に労働経済学、協同組合研究の分野で紹介されることが多いが、社会福祉学の分野ではペストフの「福祉トライアングルモデル」は多くの論文で引用されている。この「福祉トライアングルモデル」は福祉サービス供給における政府、市場、地域・家族の役割の中で、サードセクターの位置を示したものである。

ペストフはこれまでも日本の協同組合医療を医療サービスの「共同生産」(co production)の好例として取り上げてきた。患者自らを医療介護に参加させることは、なによりも患者自らの健康に積極的に責任

を持たせることになる。患者はもはや医師や看護師といった専門家にとって受身的な対象とはみなされない。むしろ患者は積極的な主体である。患者自身が基本的な医療情報を集めやすくすることは、患者自身が自らの健康生活を増進させ、このことは患者のエンパワメント<sup>(注2)</sup>につながる。つまり専門家と患者の間に存在する知識の大きな不均衡も崩すことができる。またペストフは、日本の協同組合医療が、患者協同組合すなわち利用者協同組合である点に注目する(Pestoff (1998) p.101)。

ペストフは2012年3月に農林中金総合研究所が主催するシンポジウムで来日した際に、JA長野厚生連佐久総合病院(以下「佐久病院」という)を視察し深く感銘を受けた。当時、筆者はストックホルム大学に客員研究員(2011年9月～2012年6月)として滞在していたが、ペストフはストックホルムに戻ると、‘SAKU’ ‘KOUSSEIREN’ という語を

連発していたことを覚えている。ペストフは1990年代終わりに日本に滞在し協同組合医療<sup>(注3)</sup>の調査を行った経験を持つが、今回、佐久病院を訪問し、日本の協同組合医療に対する関心を一段と高めた。2013年5月には日本の協同組合医療・介護の調査のために、再び来日し、佐久病院の病院祭（後述）を訪問したほどである。筆者自身は文献や報道を通じて、佐久病院の故若月俊一院長の功績、病院の歴史や地域医療の取り組みを知ってはいたものの、佐久病院とその経営母体である協同組合の関係を考えることはなかった。恥ずかしながら、日本の素晴らしい事例を外国の研究者に教えてもらったことになる。

そこで本稿では、ペストフの「共同生産」概念を用いて、協同組合医療としての佐久病院の取り組みを論じる。協同組合研究の第一人者であるペストフが、なぜ佐久病院の取り組みに強い関心を抱いているかについて明らかにしていきたい。

(注1) Victor A. Pestoff. スウェーデン・エーシタシュンダール大学市民社会研究所客員教授

(注2) エンパワメント：利用者が自分の無力感を克服し、自己決定を行う等力をつけること。

(注3) 金沢大学経済学部客員研究員(1998年)

## 1 なぜ今、協同組合医療、協同組合介護なのか

ペストフが協同組合医療、協同組合介護に関心を持つ理由を、医療サービス市場や介護サービス市場の営利企業による寡占化に対する危機感、協同組合が提供するサー

ビスの質の高さ、利用者参加による市民民主主義の活性化への期待の3点からみていく。

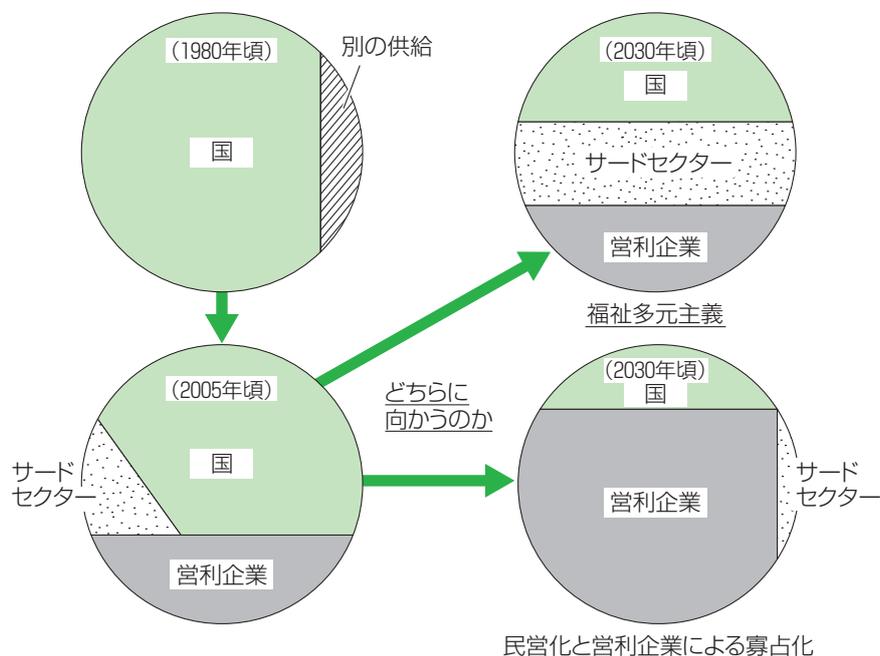
### (1) ペストフの危機感

#### —営利企業による市場の寡占化—

世界的にみて、介護サービス供給においては準市場の形態が定着し、介護サービスも商品として消費するものになりつつある。日本でも社会福祉基礎構造改革（2000年）以降、介護を含む福祉サービスは措置から契約へという傾向が強まっている。

スウェーデンにおける福祉国家の変容を象徴する現象として、福祉サービスの外部委託と利用者選択モデル<sup>(注4)</sup>の導入をあげることができる（第1図）。1990年代以降、供給の多元化が徐々に進行し、例えばストックホルム市では民間事業者による介護サービスの供給は1990年代初頭にはわずか5%程度であったが、2010年には60%を超えた。戦後の福祉国家の形成過程において、スウェーデンでは公的セクターである基礎自治体が福祉サービスの財政と供給の両者を一元的に担うシステムがつくられ、それがスウェーデンモデルとして大きな特徴を示していた。今でも地方税を財源に医療や介護を供給する方式は変わらないが、サービスにおいては、過疎地域を除き、基礎自治体による供給独占という状況は今やほとんどみられない。さらに介護サービス供給の多元化は予算削減を伴うことが多く、サービスの質の低下、利用者負担の増額など、介護の分野に新たな課題をもたらした。

第1図 スウェーデンにおける福祉国家の変容  
(1980年頃→2030年頃)



出典 Pestoff (2009) p.274

一方でソーシャルエンタープライズは福祉サービスの新たな供給主体として重要な選択肢として期待されるようになった。スウェーデンでは一般に、福祉現場の職員は疾病休暇の取得率が高く、離職率も高い。しかしベストフらの調査(1994年)では、例えば協同組合型保育所で働く職員は公立保育所で働く職員より仕事への満足度が高く、病欠率が低い。その理由は協同組合型保育所が小規模で、職員の裁量が大きく、また利用者との良好な関係が持ちやすく、働き手の満足度が高いからと説明している。福祉サービスの質は職員の労働環境や仕事に対するやりがいと直結しており、福祉サービスの質を向上させるために、“良い仕事”を増やすことが重要であり。その点でも福祉分野のソーシャルエンタープライズの存

在に期待が持たれている。営利企業による市場の寡占化を抑え、第1図に示す福祉多元主義を実現する上でもサードセクターの役割は鍵となる。介護保険制度導入後の日本において、NPO、農協、生協等による利用者参加型のサービスが生まれた状況、その一方で大都市部では営利企業による市場の寡占化が進行する状況は両国で共通している。このまま営利企業の勢いが続けば、どの国も2030年頃には福祉多元主義どころか、介護サービス市場は営利企業の独占状態になりかねないことをベストフは警告している。

(注4) スウェーデンでは2009年から「サービス選択自由化法」が施行され、自治体は利用者に対して自治体直営サービスか民間サービスの両方の選択肢を提供しなければならず、利用者はいずれかを選ぶことができる。バウチャーシステムの一つともいわれている。

(注5) social enterprise. 社会的企業と邦訳される。イギリスの社会的企業連合の定義では「社会的企業は、社会問題や環境問題を目的とした活動を展開する事業体。営利企業の多くは社会的な目標を持っていると自認するが、社会的企業は社会的な目的や環境改善の目的をまさに活動の中心に据えていることで営利企業とは異なる。社会的企業は社会改革というミッションを前面に押し出し、それを追求するために利益を事業に再投資する事業体である」(神野・牧里(2012) 59頁)。ペストフもその設立者の一人である。ヨーロッパ社会的企業研究ネットワークEMESは、社会的企業を協同組合的な概念でとらえており、ガバナンスによってステークホルダーの参加と民主主義的な管理・運営が担保されているとする(神野・牧里(2012) 58頁)。

## (2) 協同組合が提供する福祉サービスの質

ペストフは1990年代初頭に「労働環境と協同組合が提供する社会サービスに関する調査」(Working Environment and Cooperative Social Service : WECSS調査)を実施し、協同組合型保育所の社会的意義を明らかにした。1990年代初頭に保育所不足が深刻となり、不足を補うために、両親協同組合やワーカーズコープが運営する保育所が、都市部を中心に増加した。職員、親に対するアンケート調査の分析の結果、協同組合型保育所では働き手と利用者の相互関係が深く、お互いの満足度が高いことが明らかとなった。この調査結果を踏まえて、ペストフは、社会サービスの供給主体としてのソーシャルエンタープライズには3つの潜在的な貢献があることを指摘している。

第一に、ソーシャルエンタープライズは働き手にやりがいをもたらし、働き手の労働生活を豊かにする。特にワーカーズコープ等の職員協同組合は職員の労働意欲を高

めている。それは職員自身が職場において、自分で決定する機会と決定できる可能性が高いからであり、職員の仕事に対する満足度はサービスの質の向上にも貢献する(Pestoff (1998) p.16-17)。

第二に、ソーシャルエンタープライズは利用者のエンパワメントに貢献する。例えば両親協同組合等の利用者協同組合は、利用者自身をサービスの共同生産者にするによって、生産されるサービスの責任を負わせている。この仕組みにより、利用者はサービスの質を向上させるために、自らが発言し、要求を出すようになる。これは供給体に「発言」機能がもたらされることを意味する。その結果、利用者のサービス利用満足度も高まる(Pestoff (1998) p.17-18)。

第三に、複数の社会的価値に貢献する。ソーシャルエンタープライズによって供給されるサービスには柔軟性がある。介護サービスの供給という一次的目標だけでなく、二次的目標として様々な社会的価値を生み出す可能性を持つソーシャルエンタープライズの存在には期待がもたれる(Pestoff (1998) p.19-20)。

スウェーデンでは保育の分野において、両親協同組合やワーカーズコープの増加がみられたが、介護の分野では事例は少なく、さらに近年では営利企業の進出に押されぎみである。介護ソーシャルエンタープライズの事例としては、スウェーデン北部に位置するイエムランド県の過疎地域でみられる高齢者住宅協同組合の取り組み、都市部ではフィンランド人会、シリア人会、ユ

ダヤ系市民のグループが立ち上げた認知症高齢者向けグループホームやホームヘルプの取り組み等がある。スウェーデンの高齢者介護の現場では、特に都市部において、介護職員の欠勤率や離職率が高く、介護職員の不足が課題であるが、介護職員の労働環境は介護サービスの質に直結する。職員の労働意欲を高めるという点でも、ソーシャルエンタープライズは注目されている。

### (3) 「共同生産」

#### —利用者参加による福祉サービス—

公共サービスにおける「共同生産」や「市民参加」の考え方は1970年代から1980年代にアメリカの行政学の分野で注目された。都市型ガバナンスにおいては強力な中央集権と官僚制のもとで、専門職によるサービス供給が効率的であり、効果的と考えられていた。しかし商品の生産と異なり、サービス生産ではサービスの受け手となる利用者の積極的な参加がなくては成立が難しい (Pestoff and Brandsen (2008) p.3)。

そこで当時の「共同生産」という概念は、サービス生産者（ストリート<sup>(注6)</sup>官僚、学校教師や医療介護のワーカー）と利用者との間に潜在的に存在する関係性を示す概念として発達してきた。1990年代に入ると、イギリスの公共サービスの供給にニューパブリックマネジメントの考え方が導入されるようになり、「共同生産」はボランティア組織がサービス供給に果たす役割を示す言葉として使われるようになった。従来から使われてきた「共同生産」概念をベースに、ペストフ

らは「共同生産」(co-production)、「共同管理」(co-management)、「共同統治」(co-governance) という3つのタイプの共同作用 (co-operation) を示し、これらはサードセクターにおけるサービス生産に直接的な影響を与えているとした。厳密に言えば、ペストフらの概念は分析のレベル（ミクロ・メゾ・マクロ）で分類されている。「共同統治」は調整に言及し、そこではサードセクターの組織が計画づくりや公共サービスの供給に参加するかどうか問われる。「共同管理」も調整に言及するが、そこではサードセクターの組織が政府と共同してサービスを生産するかどうか問われる。「共同生産」も調整に言及するが、利用者自身がサービスの何らかの部分を生産するかが問われ、利用者参加 (user involvement) と解釈できる (Pestoff and Brandsen (2008) p.5)。

3つのタイプの共同作用の概念に対し、ペストフらはさらに2つの区別を提示する。まずは組織レベルと個人レベルの区別であり、「共同管理」においては組織間の相互作用に言及し、「共同生産」については個々の市民によるボランティアに言及する。二つめは、政策のサイクルにおけるステージの区別、つまり計画と生産の間の区別である。このことは「共同統治」と他の2つの概念を分離するもので、「共同統治」は政策形成に、「共同管理」「共同生産」は政策実施に焦点を当てる (Pestoff and Brandsen (2008) p.5)。

ワールグレンはスウェーデンにおいて法人別によるホームヘルプサービスの質の比較調査を実施した。その結論は何が良質の

サービスであるかは統一の基準等は存在しないというものであった。例えば介護サービスにおいてはサービスの提供者は利用者との対話を通じて、良質のサービスとは何かを相互に理解する。介護サービスの質は文章化したり、ロボットにプログラミングできるものではなく、提供者と利用者が繰り返し相互に影響を与えながら、学習、再学習されてつくられていくものである(Wahlgren (1996) p.25)とし、マルチステイクホルダーを特徴とする協同組合型事業者の可能性を示した。

ペストフは消費社会の構図では、対人社会サービスにおいて質の向上は望みにくいとす。サービスの供給者と利用者が頻繁に会い、打ち合わせを重ねることで、両社間の情報の不均衡やサービスの質に対する不安を取り除いていくことができ、良質のサービスの共通の基準への同意に向かわせる(Pestoff (1998) p.127)からである。そしてサービス生産への利用者参加は利用者自身のエンパワメントにつながり、また市民民主主義の発展の可能性ももたらしめている。

(注6) ストリート官僚：政策の立案や法案の作成に関わる官僚をテクノクラート官僚、現場窓口の官僚をストリート官僚と呼び、両者を区別することがある。一般の人が福祉サービスを利用する場合、現場官僚の判断が影響することが多い。

## 2 日本の協同組合医療

### (1) 日本における協同組合医療の始まり

1874年成立の日本医制は、今の日本の自

由開業医制の始まりであったが、医制<sup>(注7)</sup>25条には「人民が共同して病院を建設しようとするときは、社中をつのって届けよ」という内容が示されており、当時から協同組合医療の可能性は存在していた。

協同組合の考え方を初めて日本に輸入したのは、松方正義内閣で内務大臣を務めた品川彌二郎であり、日本初の信用組合法案を提出したがこれは不成立に終わった。その後、山縣有朋内閣の時、1900年(明治33年)に産業組合法が成立し、日本において協同組合が法制化された。産業組合は今の農協、生協などの前身で、行政区単位につくられることが多かった。産業組合法は協同組合による農村医療を促した。鳥根県鹿足郡青原村で農村に住む人たちが資金を出し合って、1919年(大正8年)に石西厚生連日原診療所を始めたのが、医療協同組合に始まりといわれ、全国初(世界初)の協同組合立の診療所であった。これは信用購買販売生産組合が医療事業を兼営する形であった。組合長の大庭政世(1882-1939)の手記に、「青原村は、交通上の要駅なるも医師を欠くこと多年なり。本村は、医師に就き常に不幸の境遇にありて、相当手腕ある医師を渴望すること久しかりし。医院事業を組合において経営するのは本村の現状に鑑み、極めて適切のみならず、組合精神を喚起する上にも効果あるべきを信じ、定款に規定し、利用事業となす」とある。

東京では医療単独の協同組合診療所が新宿で開設された。賀川豊彦(1888-1960)の社会思想に基づく協同組合医療の始まりで

あり、東京医療利用組合（現東京医療生協中野総合病院）であった。当時の組合長は新渡戸稲造（1862-1933）、専務が賀川豊彦であり、協同組合による病院や診療所の設立は全国に展開した。東京医療利用組合の設立趣意書には次のような記述がある。「わが国の医学は、世界的に誇りうるまでに発達しながら、この恩恵に浴する者が、斯く制限されている。誠に遺憾この上ない。協同組合病院は、個人として医師の及ばない経済上の問題を解決し、すすんで治療の根本的問題、組合員の保健、すなわち予防医学まで、誠意を持って徹底的な貢献なしうる点において特色を持つ。私どもが医療事業を特に、協同組合の形態において経営せんとするゆえんは、この運動が、国民のあらゆる層に及ぼしうべき性質のものであり、新社会の基幹となるべきものと信ずるが故に、これが社会単位の組織に、大きな意義を認めるからである」というように日本の協同組合医療は、都市か農村かを問わず、また貧富の差を問わず、すべての人々を対象とした普遍的な医療給付を目指していた。

日本の戦前にみられる協同組合医療は、情報の非対称性から専門家優位になりがちな医療において組合員（=多くの場合、地域の人々）が参加してきた点が大きな特徴といえる。多くの場合、病院の開設、資金集め、医師の確保などは地域の人々の手で行われてきた。協同組合の医療運動は、農民自身の運動であり、いざという時のための医師の確保とともに健康を守ることを目的としていた。そのため農村の医療協同組合

では保健婦を置いて、巡回指導や保健活動に取り組んでいた。保健婦の人件費は国保から支出されており、予防活動による国保財政の健全化も目指していた。このことから、協同組合医療が医療と生活を総合的に考えていたことがわかる。

戦後、農業協同組合法（1947年）、消費生活協同組合法（1948年）の施行とともに、協同組合医療は2つに分かれていく。

（注7）「一府県或いは有志の人民協同して病院を建設せんと欲する時は先づ発起人中の人員医師職員の嘱籍名履歴及び会社の方法資金の經由保続の目的を記し学問の課程病室薬局の規則を附して地方官之を衛生局に議し文部省に達し許可を受くべし」

## （2）JA厚生連（全国厚生農業協同組合連合会）

JAの医療事業は1900年に制定された産業組合法のもとで、1919年11月に、窮乏している農村地域の無医地区の解消と低廉な医療供給を目的に、鳥根県鹿足郡青原村の信用購買販売生産組合が医療事業を兼営したのが始まりといわれている（前述）。その後、この動きは全国的に広がるが、戦時中は農業会に改組され、1948年に農業会は解散し、農業協同組合法のもとで厚生連がこの歴史を継承し現在にいたっている（全厚生連ホームページ）。

厚生連は医療法（第31条）で公的医療機関の開設者として、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会などとともに厚生労働大臣の指定を受けている。営む事業は医療・保健事業および老人福祉事業に限られ、出資配当の禁止、残余財産の帰属先の制限

など一定の要件を満たすことを条件に、医療保健業に関わる法人税などが非課税となっている。

全厚連による病院事業は全国に114病院と66診療所を有する(2011年)が、その41.7%が人口5万人未満の市町村に立地している。そのうち24施設は市町村唯一の病院となっており、歴史的にみても、現在でも、農山村を中心とする地域の基幹病院としての役割を担っていることがわかる。厚生連病院の病床数が最も多いのは新潟県(4,262床)で長野県(4,206床)、秋田県(3,881床)が続く(2011年)。

### 3 JA長野厚生連佐久総合病院 の取り組み —協同組合医療の事例として—

JA長野厚生連佐久総合病院(佐久病院)は長野県佐久市(人口10万人)にある長野県東信地方の基幹病院であり、「佐久病院は『農民とともに』の精神で、医療および文化活動をつうじ、住民のいのちと環境を守り、生きがいのある暮らしが実現できるような地域づくりと国際保健医療への貢献を目指します」を理念として掲げている。ペストフが高い関心を持つ日本の協同組合医療の取り組みを佐久病院の事例から検討する。

#### (1) その医療活動の特徴

##### —「出張診療」「文化活動」「全村健康管理活動」—

「私が東京からこの山の中へ来たのはい

まから50年前ですから、今とは当時の村の様子は全然違います。病気も違いました。あの頃はみんなおなかの中に『腹の虫』を持っていました。回虫、十二指腸虫です。秋口になると伝染病が流行って、この辺でも赤痢が随分とでました。集団赤痢です。臼田町などでも集団的に腸チフスが流行って大変だったものです。(中略)今ではどの家だって湯殿も内便所もあるけど、昔はなくて外便所だけの所が多かったんです。そういう中で、健康のことは考えずにひたすら働いてきた、いや『健康を犠牲にして』働かされてきたわけです。長い封建社会の歴史の中で、そのことを『百姓』と言ったものです」(1993年若月俊一院長講演より)(JA長野厚生連佐久総合病院(2011)11頁)。

佐久病院は1944年に農業会により開設された病院であり、1945年3月に若月俊一(1910-2006)が赴任してから病院を拠点とした農村医療の展開が始まる。ここでは地域福祉の視点から見た佐久病院の医療事業の特徴を3つの点から整理したい。

一つめは出張診療活動である。「私どもは日夜病院で『手遅れ』の患者ばかりを診ている。これの治療に全力をつくすことはもちろん大事であろう。しかし、一歩進んで村の中に入って行って、病気を早期に発見することの方がより重要ではないか。これこそ農民のニードといわねばならない。私どもはこれを満たす実践にふみこまねばならぬと考えた。私どもの顔がひろくなり、しだいに町や部落の青年団や婦人会と連絡がとれるにしたがって、その要請に応じて、

出張診療を始めることになったのである」(若月(1971)30頁)。当時は政治的な思想の宣伝をしている、医者たちが病院を留守にしているために多くの入院患者が死んだなどの根拠のない批判もあったという。出張診療は主に農閑期に各部落の公民館を利用して行われ、初めは不定期であったが、徐々に定期的に行われるようになった。検診内容は、医師の診察のほか、血圧測定、検尿、検便(虫卵)などが主だったが、高血圧・脳卒中や寄生虫症が多く、この程度の内容でも病気の早期発見に有効であった(JA長野厚生連佐久総合病院(2011)37頁)。

二つめは文化活動である。病院が文化活動を行うというのは世界的にみても珍しいことであるが、松島松翠名誉院長は「文化とは、『人間が人間らしく生きる営み、生き方』をいうのであり、『人間らしい生き方を獲得する活動』が文化活動である」とする。佐久病院では「医療は文化」という理念のもとで、医療活動と文化活動が共に病院運営の方針となっている。

病院内には劇団部、コーラス部、吹奏楽団などの文化部と、野球部、卓球部などの体育部がある。また1947年から続いている病院祭は毎年5月の土日に行われ、病院を開放して行われる。2013年5月の病院祭には5万人の来場者があり、佐久市の人口が約10万人であることを考えると、地域全体の行事になっていることがうかがえる。周辺自治体の行事にも積極的に参加して、住民との交流を行っている。

佐久病院の演劇部は1945年に始まるが、

臼田町で演劇大会をするために病院からもチームで出演をしてほしいという青年団からの誘いがきっかけとなった。若月医師は町の青年たちと仲良くなるためのいい機会であると考え、また「農村で文化活動をするにあたって、二つのことを君たちにおくる。一、小作人たれ。二、農村演劇をやれ」という宮沢賢治の教えの影響を受けて、これに参加した。

「白衣の人々」というタイトルの初めての演劇は病院で働く人の生活を描いたものであった。無医村への巡回診療をきっかけに、芝居の中に、へき地に住む村民を啓発するための衛生思想を積極的に組み入れるようになったという。「当時農民が私どものいわゆる医学常識をもっていないことはなはだしいものがあった。右の下腹が痛ければ盲腸を疑うなどということを全く知らないのだ。そういう場合は、『虫腹』(当時はどんなに回虫が多かったことだろう)とは違うのだから、腹を温めてはいけないのだ、冷やさなければいけないのだ。こんな常識を、講演の中だけでなく、劇の中にもおりこんで、おもしろおかしく演じてみせる。特にこれを巡回診療と組んでやると大きな効果があったように感じた」(若月(1971)28頁)。

テレビやラジオが普及していない当時は、病院の演劇班が村に行くと、寸劇を楽しみに、村中の人々集まってきたという。疾病予防の知識と身につけてもらうだけでなく、当時の農村にあった「健康犠牲の精神」を改革することも重要であった(JA長野厚生

連佐久総合病院（2011）37頁）。

三つめは定期的集団検診と全村健康管理活動である。村と病院が協力して病気の予防という課題に立ち向かった「八千穂村全村健康管理活動」は全村民の健康台帳をつくり、冬の農閑期に全集落をまわり、全村民の健康診断を行うもので、日本の健診システムのモデルになったといわれている。

1959年に八千穂村（現在は佐久穂町）では全村健康管理が始まったが、そのきっかけは国民健康保険の医療費半額自己負担分の現金支払い問題であった。国民健康保険法改正（1957年）で自己負担分の窓口徴収が始まった。当時は多くの農民が1年のうちにお盆や年末にしか現金収入がなかった。診療のためには常に現金を持たなければならなくなり、受診抑制につながり、早期発見ができなくなる。そのため八千穂村では井出幸吉村長（当時）を先頭に県に対して陳情を続けた。陳情は通らなかったが、八千穂村では制度開始後も窓口徴収はすぐには実施せず、1年半遅れで実施した際も、他の町村が5割自己負担のところを八千穂村では4割負担としていた（JA長野厚生連佐久総合病院（2011）41頁）。

この運動の中で、若月医師は井出村長に病人をつくらないように、村をあげて健康を守る運動に取り組もうと提案し、村の開業医も最終的に賛同した。全村民に配布された健康手帳に自分自身で健康日記をつけるという仕組みをとった。職業、食習慣、住宅などの生活環境、家族の遺伝関係、自分の病歴や経過を詳しく記入する。年1回

の検診結果や医療機関にかかった際の記録も書き込む。書き方には村の有線放送、保健師、国保担当者、衛生指導員が繰り返し、宣伝や教育を行った。

この健康手帳をもとに、村では健康台帳を作成し、個人、世帯、集落の3種類の台帳が5年分、年次別にみることができる。これにより村民の健康状態を個人だけでなく、生活環境から総合的にとらえることができる（現在は個人情報保護の視点から、部落台帳、世帯台帳は活用されていない）。

全村健康管理活動は病院の医師だけでは実施できず、村内の関係者や関係団体との連携が必要となる。横の連携としては健康管理合同会議が設置され、役場からは村長、議長、住民課長、保健婦、事務職員が、住民組織からは保健委員、衛生指導員、衛生部代表が、病院からは健康管理部と出張診療班が、関係団体からは農協、公民館、小中学校の担当で構成されている。

## **(2) 在宅での終末期医療を可能にする ネットワーク**

「出張診療」「文化活動」「全村健康管理活動」は佐久病院の歴史からみた大きな特徴であるが、近年、日本の医療や介護が大きな課題とする終末期医療への取り組みが佐久病院の地域ケア科を中心に展開されている。厚生労働省による終末期医療に関する意識調査（2007年）をみると、「できるだけ長く在宅で療養したい」と回答する人は60%を超えている。

その一方で、60%以上の人々が最期まで

自宅で療養することは困難であると考えている。自宅療養が困難な理由は、「介護してくれる家族に負担がかかる」(80%)「症状が急変したときの対応に困る」(58%)であった。厚生労働省の統計(2002年)では、日本の在宅死亡率は13.4%で、スウェーデン51.0%、オランダ31.0%、フランス24.2%に比べて低く、日本では多くの人々が在宅での終末期医療を望んでいるにもかかわらず、在宅死が困難な状況は続いている。

佐久病院内に正式に地域ケア科ができたのは1994年であるが、その理念は1945年3月に若月医師が佐久病院に来て、同年12月から出張診療活動を開始したときに始まるといえる。入院医療と外来医療のみを行う病院が多いなか、佐久病院には、病院の持つ力を10と考えたときに「入院医療5：外来医療3：地域医療2」とする考え方があ。地域医療に力を入れる基幹病院は少なく、「地域医療2」は佐久病院の医療活動の特徴を示している。

佐久病院の地域ケア活動の理念は「障害をもっても住み慣れた地域で安心して暮らせるために」というもので、その活動の柱を「生命(いのち)を守る援助(在宅医療)」と「生活(くらし)を守る援助(在宅福祉)」としている。そのため佐久病院の地域医療は公衆衛生や保健予防に加え、地域ケアや福祉の領域も含んでいる。「(医療の専門家は)つつい生命にのみ注目しがちであるが、同時に注目しなければならないのは患者自身のくらしであ

る」と医師らは考えている。

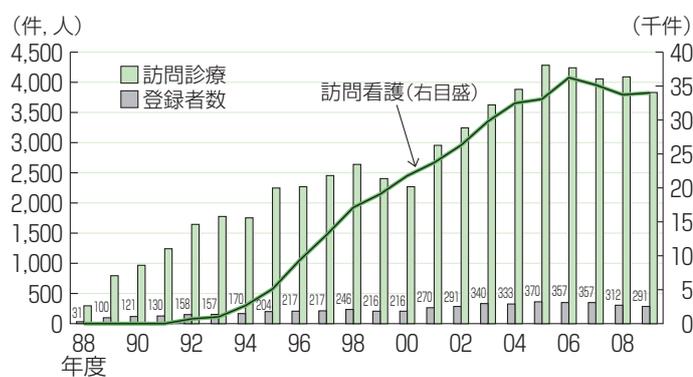
佐久病院の地域ケア科の提供するサービスには、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリなどの一般の医療機関が提供するもののほかに、地域包括支援センター、居宅介護支援事業(ケアプラン作成)、宅老所等、介護保険サービスも含まれており、さらにJAが提供する福祉事業との連携もはかっている。

訪問診療を利用していた家族からの申し出で民家を借り受け、「宅老所やちほの家」を開設し、認知症の方のデイサービスを行っている。9人が利用しており、朝の迎えは定時に行われるが、特別に決まったプログラムはなく、その人にあわせて何かをやってもらうことが大事と考えられている。これも患者の生活全体をとらえようとする訪問診療からの発想につながる。

2010年現在で佐久病院の訪問診療の登録者数は210人で、10年前に比べて約9倍に増加した。登録者が最も多かったのは2005年で370人の登録者があり、このことは病院外に370床があるということになる(第2図)。

また1987年に比べ、地域ケア科の職員数

第2図 佐久総合病院における訪問診療・訪問看護・登録者数の推移



出典 JA長野厚生連佐久総合病院(2009)

も増えたが、最も大きな違いは介護保険制度で新たな専門職となった介護支援専門員であり、23人を配置している。そのうち約半数の12人が看護師である。医療依存度が高い高齢者、例えばがん患者の在宅介護では、看護師資格を持つ介護支援専門員の役割は大きい。

近年では佐久医師会と協働して、地域ケアネットワーク研究会を開催している。これは在宅医療を普及するための課題を検討するための研究会で、佐久医師会のメンバー9人（開業医3人、中小民間病院2人、自治体病院2人、佐久病院2人）で構成され、2か月に1回の会合を開いている。佐久病院の働きかけにより、佐久医師会内において訪問診療を行う診療所は1992年に12か所（全体の50.0%）、2006年22か所（全体の57.9%）、2010年32か所（全体の68.0%）と着実に増えてきている。片道15分以内で移動ができる範囲内で1～2件程度、また佐久病院で夜間のバックアップ体制をとることで、開業医が負担感を感じずに訪問診療が可能だという。佐久医師会内では、2009年には89人の在宅看取りが行われたが、その約40%は2つの診療所で行っており、1～3件の在宅看取りを行った診療所が約40%であった。

また「佐久コミュニティケアネット」は2008年8月に発足させ、佐久地域の多職種が集まり、2か月に1回の割合で事例検討会を行っている。薬剤師、医師、介護職、福祉職等、毎回80人程度が集まっており、まずはお互いに顔がわかる関係を目指している。

### (3) 在宅で死を迎えること

#### —住民の希望を実現する医療—

地域ケア科では、在宅医療の可能性をさらに高めていくには住民参加、住民主体が欠かせないと考えられている。佐久で在宅医療が可能な背景には、訪問看護、介護、薬剤師等の関連機関との協力、いざという時のための病床の確保、がん終末期でも相談可能な緩和ケアチームの存在が安心感につながっていると考えられるが、同時に、いかにして地域住民が主体になれるかが在宅医療を普及させるための大きな課題と考える。最終的に在宅医療を選択するのは患者本人なので、病院は患者に対して安心感を具体的に示すことが重要となる。「医師はがん患者の専門家ではない」と医師らは考える。

地域ケア科が行う在宅医療は、その人が希望する場所でその人らしく最期まで生きる事を支える医療を目指しており、その内容も特徴的である。訪問診療は医師と看護師のペアで行われる。介護者との会話も重要と考え、例えば高齢者夫婦の家を訪問した時には患者が診療を受けている間、もう一人の職員は家族と会話をする。介護者が倒れたら患者本人も自宅で生活することが困難になるため、介護者自身の健康状況（精神的な疲労も含めて）も確認することが重要となる。現行の医療保険制度では看護師の同行は診療報酬の対象とならず、病院にとっては持ち出しとなる。

しかし佐久病院では、一人の患者を専門が異なる職員が見ることで患者の状況を多

角的に評価でき、また車での移動中に情報交換ができる点を重視している。訪問診療で身体的な診療が行われるのは当然であるが、訪問診療はその患者の家に入る前から始まると認識されている。その患者がどのような地域に住んでいるのか、どの部屋で寝ているのか、家の中は片付いているか等の情報は、患者の診療にとって重要な情報となる（例えば、家族に大事にされている人は家族の目が届くところに居室があることが多い等）。その人の病状だけを見て対応するのでは不十分であり、間違った診療判断をすることになるという。全人的な医療を行うために、その人がどのような生涯を送ってきたのかを知ることも重要であり、それがあってこそ、看取りができると医師らは考えている。

地域ケア科では、遺族に対するグリーフケアとして、エンゼルメイク、遺族訪問、故人を偲ぶ会（遺族会）の支援を行っている。グリーフケアは、親しい人を亡くした悲しみから遺族が立ち直ることを支援する行為である。グリーフケアの一つとして、在宅で亡くなった方々へもエンゼルメイクを行う。エンゼルメイクは、患者が亡くなった際に、故人の顔色や表情などをメイキャップで手直しをする行為であり、特に故人に苦痛の表情があった場合、それを穏やかな表情に化粧することは遺族の気持ちを慰めることにつながる。

また地域ケア科では四十九日の前後に故人の在宅医療に関わってきた職員が遺族を訪問し、在宅医療にあたった遺族を慰める

とともに、会話を通じて職員に対する評価を受ける。また地域ケア科は毎年「佐久総合病院地域ケア科登録患者様故人を偲ぶ会」を開催し、その年に亡くなった患者の遺族の会食の場を設けている。この「偲ぶ会」の経験により、遺族会がつくられ、地域ケアを経験した人たち同士のネットワークが形成されている。

#### 4 協同組合医療の「共同生産」「共同管理」「共同統治」

ペストフがなぜ佐久病院の医療に注目するのか、日本の協同組合医療に注目するのか。ペストフの示す諸概念に照らして佐久病院の取り組みを検討する。

「共同生産」：地域ケア科が行う在宅での終末期医療は、医師や看護師らといった専門職と患者である利用者の中で営まれる医療の「共同生産」ということができる。在宅での終末期医療は専門職だけで成立することはありえず、在宅生活を選択する本人の主体性が問われる。本人や家族が在宅生活を選択できるのは、専門職による支援があつてこそであり、佐久病院は在宅医療を支える様々なサービス、特に本人や家族が最も不安を感じる緊急時の対応にしっかりと応えている。

終末期医療の普及には、サービス提供者とサービス利用者の相互関係と信頼が欠かせないことを明確に示している。訪問診療での家族への配慮、また患者が亡くなった後のグリーフケアや遺族会の開催等の様々

な配慮は、地域の人々の間に終末期医療に対する信頼を高める上で大きな貢献をしている。在宅で家族を看取った経験が語り継がれ、自然な形で地域に普及していくからである。持続可能な社会保障制度、人間の尊厳を保つことができるサービス、ボランティアの発露の三者を共存させるためには、地域において参加・協働・学びの機会が保障されなければならないといわれる。佐久病院の終末期医療は、地域における参加、協働、学びの機会を保障することで、人間の尊厳を保つことができるサービスとともに、医療費の高騰を抑え、持続可能な社会保障制度への提言を行っていると考えられる。

「共同管理」:「共同管理」の概念では政府とサードセクターの相互作用が言及されるが、佐久病院と旧八千穂村で始めた全村健康管理はその例と考えることができる。これは病院独自でできる取り組みではなく、村と病院の共同事業である。しかし健康管理合同会議の構成メンバーは役場から、病院から、住民から、関係団体から選出され、活動方針を決めていることから考えると、むしろ「共同統治」の考え方に近いものと言えるかもしれない。

「共同統治」:佐久病院がリーダーシップをとって行われている医療介護のネットワークづくりは「共同統治」と考えられる。佐久病院は地域ケア科の職員を増やすだけでなく、地域全体の医療介護資源を見据えたガバナンスに貢献している。日本の介護保険制度では地域包括支援センターを核

に地域ケア会議<sup>(注8)</sup>の設置を試みている。地域ごとに医療介護の社会的資源の構成が異なるために、誰がリーダーシップをとるかは地域ごとに異なる。佐久病院では佐久医師会と地域ケアネットワーク会議を開催し、それをきっかけに、訪問診療の件数も増えている。また「佐久コミュニティケアネット」では医療や介護に関わる様々な職種や事業者が集まっている。

JAの行う介護保険事業の特徴もそのユニークさから注目できる。介護保険事業を行うJAは全組合の42.5%で、そのうち89.8%にあたる273組合が訪問介護を行っている。次に居宅介護支援事業75.3%、通所介護42.1%と続いている(2011年)。JAでは女性部の活動を通じて、1991年から厚生省(当時)指定のホームヘルパー養成研修に取り組み、2010年までに約12万人のホームヘルパーを養成してきた(小田(2012)39-47頁)。JAの訪問介護は女性部が中心となって活動する助け合い組織との連携がユニークである。お盆を迎えるためのお墓の掃除、秋の農繁期に高齢者の一時預かりや食事サービスを行う等、介護保険外のサービスを助け合い活動で行う組織もある。女性の賃金労働の場ができ、どちらかといえば保守的で家族のつながりが強い地域に介護保険制度の理念を浸透させた点も大きな貢献と言える。

飯嶋郁夫は「佐久病院は農業協同組合の病院である。協同組合の『基本理念』は『参加と民主主義』である」と先輩から教えられてきた。最初はサッパリわからなかった

が、今は、『本当にそーだな』と思える。私が佐久病院での『仕事』で得た、大きな結論の一つである」(飯嶋(2013)35頁)と語るが、「福祉サービス供給における市民参加と共同生産は、民主主義の発展や再生に重要な意味をもたらす」というペストフの考え方と共通している。

現在、筆者はペストフとともに協同組合医療介護の共同調査を行っている。2013年5月には坂下厚生総合病院(福島県厚生連)、豊田厚生病院(愛知県厚生連)、足助病院(愛知県厚生連)等を訪問し、インタビューをさせていただいた。外国人研究者がここまで魅了される取り組みが日本にはまだまだ存在するはずである。日本に住む私たちがまずその存在を知り、またその取り組みからのメッセージをしっかりと受け止めることが、今の日本の医療と介護を考える上で必要なことなのではないだろうか。

(注8) 地域ケア会議は、2025年を見据えて、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステム実現に向けた手法であり、具体的には介護保険制度のもとで設置されている地域包括支援センターが中心となって進められる。地域包括支援センター(又は市町村)は、多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの地域ケア会議を開催するとともに、必要に応じて、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するための地域ケア会議を開催する。将来的にはこれらを社会資源として介護保険事業計画に位置づけ、PDCAサイクルによって地域包括ケアシステムの実現へとつなげることを目標とする。(2013年地域包括ケア研究会報告書より)

\* 本稿は2012年11月13~14日に行われた協同組合人づくりネットワーク主催「協同組合人づくりネットワーク第4回学習会」(佐久総合病院視察)

に参加の際にいただいた資料および講話の内容を使用している。貴重な機会と情報を下さったJA長野厚生連佐久総合病院の皆様、JA厚生連、JA全中、農林中金総合研究所の皆様にご心からお礼を申し上げます。

「2 日本の協同組合医療」についてはJA厚生連松本誠悦様の講義を引用しています。また農林中金総合研究所原弘平常務様には、ペストフ氏との研究調査でご指導を頂いています。重ねてお礼を申し上げます。

#### <引用文献・参考文献>

- ・飯嶋郁夫(2013)「健康管理活動への私のこだわりと願い」佐久穂町「地域健康づくり員」学習会資料、季刊佐久病院No.17
- ・小田志保(2012)「JAの介護保険事業の現段階の課題と対応」『農林金融』4月号
- ・神野直彦、牧里毎治(2012)『社会起業入門：社会を変えるという仕事』ミネルヴァ書房。
- ・JA長野厚生連佐久総合病院(2009)『佐久総合病院年報』
- ・JA長野厚生連佐久総合病院(2011)『健康な地域づくりに向けて 八千穂村全村健康管理五十年』
- ・松島松翠、横山孝子、飯嶋郁夫(2011)『衛生指導員物語』JA長野厚生連佐久総合病院
- ・若月俊一(1971)『村で病気がたたかう』岩波新書
- ・若月俊一監修、松島松翠編集(1999)『佐久病院史』勁草書房
- ・Pestoff, Victor A. (1998) *Beyond the Market and State: Social enterprises and civil democracy in a welfare society*. Ashgate Publishing Limited (藤田暁男・川口清史・石塚秀雄・北島健一・的場信樹訳(2000)『福祉社会と市民民主主義—協同組合と社会的企業の役割』)
- ・Pestoff, Victor. and Taco Brandsen. (2008) *Co-production. The Third Sector and the Delivery of Public Services*. Routledge.
- ・Pestoff, Victor A. (2009) *A Democratic Architecture for the Welfare State*. Routledge.
- ・Wahlgren, Ingela (1996) *Vem tröstar Ruth? En studie av alterantiva driftformer i hemtjänsten*. Färetagsekonomiska institutionen, Stockholmuniversitet.

(さいとう やよい)



生源寺眞一 著

## 『農業と人間』

食と農の未来を考える』

TPP問題で農業が最大の焦点になるなか、政府は農林水産業を成長産業にするという「攻めの農林水産業」の戦略を打ち出し、農地集積による規模拡大、6次化・輸出拡大での付加価値向上という市場経済をベースとする政策を推進しようとしている。農業・農家所得が増加することは望ましいことだが、筆者の言葉を借りればあまりに「傲慢な経済学」を振り回した戦略と感じざるをえない。

筆者は『新版 よくわかる食と農のはなし』（2009年、家の光協会）のなかで、農業経済学は市場原理主義の傲慢な経済学と違い「謙虚な経済学」であるとして、「農業経済学は生きた農村と農家を相手にする。そこには歴史が刻まれており、慣習がものをいう場合も少なくない」と述べている。本書はこうした筆者の農業経済学に対する思いのもとに、リカードなど経済学の古典を再訪することで経済学の有効域を理解しつつ、江戸時代から今日までの日本農業の歩みと、世界、なかでもアジアの中の日本というポジションを踏まえ、成熟社会に移行しつつある日本の農業の現在地を確認したうえで、食と農の未来をじっくりと考える多くの素材・ヒントを提供してくれる内容となっている。

例えば、TPP問題については、日本経済の発展の帰結としてある種の必然性をもって浮上した問題としながらも、グローバル

化と国際化は似て非なるもの、食料輸入国の立場からミニマムの食料供給力を確保するための政策は容認すべき、農業界と経済界の二項対立的な非難の応酬ではなく消費者等の立場も含め他者への配慮が必要、との論点・視点を提示している。

また、兼業農家について、兼業農家として農業を継続することは経済成長への農家の合理的な適応行動だったとする一方で、その兼業農家も高齢化して水田農業の存続が危ぶまれ、かつ農業用水などの生産基盤を支えた農村コミュニティが変容する事態に対し、水田農業の将来像とコミュニティ共同行動の継承をどう考えるのかという論点を提示している。

こうした論点・視点は第5章「変わる農業、変わらぬ農業」、最終章「開かれた議論のために」に集約されているが、併せて、日本の農業・農村について新たな挑戦と継承すべき農村の生きた文化資産を取り上げており、水田農業の活路として食品産業の要素を取り込み経営の厚みを増す事例や、収益の追求を最優先の目標としない経営者の活躍事例など、食と農の未来を考えるヒントとなる。

こうした事例に具体的なフィールド名は記されていないが、あとがきで述べられているとおり、全体に筆者が農業の現場に足繁く通った経験が滲み出ており、経済学と歴史をベースとしながらも読みやすい内容となっている。今、農学部が女子に人気が出ているそうだが、そうした学生をはじめ、今、農業を巡る議論に参加する関係者にぜひ読んでもらいたい一冊である。

——岩波書店 2013年10月

定価2,205円（税込） 213頁——

（編集情報室長 堀内芳彦・ほりうち よしひこ）

## 養殖業の計画生産

水産政策は近年、画期的変化をとげた。農業にならって2011年にスタートした資源管理・漁業経営安定対策のうち、漁業共済制度に「積立ぷらす」を上乗せした資源管理・収入安定対策は、一躍、水産庁の通常予算において最大の支出項目となった。養殖業の計画生産は、収入安定対策と連動するが、実施されれば遅ればせながら、画期的価格政策として評価できよう。

1990年代末から養殖生産物は、全般に過剰生産による価格低迷に苦しみ、しばしば経営不振に見舞われた。それはとりわけ、ブリ、カンパチ、マダイの魚類養殖業において著しい。2012年春からkgあたり1,000円前後の卸売価格が続いているマダイ養殖業にしても、2006～2011年における養殖部門の売上高利益率(会社経営体)は、黒字年が2006、2007、2011年の3年のみ、それも1.7～3.5%の低比率にとどまる。養殖業のネックが低価格にあることは周知の事実であるが、その根本的原因である過剰生産に正面から対処しようとする試みは、採捕漁業を含めかつてなかった。水産業あるいは水産政策における価格政策の不在が指摘されるゆえんである。

少子高齢化と所得低迷により水産物消費の萎縮が予測され、養殖業は海外市場＝輸出の拡大を除き、国内的にはいっそう生産過剰が加速しよう。折から「養殖業のあり方検討会とりまとめ」(水産庁、2013年7月)が公表され、「需要に見合った計画生産の取組」を提起し、需給調整に本格的に立ち向かおうとしている。5回に及ぶ検討会の内容も念頭におきながら、計画生産について考えよう。

2月に始まった検討会では養殖業の現状と課題をめぐり、消費者の安全・安心、漁場環境、資源管理、経営力の強化といった広汎なテーマが議論された。中心は経営問題であり、なかでも計画生産の導入が注目をあびたのである。

養殖生産物価格は生産量の増減により大きく変動し、天然魚・輸入魚の動向も絡み、供給過剰による価格暴落を幾度も経験している。魚類養殖業の大宗であるブリが代表的である。資源管理・収入安定対策はもともと、漁獲変動を緩和し事後的に経営安定に寄与する制度設計であるが、それを「需要に見合った生産・出荷」、すなわち事前の計画生産により、価格安定・経営安定を促進企図する。

同様な価格政策は米の減反を筆頭に農業政策の基調を形成してきたが、独禁法

との関係から、次のような枠組みが想定される。行政＝国が全国の生産数量ガイドラインを設定し、県＝産地レベルにおろし、漁協・養殖業者等ごとにガイドラインに即して生産目標数量を定める。それを都道府県知事が確認のうえ、適正養殖可能数量として持続的養殖生産確保法に基づき、漁場改善計画を認定するのである。将来の市場拡大として期待される輸出には、国内の需給調整と両立できるように、生産目標数量とは別枠の仕組みを検討する。計画生産の構想の骨子を説明したが、残されている論点を述べよう。

第1。ブリ、カンパチ、マダイが差しあたり予定されているようであるが、資源管理・収入安定対策に対する対象品目の加入要件を緩和し、従来の養殖生産量の5%以上の削減から「計画生産への参加」のみに限るといふ。優遇措置がほかにも考えられているが、参加者にモラルハザードが生じないよう充分な歯止めをかける必要がある。生産目標を守らなければ計画生産＝需給調整は有名無実となろうし、原則論を言えば、計画生産の最大の受益者は、例外はありうるとしても養殖業者自身なのであるから。

第2。計画生産を担う系統組織＝漁協は漁家経営に基盤がある。しかし魚類養殖業では生産金額・経営内容の両面から、経営体数は少ないけれども、企業経営が優位にあり経済的基軸を占める。これは大手の生産者(企業経営上層)と中小零細生産者(漁家および企業経営下層)の問題として検討会でも議論されたが、販売額においてスケール・メリットが成立し、農業に比べはるかに大きい養殖業における階層差を、いかに計画生産に組織的・制度的に組み込んでいくかという課題がある。

計画生産には適切な需要予測が欠かせない。最大の難題に計量経済分析の成果が待たれるが、農業とは異なり、養殖業では輸入以外に天然魚の資源・生産動向→ブリ、マダイ→をもあわせ考える必要がある。計画生産→需給調整→価格安定が、制度設計としても現実の実施過程においても、一筋縄ではいかないことは農業の経験が物語る。生産調整からデカップリングに向かいつつある農業に比べ、周回遅れではあるが、しかしこれまでの価格政策不在からすれば、計画生産は画期的水産政策と言ってよく、刮目<sup>かつもく</sup>して今後を注視したい。

(東京海洋大学 名誉教授

(株)農林中金総合研究所 客員研究員 小野征一郎・おの せいいちろう)

# 資金循環の構造変化と農協信用事業

主席研究員 小野澤康晴

## 〔要 旨〕

- 1 バブル崩壊以後のわが国について、経済の実体的な側面と、同時に進んできた金融面の動きの基本的な関係を把握するため、企業部門、政府部門、家計部門について、マクロ的な貯蓄投資動向と資金過不足の推移等を整理した。その結果、バブル崩壊後当初の10年である90年代よりも2000年以降の方が、様々な構造変化が明確になってきたといえる。
- 2 企業部門については、2000年代に入り大企業と中堅中小企業との間の貯蓄投資、資産負債形成行動の違いがはっきりしてきたこと、また大企業においては、バブル崩壊以後進んだ株式保有構造の変化を受けて配当支払額の増加といった株主重視の行動が明確になってきたことや、労働分配率の低下等、付加価値の分配について大きな変化がみられた。
- 3 政府部門については、投資面でバブル崩壊以後、特に地方経済に対しては、景気安定化よりもむしろ景気変動を大きくした懸念があること、所得税・法人税の減税等と間接税の増税を経て、歳入の面から所得再分配機能を低下させてきたことが指摘できる。
- 4 家計部門については、所得環境悪化に加えて高齢化のなかで貯蓄率が低下し、金融資産の増加ペースが落ちてきていること、住宅投資が伸び悩むなかで個人事業の低迷もあって投資活動は不活発で、負債残高が緩やかに低下してきたこと、企業行動の変化を受けて、家計における所得格差や資産格差が拡大してきたこと等が指摘できる。
- 5 現代経済の構造変化を総合的に把握する枠組みとして、資本市場の影響力が強まるなかでの企業行動の変化、及びその結果としての格差拡大や不確実性の高まりといった状況を、経済の「金融化」(financialization) という概念をベースに批判的に分析する流れが海外では広まっており、注目される。バブル経済や金融危機、デフレの長期化等からも明らかなおとおり、現代経済を総合的に把握する枠組みは、何らかの形で実体経済と金融の相互関係をとらえるものでなければならない。経済の金融化をめぐる議論はそのような枠組みを提供するものであり、わが国経済の構造変化を理解する上でも有効性があると考えられる。
- 6 経済の金融化をめぐる議論のなかで、金融化現象の一つの特徴として「財産権を人権の中で最も重要と見なす傾向の高まり」が指摘されたり、法人が資本主義経済の中心となる法人資本主義の段階(19世紀)以降、資本主義の金融化への強い傾向が生じたことなどが指摘されている。経済の金融化をめぐる、このような観点からの議論がなされていることは、農協信用事業の協同組合としての特性発揮が、今まで以上に求められる状況になってきていることを示唆するものであると考えられる。

## 目次

### はじめに

#### 1 資金過不足と貯蓄，投資

#### 2 各経済主体の貯蓄・投資，資金借入・資産運用等の状況

- (1) 企業部門の貯蓄超過と規模別相違
- (2) 政府部門の収支悪化と中央・地方別の動向
- (3) 家計をめぐる貯蓄・投資，資金運用・調達の変化

#### (4) 2000年代以降構造変化が加速

### 3 2000年代の環境変化と農協信用事業

- (1) 経済構造変化の意味づけ
- (2) 経済の金融化とは
- (3) 農協信用事業の協同組合としての事業・組織特性の発揮が求められる時代

### おわりに

## はじめに

安倍政権下における日銀の大胆な量的緩和政策を受けた円安と株価持ち直しをきっかけにわが国経済の回復ペースが高まる等、実体的な経済活動に対する金融面からの影響は大きいものがある。

生産や消費（あるいは所得から消費を差し引いた残りとしての貯蓄）、投資といった経済の実体的な活動と、その半面で生じている金融資産蓄積や負債形成などの金融的な行動の両方を把握するためには、迂遠なようであるが、貯蓄投資行動と資金運用調達行動をトータルで把握する、後述の貯蓄投資分析（資金過不足分析）の手法が有用である。

本稿は、バブル崩壊（1991年2月がバブル景気のピーク）以後のわが国について、経済の実体的な側面と、同時に進んできた金融面の動きの基本的な事実関係を整理することを目的としている。

そして、中長期的な環境変化の意味を探

り、農協が協同組織金融としての組織・事業特性をより強化すべき時期であることを示したい。

主要な推計データが2011年度までしか公表されていないという制約もあり、本稿は足元の状況や今後の予測を狙いとするものではなく、中長期的な経済構造の変化の把握に注力した。

## 1 資金過不足と貯蓄，投資

マクロ経済を金融面から把握する場合、主体別（家計，企業，政府）の資金余剰・不足の動向，及び資金不足主体の資金調達方法，資金余剰主体の資金運用手段等の把握が重要である。資金不足幅の拡大は資金需要の増加を示すし，資金余剰が拡大していれば，運用手段に対するニーズが発生しているからである。

ここではその動きを「家計，企業，政府」といった部門ごとにマクロベースで跡付ける。もちろん，家計，企業のそれぞれの内部でも資金余剰主体，資金不足主体に分か

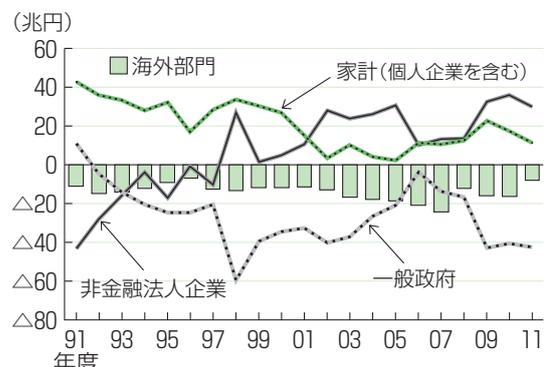
れ、現実にはそのような細かなニーズに対応することが金融機関の機能だが、構造変化の大枠を把握すべく、ここでは集計値に基づく主体別の分析を行っている。

ただ、資金余剰、資金不足といっても、その背景には実体的な経済活動があるわけで、実体経済の動きとの関連で把握しないと、なぜこの時期に資金余剰が拡大しているのか、あるいは縮小しているのか、等は把握できない。実体経済の観点からは、資金余剰主体ならば貯蓄から投資を差し引いた貯蓄投資差額が貯蓄超過なのであり、逆に資金不足主体は投資が貯蓄を上回る貯蓄不足の状態なのである。

貯蓄超過と資金余剰、貯蓄不足と資金不足は、統計上は推計誤差等があっても一致しないが原理的には一致するものであり、一定期間の経済主体の行動を、実体面から見ているか金融面から見ているかの相違である。本稿では貯蓄超過と資金余剰、貯蓄不足と資金不足を代替可能な概念として使用している。

バブル崩壊以後の主体別の貯蓄投資差額は第1図のとおりであるが、大きく把握すれば、バブル崩壊後、税収の低迷や公共投資の拡大などもあって政府部門は貯蓄不足幅を拡大させる一方、企業部門（ここでは金融以外。以下特記しない限り同じ）は90年代前半の貯蓄不足から後半以降は貯蓄超過となり、2000年代もほぼ一貫して貯蓄超過を続けていること、家計は90年代半ばまでは比較的大きな貯蓄超過であったが、その後急速に貯蓄超過幅を縮小し、2000年代の資

第1図 わが国各経済主体の貯蓄投資差額の推移



資料 内閣府「国民経済計算年報」から作成  
 (注) 1 貯蓄投資差額=純貯蓄+(資本移転受取-資本移転支払)-純投資  
 2 純投資=総固定資本形成-固定資本減耗+在庫品増加+土地の購入  
 3 純貯蓄は経済主体ごとに定義が異なり、それぞれの部門の図で説明。

金余剰幅は90年代の半分程度にとどまっているといったことが概観できる。<sup>(注1)</sup>

資金循環という面では、90年代初めまでの、「家計の貯蓄超過(余剰資金)を企業が借り入れる」という構図から、90年代後半以降は、「家計と企業の貯蓄超過(=余剰資金)を政府が借り入れ、かつ家計の資金余剰よりも企業の方が大きい」という構図に変わったことが最も大きい変化であり、その構造は長期的に続いている。

以下では、企業の貯蓄超過主体への転換、政府の貯蓄不足幅拡大、家計の貯蓄超過幅縮小について、地域金融機関にとっての外部環境把握という観点から、企業規模の点、中央と地方の違い、家計貯蓄率低下の背景等、もう少し詳しくその状況を明らかにしたい。

(注1) なお、国民経済計算は、2000年基準と2005年基準があり、本稿では2000年度までを2000年基準、2001年度以降については2005年度基準を利用している。従って、2000年度と2001年度の間には厳密には連続性が保たれていないが、大きな構造変化を把握する上では、問題ないと

考えている。

## 2 各経済主体の貯蓄・投資、 資金借入・資産運用等の 状況

### (1) 企業部門の貯蓄超過と規模別相違

まず、経済活動の中心である企業部門に着目する。

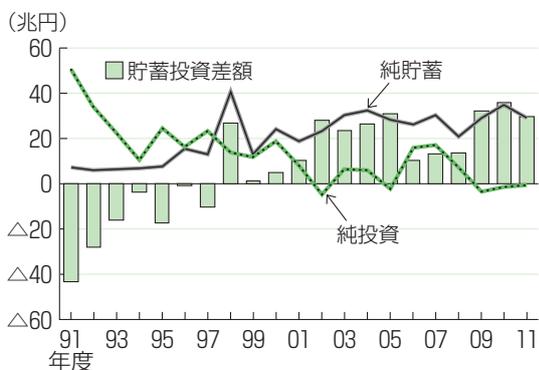
#### a 貯蓄と投資の動向

企業部門の貯蓄・投資差額の推移を、純貯蓄と純投資の動きに分けて示すと第2図のとおりである。「純」とは貯蓄・投資ともに、固定資本減耗（会計用語では減価償却）を差し引いたものという意味である。

純貯蓄と純投資の変化を個別にみれば、90年代には、設備投資を中心とする純投資の額が次第に縮小し、98年度以降純貯蓄が純投資を上回っている。

以後は景気拡大局面、リーマンショック

第2図 非金融法人企業の純貯蓄、純投資及び貯蓄投資差額の推移



資料 第1図に同じ

(注) 1 非金融企業部門の純貯蓄は、純営業余剰+(利子配当等の受取-利子配当等の支払)+(経常移転等の受取-経常移転等の支払)-法人税等の支払

2 純投資及び貯蓄投資差額の定義は第1図に同じ。

(08年9月)後の不況期を含めて、一貫して大きな貯蓄超過であり、純投資は企業全体では景気拡大の末期である06~08年度にかけて拡大した以外は、ほぼゼロとなっている。

この動きの背景に関しては、以下のような説明がされてきている。

まず純貯蓄については、GDP統計上の企業部門の純貯蓄は一般の企業会計では大まかには内部留保に相当する<sup>(注2)</sup>。過去20年間ほぼ一貫して名目での低成長が続いたなかで、企業が内部留保を増やしてきた背景としては、例えば、新屋ほか<sup>(注3)</sup> (2005)によれば、金利低下の影響と有利子負債の圧縮に伴う営業外収支改善の寄与が指摘されているし、また2000年代に入ってから、景気回復のなかで続いた労働分配率の低下等も内部留保の増加の要因とみられ、労働分配率の低下については多くの論者が指摘している<sup>(注4)</sup>。

ただし企業部門のこのような高水準の貯蓄持続の要因については、必ずしも合意された理解があるわけではなく、例えば深尾<sup>(注5)</sup> (2012)は、「企業がなぜこれほど貯蓄を行うかについて、今後の研究が望まれる」としている。

一方で純投資の中心となっている設備投資の低迷については、より詳細には業種別等に異なって様々な要因があろうが、総じてみれば期待成長率の低下や、デフレによる実質金利の高止まりなどが影響している<sup>(注6)</sup>といわれる。

また規制緩和論者は、規制緩和が進まないことが、投資低迷の原因だと考えている

であろうが、それらは規制ごとの個別問題で、全体傾向の説明を意図しているものではない。

企業の設備投資行動は、実際には個別企業ごとに異なるから、その動きの背景要因を分析するためには、同一企業の時系列財務データを数多くそろえ、それに基づいて何らかの理論モデルを当てはめて、有意な要因を分析するものが多い。<sup>(注7)</sup>

このような分析においては、大企業について取り上げることはできても、中堅中小企業はそもそも数が多く、かつ多様性も高いために、どのようなサンプルを確保するか(サンプルバイアス)といったことも大きく影響する。

ここでは、詳細な分析を行うことは目的としておらず、地域金融機関への影響を考える観点から、財務省「法人企業統計年報」に基づき、企業規模別に大企業(資本金10億円以上)、中堅中小企業(資本金10億円未満)の2つに分けて、貯蓄・投資や資金運用調達について、ごく大まかにバブル崩壊以後の特徴をみておきたい。

(注2) 中村(1999) 126頁

(注3) 新屋, 能瀬, 岸野, 菊田, 茨木(2005)

(注4) 例えば南(2007a) など

(注5) 深尾(2012) 14頁

(注6) 清水谷・寺井(2004) 185~186頁

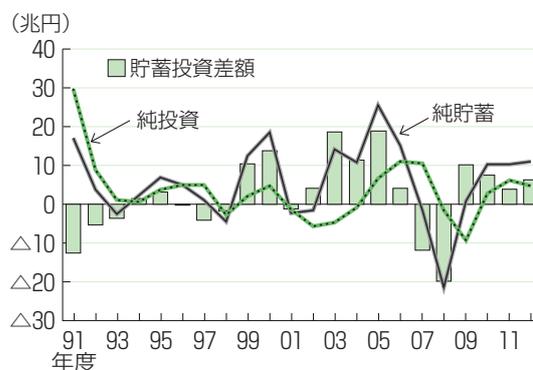
(注7) 例えば小川(2009) 第12章

### b 企業規模別の貯蓄・投資動向

大企業及び中堅中小企業の純貯蓄・純投資実績は第3, 4図のとおりである。

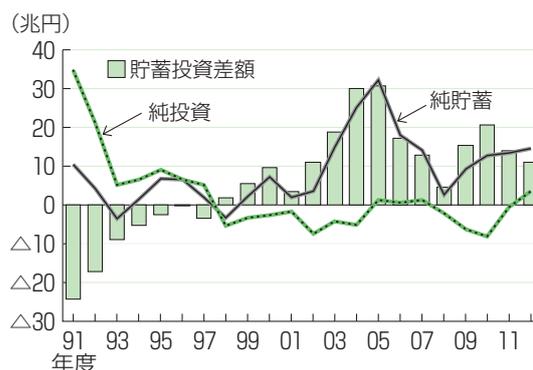
一見して分かるとおり、「失われた10年」ともいわれるバブル崩壊以後の10年間より

第3図 大企業の純貯蓄, 純投資と貯蓄投資差額の推移



資料 財務省「法人企業統計年報」各年版から作成  
 (注) 1 金融保険業除く全業種。大企業は資本金10億円以上。  
 2 法人企業統計年報における純貯蓄は、「資金需給状況」の内部留保。純投資は「資金需給状況」の固定資産投資+在庫投資+その他一減価償却。  
 3 貯蓄投資差額=純貯蓄-純投資

第4図 中堅中小企業の純貯蓄, 純投資と貯蓄投資差額の推移



資料 第3図に同じ  
 (注) 中堅中小企業とは、資本金10億円未満。以下、純貯蓄等の定義は全て第3図に同じ。

も、「戦後最長の景気回復」とされた02年以降の方が、大企業と中堅中小企業の間で、貯蓄・投資行動の違いが大きい。

バブル崩壊当初はまだ景気の余熱が残るなか、企業規模にかかわらず投資活動は活発であったが、景気悪化の長期化が明確になるなか、純投資額は大企業、中堅中小企業ともに急減した。

また、97年度後半の大規模金融機関の経

宮破綻後には、企業部門は資金調達環境が悪化するなかで純貯蓄を高めているが、それもほぼ同じような経過をたどっている。

02年からの景気回復過程においては、大企業では05年度に入って純投資がプラスに転じ、06～07年度は景気回復を反映した循環的な純投資増加の結果、貯蓄不足となっている。

一方中堅中小企業においては、景気回復局面でも、ほぼ構造的といえるほどに純投資がマイナスを続け、大幅な貯蓄超過が続いた。<sup>(注8)</sup>紙幅の都合で詳述はしないが、データからは、中堅中小企業のなかでも非製造業で貯蓄超過幅が大きく、特に卸・小売等の流通業、不動産業、サービス業において貯蓄超過幅が大きいという特徴がある。

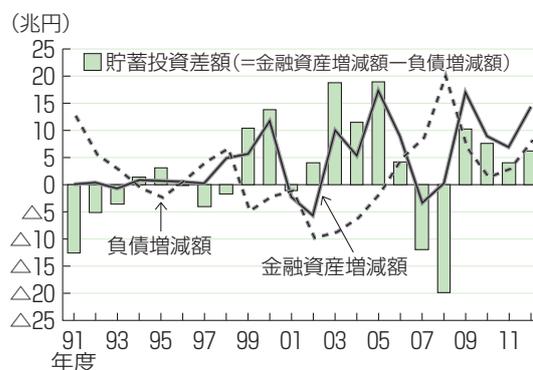
**(注8)** 統計の性格上留意が必要なのは、資本金10億円以上の大企業は全数調査でかつ調査対象も各年で大きくは変化しないのに対して、中堅中小企業については、サンプル調査で、各年度で調査対象が異なることである。従って厳密には時系列的な連続性は無いが、大きな流れを把握するには十分である。

### c 企業規模別の金融資産・負債動向

そしてそのような貯蓄・投資行動の違いは、その半面での金融資産増減、負債増減の点でも、大きな違いとなってあらわれている。

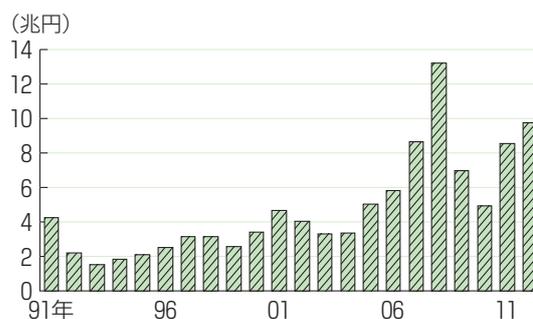
企業規模別の金融資産・負債増減は第5図、第7図のとおりである。第5図においては、実線で示した金融資産増減額から点線で示した負債増減額を差し引いたものが棒グラフに相当しており、棒グラフは既に示した貯蓄投資差額と一致している。

**第5図 大企業の金融資産・負債残高の増減と貯蓄投資差額の推移**



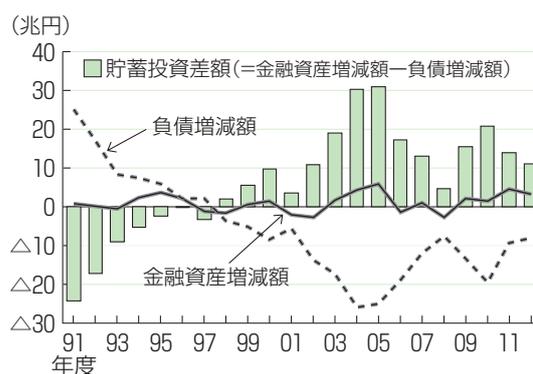
資料 第3図に同じ  
(注) 金融資産の増減は、資料の「資金需給状況」の資金運用計、負債増減は外部調達。

**第6図 対外直接投資額の推移**



資料 日銀「国際収支統計」から作成

**第7図 中堅中小企業の金融資産・負債残高の増減と貯蓄投資差額の推移**



資料 第3図に同じ  
(注) 中堅中小企業の定義は第4図に同じ。

企業規模別の相違がはっきりとした2000年代以降について説明すれば、大企業については03～04年度にかけて、貯蓄超過を金

融資産増加と負債の返済でおおむね分割しており、05年度についてはほぼ全体を金融資産積み増しに充てている。そして06年度以降大企業は、法人企業統計年報ベースでは一貫して負債を増加させている。データによれば08年度は特に、リーマンショックの影響で社債市場がタイト化するなかで、銀行借入を大幅に増やしている。

大企業はリーマンショック後、金融資産運用と負債増加を両建てで行っているが、データによれば、この資産運用には大きな割合として、固定的に保有する有価証券への投資（関係会社株式等）が含まれている。企業による対外直接投資は2000年代後半にかけて増加しており、詳細は更に詰める必要があるものの、大企業の関係会社株式等の投資には、海外の関係会社への出資が相当程度含まれていると考えられる（第6図）。

一方中堅中小企業は、貯蓄した財源のほとんどを負債の返済に充てていることが明らかである（第7図）。ただし、負債減少額は、04～05年度をピークに次第に縮小傾向にあることも指摘できる。

以上のように、企業規模別の差を考慮すれば、企業の貯蓄・投資行動、そのファイナンスや余剰資金の運用等について、2000年代に入ってから、企業規模による差が明確になってきたといえる。

地域金融機関とのつながりが大きい中堅中小企業については、マクロ（集計量）でみれば、過去15年程度にわたり、貯蓄超過のほとんどを負債の返済に充ててきていることから、全体としては、財務体質改善が大

きな課題であったことが明らかである。

負債残高の相対的な大小を判断する指標の1つとして、有利子負債残高をキャッシュフローで割った有利子負債対キャッシュフロー倍率を取り上げてみよう。

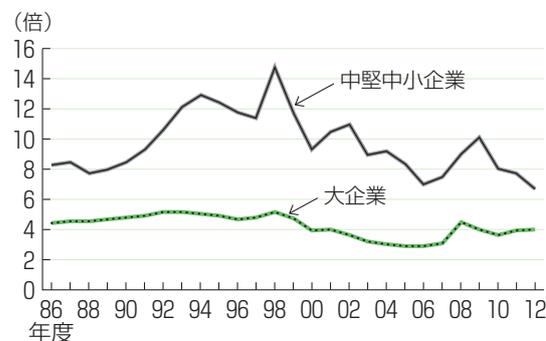
同倍率は、大企業ではバブル期にもさほど上昇せず、99年度以降低下し、その後も07年度まで低下を続けた（第8図）。

一方中堅中小企業では、バブル期崩壊後に、90年代前半は上昇を続け、その後は有利子負債返済もあって低下傾向をたどったものの、バブル前の水準である8倍を下回ったのは06年度になってからである。

バブル前の水準に戻ることが必ずしも財務健全化を示すわけではないが、少なくともその水準までは財務体質改善が優先されたとみることができ、また先行研究も、債務の圧迫が設備投資の水準低下に有意に影響を持つことを明らかにしている<sup>(注9)</sup>。

また、貸し手サイドの金融機関の問題も指摘される。つまり、自己査定<sup>(注9)</sup>の導入のな

第8図 有利子負債対キャッシュフロー倍率の企業規模別推移



資料 第3図に同じ  
 (注) 1 大企業、中堅中小企業の定義は第3, 4図に同じ。  
 2 有利子負債対キャッシュフロー倍率  
 =有利子負債残高/キャッシュフロー  
 3 有利子負債=短期・長期借入金+社債  
 4 キャッシュフロー=社内留保+減価償却費+引当金

かで不良債権処理を優先するために資本が棄損、リスクテイク能力が低下したために、貸出余力が低下したといったことである。この要因も影響を与えていることは先行研究からも明らかで、例えば小川（2009）は、05年3月期に主要行の不良債権比率が3.1%にまで低下し、「金融再生プログラム」の目標が達成されたことを、金融システムの健全性回復を示すものとして重視している<sup>(注10)</sup>。

日銀短観による金融機関の貸出態度判断DIの推移からすれば、2000年代前半はともかく、05年度以降は中堅中小企業にとっても、金融機関の貸出態度が積極化しているとみられることから、それ以降は、貸し手サイドよりも企業側の財務改善姿勢の影響が大きいと理解される（第9図）。

以上、バブル崩壊以後の企業部門の貯蓄・投資、資金運用・調達行動を大きく把握すれば、「失われた10年（90年代）」は、企業規模にかかわらず大きな調整の期間と位置づけられるが、経済全体では長期の景気回復とされる02年以降に、企業規模間の行

動の違いが鮮明となり、それは、中堅中小企業を主たる顧客としている地域金融機関にとっては、既往企業からの資金需要の長期の低迷、融資残高低下等につながる厳しい環境であったといえよう。

（注9）小川（2009）276頁

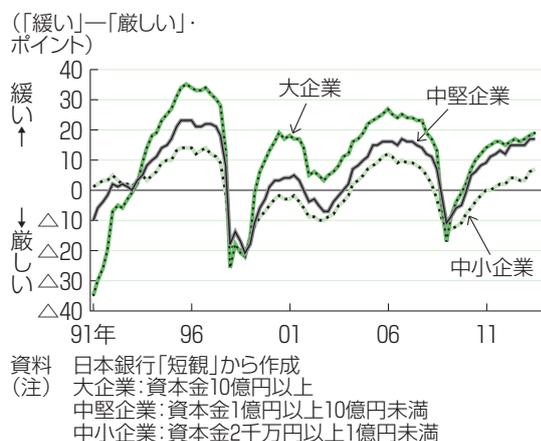
（注10）小川（2009）370～375頁

#### d 企業部門における所得分配の変化

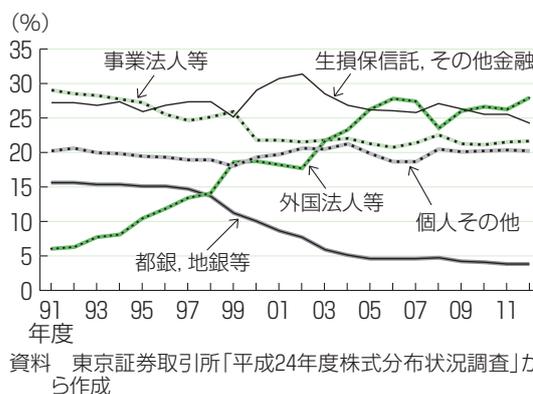
また、企業が生み出した収益の分配という面でも、バブル崩壊以後の20年間強の間で大きな変化があったことも重要である。既に多くの論者が指摘していることではあるが<sup>(注11)</sup>、バブル崩壊以後に進んだ持ち合い解消のなか、上場企業を中心とした持ち株構成が変化して海外ファンドなどの割合が上昇した結果、株主重視の経営姿勢がひろまり、配当支払い等株主に対する還元が増加する一方、非正規雇用増大（雇用者に占める割合が90年代半ばの20%台から直近では38%に）を含めて労働分配率が低下するといった変化が2000年代に入ってから明確になっている（第10、11図）。

企業経営の株主重視への転換は、非正規

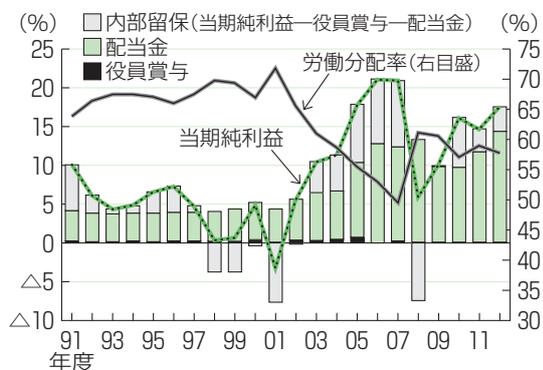
第9図 金融機関の貸出態度判断DI



第10図 上場企業の投資部門別株式保有構造



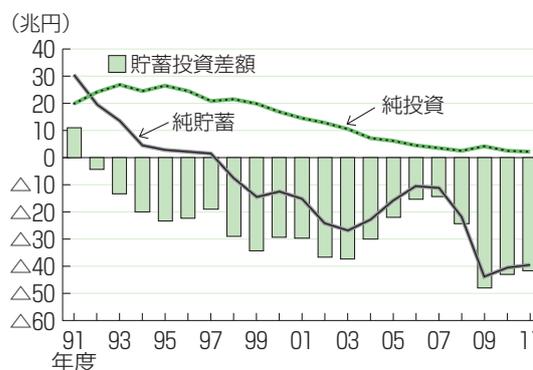
第11図 大企業の純利益とその配分、労働分配率の推移



資料 第3図に同じ

(注) 簡便法に基づく付加価値(当期純利益+人件費+減価償却費)を分母とした、それぞれの項目の割合。当期純利益に関しては、それを更に役員賞与、配当金、内部留保(当期純利益-役員賞与-配当金)に分割した。

第12図 政府部門全体の純貯蓄、純投資及び貯蓄投資差額の推移



資料 第1図に同じ

(注) 1 政府部門の純貯蓄は税金+利子配当等純受取+経常移転純受取-政府最終消費支出  
2 純投資及び貯蓄投資差額の定義は第1図に同じ。

雇用の増加等を通じ、後述する家計部門における所得格差や資産格差の背景になっていると考えられる。

(注11) 例えば伊藤 (2007) 219頁

## (2) 政府部門の収支悪化と中央・地方別の動向

次に政府部門をめぐるバブル崩壊後の貯蓄・投資、資金借入の動きを取りまとめる。

### a 貯蓄・投資と負債の動向

第1図を振り返り、政府部門の貯蓄投資差額を概観すれば、02年度までは貯蓄不足幅が拡大し、その後急速に貯蓄不足が縮小、リーマンショック後に再び拡大という経緯をたどっている。

それを、純貯蓄(税金から政府サービスにかかる支出<社会保障給付の国庫負担金含む>を差し引いたもの)と純投資(土地購入含む公共投資<資本減耗を除く>)に分けてみよう。

第12図のとおり、純投資は90年代半ばまで緩やかに拡大ないし高水準を維持し、その後長期の縮小傾向をたどっている。

一方で、純貯蓄は90年代初めには急速に縮小しつつ、97年度まではプラスを維持していたが、その後マイナス(赤字)となり、03年度まで赤字額を拡大、その後は07年度まで急速に赤字幅を縮小させ、リーマンショック後には再び赤字幅を拡大させるなど、こちらは景気循環の影響を受けて大きくその額を変動させてきた。

そして、貯蓄投資差額を逆目盛(純投資-純貯蓄)にとり、政府全体の負債残高の変化と重ねれば、貯蓄投資差額の赤字(第13図では逆目盛のためプラスが赤字)拡大・縮小と、政府負債の拡大ペースが大きくは連動していることはいうまでもない。

重要なのは、このような政府部門の貯蓄投資や負債増加などの動向が、实体经济にどのような影響を与えてきたかということであろう。

**第13図 政府部門全体の貯蓄投資差額、負債残高及び負債残高前年差の推移**



資料 第1図に同じ  
 (注) 貯蓄投資差額(逆)は、第12図の貯蓄投資差額のプラスマイナスを逆転させたもの。

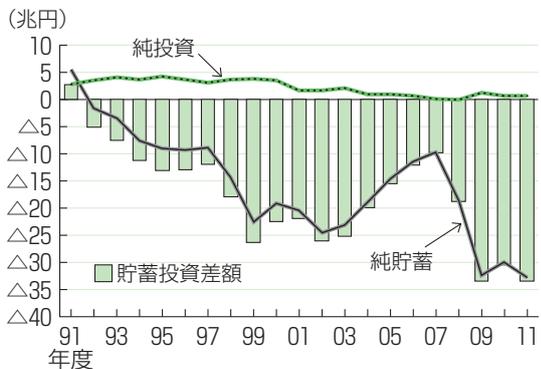
その点については、中央政府（国）と地方政府で大きく様相が異なる。<sup>(注12)</sup>

(注12) 国民経済計算上の政府の部門としては、別に社会保障基金があるが、本稿ではそれについては割愛した。

**b 国の貯蓄・投資動向と経済への影響**

まず国の貯蓄投資バランスの悪化は、第14図のとおり貯蓄の減少によってほとんど説明できる。つまり、景気悪化のなかで税金が伸び悩むと、経常的な支出（政府サービスに加え地方交付税交付金、社会保障に対す

**第14図 中央政府の純貯蓄、純投資、貯蓄投資差額の推移**



資料 第1図に同じ  
 (注) 純貯蓄、純投資、貯蓄投資差額の定義は第12図と同じで、中央政府部門のみ取り出したもの。

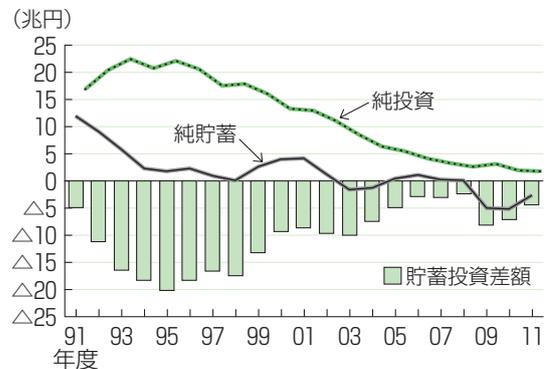
る国庫負担金が多い)との差が赤字拡大となり、逆に02年度以降の景気回復局面では、急速に赤字幅が縮小しているといった循環的な変動を描いている。景気の動きに応じて赤字幅が拡大、縮小しているという点では、いわゆる景気安定化（ビルトインスタビライザー）機能を果たしてきたといえよう。

**c 地方政府の貯蓄・投資と負債動向**

一方地方政府においては、貯蓄は緩やかにプラスからマイナスへと推移してきたが、より大きく変化したのは純投資の動向であり、純投資の額は90年代半ば頃までの高水準の状態から、長期間減少を続けている（第15図）。またそのなかで貯蓄投資差額の実績においては、貯蓄不足幅を縮小させてきたことが、国と異なる地方政府の特徴である。

地方政府、つまり地方自治体といっても、都道府県から市町村までその規模も様々で、財政基盤の面でも多様であることはいうまでもないが、マクロ的には、バブル崩壊以

**第15図 地方政府の純貯蓄、純投資、貯蓄投資差額の推移**



資料 第1図に同じ  
 (注) 純貯蓄、純投資、貯蓄投資差額の定義は第12図と同じで、地方政府部門のみ取り出したもの。

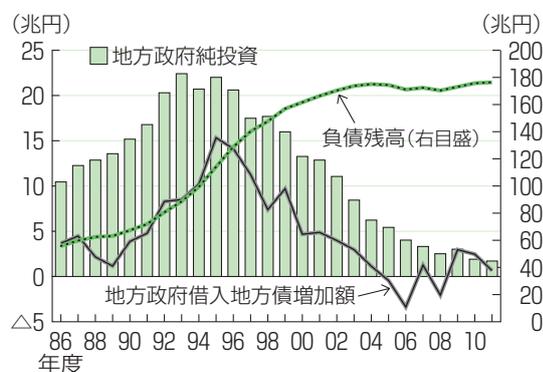
後の地方財政が地域の経済に与えた影響として、経常的行政サービスの動向以上に、90年代半ば頃までの公共投資の増加とその後の長期間の投資縮小が与えた影響が大であったといえよう。<sup>(注13)</sup>

そしてこのような公共投資の増加を、負債の増加でファイナンスをしたから、地方政府の負債はバブル崩壊以後に急増した(第16図)。

ただし、これらの公共投資拡大は、例えば小西が「バブル崩壊後は国をあげて景気対策を進める方針が打ち出され、地方へも<sup>(注14)</sup> 応分の負担が求められた」としているように、国による景気対策の影響が大きく、地方が主導して投資拡大したケースもあるだろうが、国の景気対策にそって公共投資を拡大させた面がある。国も、地方債の償還金の3～5割を交付税の交付対象とするなどの財政的な支援を行った。

しかし、景気低迷による税収の悪化等もあって、交付税に必要な財源が確保できなくなって借入金依存が進む等の問題から、

第16図 地方政府の純投資、負債増加額と負債残高の推移



資料 第1図に同じ  
 (注) 1 純投資の定義は第1図に同じ。  
 2 地方政府の負債=借入+地方債

公共投資の事業量は次第に削減され、小泉内閣による公共事業改革以降、政策意図としても、金額を減らしてきた経緯がある。

(注13) もちろん、市町村単位で運営される国民健康保険や介護保険などの地域格差問題等、経常的な行政機能と地域の生活との関連も、課題があることはいうまでもない。

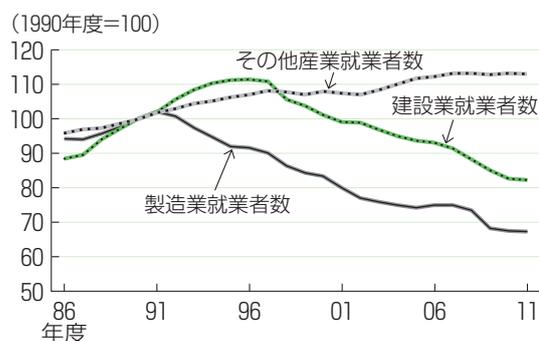
(注14) 小西(2009) 214頁

#### d 公共投資の増減と地方経済への影響

このことは、本来景気安定化の役割を發揮すべき政府部門が、バブル崩壊後の不況期については、特に地方経済に関して、景気の波を大きくした面があったことを示すものである。

それは、例えば建設業就業数の推移からも明らかで、建設業においてはバブル崩壊以後も90年代前半まではバブル期に匹敵するほどの増加傾向を示し、その後は、公共事業の減少のなかで、長期的に減少を続けている(第17図)。民間工事が少なく、公共工事への依存度が高い地方圏において特に、財政からの需要拡大とその後の縮小は、地方における安定的な就業先確保という点からは、悪影響が大きかったのではないかと考えられる。

第17図 主な産業の就業者数の推移



資料 第1図に同じ

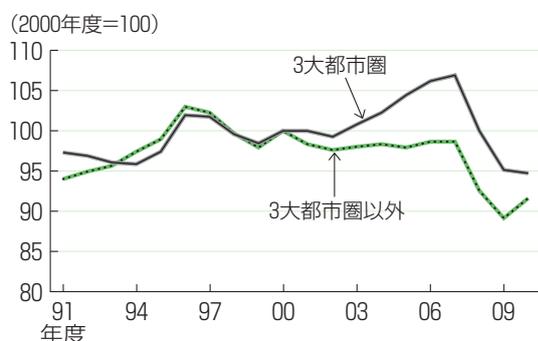
### e 2000年代以降地域格差が拡大

公共事業の影響だけではないであろうが、例えばごく大まかに3大都市圏とそれ以外というような区分を取り上げて、地域格差が2000年代に入ってから拡大したのは明確である（第18図）。

前述した企業部門の海外投資拡大の一方で、地域における工場閉鎖等も数多く報道されており、そういった動きも地域格差の拡大につながっていることは否定できない（注15）だろう。

（注15）深尾（2013）は「生産要素の海外への移動は、当該生産要素（経営資源）の所有者（主に株主、大企業の場合には多くの外国投資家を含む）を潤す一方、移動が困難な生産要素（労働や土地）の所有者は損をする」としている。

第18図 県民所得の推移(3大都市圏とそれ以外)



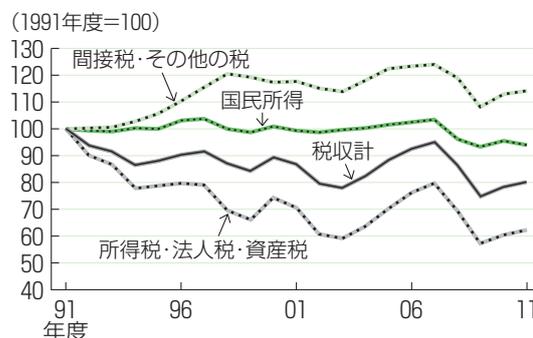
資料 内閣府「県民経済計算」から作成  
 （注）ここで3大都市圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府の6都府県。3大都市圏の県民所得合計とそれ以外の道府県の県民所得合計とを2000年度を100として指数化したもの。

### f 税制による所得再分配機能が低下

また政府部門においては、歳入面で、国民所得の水準に比べても税収の低迷の方が鮮明になっている点が指摘できる。

マクロでみた名目の国民所得は、リーマンショック前まではほぼ横ばいで推移してきたが、一方で税収は、所得税・法人税等

第19図 国民所得及び各種税収実績の推移



資料 第1図に同じ  
 （注）1 所得税・法人税・資産税は、政府部門合計の「所得・富等に課される経常税（受取）」のこと。間接税・その他の税とは政府部門合計の「生産・輸入品に課される税（受取）から補助金を差し引いたもの。税収計は両者の合計。  
 2 91年度の水準を100として指数化。

の負担力に応じた課税について減税もあって税収減少が顕著である（第19図）。

消費税などの逆進性の高い（所得の低い層ほど、税の負担率が高くなること）間接税等の税収は増えているものの、全体としては、国民所得の水準に比して、税収の低下がはっきりしている。

結果的に、財政の歳入面に着目すれば、バブル崩壊以後、財政による所得再分配機能は低下の一途をたどっており、14年度以降予定されている消費税率引上げで、更にその傾向が強まることが避けられない状況となっている。

### (3) 家計をめぐる貯蓄・投資、資金運用・調達の変化

以上のような、企業部門、政府部門の動向は、家計部門（個人企業含む、以下同じ）に影響を与えてきた。

### a 貯蓄・投資、所得・消費等の動向

家計の貯蓄・投資について、純貯蓄と純投資に分ければ、家計部門の貯蓄投資差額の変化は、おおむね純貯蓄の動向によって説明でき、バブル崩壊以後については、純貯蓄の長期的な低下傾向にその特徴がある(第20図)。

家計の貯蓄とは、可処分所得から消費を差し引いたものだから、可処分所得と消費のそれぞれの変化が、貯蓄額に影響を及ぼす。可処分所得と消費の両者の増加率と貯蓄率(純貯蓄/可処分所得)の推移を示せば、第21図のとおり、可処分所得、消費支出ともに低迷が続くなかで、可処分所得の下落幅が大きかった2000年前後に貯蓄率が急低下し、その後貯蓄率は3%を下回る低水準で推移している。2000年前後は、主要企業でも倒産やリストラが加速するなどの所得環境悪化が影響している。

第20図 家計の純貯蓄、純投資、貯蓄投資差額の推移



資料 第1図に同じ  
 (注) 1 家計部門の純貯蓄は雇用者報酬+個人事業主の純営業余剰等+(利子配当等の受取-利子配当等の支払)+(社会給付受取-社会負担支払)+経常移転純受取+現金以外の社会給付受取-家計最終消費支出  
 2 純投資及び貯蓄投資差額の定義は第1図に同じ。

第21図 家計の可処分所得増加率、消費増加率と貯蓄率の推移



資料 第1図に同じ  
 (注) 1 増加率は前年比。  
 2 貯蓄率=純貯蓄/可処分所得×100

### b 貯蓄率低下と高齢化の影響

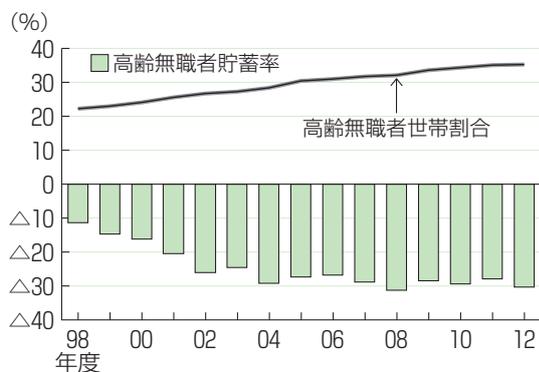
また、貯蓄率の構造的低下要因として、高齢化の影響も無視できない。

いわゆるライフサイクル仮説からは、若年層では将来に向けて貯蓄を形成し、高齢者は年金等で生活をしつつ、不足分については過去に蓄積した金融資産を取り崩しながら生活することが想定されるが、実際にも「家計調査年報」の高齢無職者世帯の調査結果によれば、高齢(世帯主が60歳以上)で、無職の世帯(年金が主な収入源)においては、2000年前後から貯蓄率のマイナス幅(資産取崩し)が拡大し、消費支出の3割前後を資産取崩しでまかなっている(第22図)。

このような高齢無職世帯が全世帯に占める割合も一貫して上昇しているから、高齢化は持続的に貯蓄率を低下させる要因になる。(注16)

高齢化が家計全体の貯蓄率低下に及ぼす影響は、高齢無職者層の増加ペースにもよるが、筆者の簡易試算によれば、年0.2~0.3%程度の引下げ要因になっていると考えられ

第22図 高齢無職者世帯の貯蓄率と総世帯数に占める割合



資料 総務省「家計調査年報」各年版から作成  
 (注) 1 高齢無職者の貯蓄率は、「家計調査年報」の高齢無職者世帯の家計収支(総世帯)による。  
 2 高齢無職者世帯割合は、「家計調査年報」の世帯主が60歳以上の世帯の世帯属性別分布に基づいて筆者が計算。

る。実際の家計貯蓄率は、所得や消費の循環的な変動の影響が大きいから、家計貯蓄率をみる際には、循環的な変化と高齢化に伴う構造的な変化を合わせて考慮する必要がある。

(注16) 宇南山 (2009, 26頁) も、もともと貯蓄率の低い高齢世帯の割合が増加しただけでなく、高齢世帯の貯蓄率が大きく低下したことを貯蓄率低下の重要な要因としている。

**c 負の純投資が貯蓄投資差額増加に寄与**

また、家計の貯蓄投資差額という点で近年特徴的なのは、純投資のマイナス幅が拡大し、純貯蓄を上回って家計の貯蓄投資差額の拡大要因になっていることである。貯蓄投資差額は「貯蓄-投資」なので、純投資のマイナス(減価償却を下回る総投資)は貯蓄投資差額増加要因であるが、前掲第20図のとおり、近年では純貯蓄以上に、マイナスの純投資が家計の貯蓄投資差額幅(=資金余剰幅)を大きなものになっている。

純投資がマイナスになっている背景を更

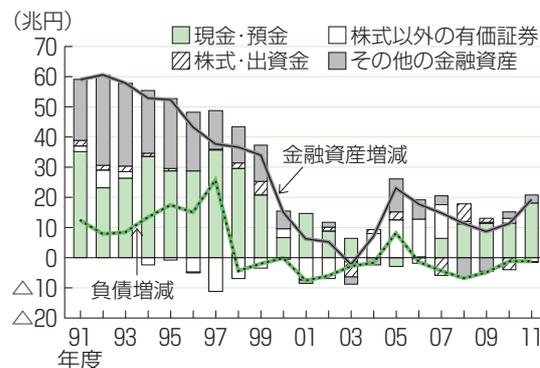
に細かく分けると、土地投資のマイナス(土地売却)と固定資本形成(住宅投資と個人事業の設備投資)のマイナスが同程度の大きさである。この動きの背景については、住宅投資の低迷に加え、個人事業において後継者難等から事業者数減少が続いており、統計的な把握が難しいものの、資産売却などの影響が考えられよう。

**d 家計の金融資産・負債動向**

このような貯蓄・投資動向の金融面への反映については、第23図のとおりである。推計誤差等があっても、必ずしも年度別の変動方向が一致しない年もあるが、概要を把握すれば、家計は90年代半ばまでは、前掲第20図の純投資に伴って負債も拡大させたが、90年代末からは、純投資がゼロからマイナス圏内で推移するなか、負債を減少させる年度の方が多い状況となっている。

金融資産の面では、90年代前半は家計全体で年間50兆円を上回る資産増加(キャピタルゲイン除く)の実績があったが、98年以降の景気悪化のなかで、前述の貯蓄率急低

第23図 家計の金融資産負債残高の増減額及び金融資産残高増減の内訳



資料 第1図に同じ

下もあって金融資産増加ペースは大幅に縮小した（前掲第20図）。

02年以降の景気回復局面では、銀行による投資信託の販売積極化の影響もあって投資信託（同図中では株式以外の有価証券）の増加が顕著で、家計全体では現金・預金残高が05年度に減少するなど、資産選択の有り方も、変動性が大きくなっているという特徴がある。

また負債に関しては、個人事業の事業性資金の返済の影響もあり、全体としては97年度以降ほとんど増えていないのが実情である。

こういったマクロ（集計）ベースの家計の行動に加え、2000年代に入って顕著になってきたのが、いわゆる所得格差、資産格差の拡大である。この点に関しては、多くの論者が指摘して詳しく分析もを行っているから本稿では省略するが<sup>(注17)</sup>金融資産の格差という点では、貯蓄広報中央委員会の「家計の金融行動に関する世論調査」によれば、「金融資産を保有していない」とする家計が2000年代に入って上昇の一途をたどり、直近では調査家計の3割を超えているといった事態が、資産格差の現象の一つとして指摘できる。

この調査の「金融資産」とは、「運用の為または将来のために蓄えている部分」なので必ずしも「全く無い」ことを示すものではないが、継続的な調査でその割合が増えていることが重要である（第24図）。

（注17）例えば橘木（2006）、南（2007b）。南は所得分配の不平等度を示すジニ係数の上昇について説明している。

第24図 金融資産を保有していない家計の割合



#### （4）2000年代以降構造変化が加速

以上みたとおり、バブル崩壊後当初の10年である90年代以上に、2000年以降の方が、様々な構造変化が明確になってきたことが指摘できる。

企業については、2000年代に入り、大企業と中堅中小企業との間の貯蓄投資、資産負債形成行動の違いがはっきりしてきたことが指摘できる。

大企業においてはバブル崩壊以後進んだ株式保有構造の変化を受けて配当支払額の増加といった（短期的視点からの）株主重視の行動が明確になってきたことや、その一方で非正規労働の増加といった要因も含め労働分配率が低下する等、付加価値の分配について大きな変化がみられた。また近年、内部留保を確保しつつ、負債を増やして関係会社投資（海外含む）を増やす傾向にあることも指摘できる。

政府部門については投資の面で、バブル崩壊以後、特に地方経済に対しては、景気安定化よりもむしろ景気変動を大きくした懸念があること、所得税・法人税の減税等

と間接税の増税を経て、歳入の面では、所得再分配機能を低下させてきたことが指摘できる。

そして家計については、所得環境悪化に加えて高齢化のなかで貯蓄率が低下し、そのことを基本的な背景として、金融資産の増加ペースが落ちてきていること、一方で住宅投資も伸び悩むなかで、個人事業の低迷もあって投資活動は不活発で、負債残高も緩やかに低下してきたこと、企業部門の変化の影響で、家計における所得格差や資産格差が拡大してきたこと等が指摘できる。

2000年代に入ってから以上のような変化は、中堅中小企業の資金需要低迷、地域格差拡大という面においては、地域金融機関にとって厳しい環境であったことが明らかである。

### 3 2000年代の環境変化と農協信用事業

#### (1) 経済構造変化の意味づけ

それでは、2000年代以降のわが国経済構造変化をどのような枠組みで理解すべきなのだろうか。

本稿では統計的な計数把握を優先したため、それらを総合的に理解する枠組みについて十分に論ずることはできないが、先行研究の中から注目すべき視角について紹介をしておきたい。

バブル経済や金融危機、デフレの長期化等からも明らかなおり、現代経済をめぐる問題の焦点は、実体的な経済活動に対す

る金融面の影響が強まっていること、かつそれが、実体経済の活動を不安定なものにしている面が大きいということである。だから、現代経済を総合的に把握する枠組みは、何らかの形で、実体経済と金融の相互関係をとらえるものでなければならない。

そのような観点からは、資本市場の影響力が強まるなかでの企業行動の変化を中心に、現代経済の構造変化を経済の「金融化」(financialization)という概念をベースに批判的に分析している流れがあり、注目すべきと考える。

#### (2) 経済の金融化とは

経済の金融化については、共通の定義があるわけではないが、例えば代表的な論者であるジェラルド・エプスタインは、「国内経済に対しても、国際経済に対しても、金融市場、金融業者、及び金融企業の役割や、一般人の金融利益を目指す動機付けが段々と増していく過程」としている<sup>(注18)</sup>。

もう少し具体的には、例えばロナルド・ドーアは、金融化の内容として、①金融業の肥大化、②金融仲介活動の複雑化、投機化(デリバティブ等)、③企業経営者の社会的責任が軽視され、財産権が人権の中で最も重要と見なされるようになること、④政策順位において「国際競争力強化策」が上位に位置づけられ、その強化策の一環で「貯蓄から投資へ」などのスローガンの下、国民に対する「証券文化」の奨励にますます重点が置かれるようになることを挙げてい<sup>(注19)</sup>る。

そしてドーアはその結果生じる社会的現象として①格差拡大、②不確実性・不安の拡大、③知的能力資源の配分への影響、④<sup>(注20)</sup>信用と人間関係の歪み、を挙げている。

経済の金融化に着目する研究はリーマンショック後に始まったのではなく、既に90年代から分析が進められ、研究実績も多い。上記のドーアの指摘から分かるとおり、この議論が興味深いのは、単に金融部門のバブル的な肥大化、デリバティブや様々な複雑な金融商品増加などのカジノ化だけでなく、非金融企業も含めた大企業における株主重視の姿勢や、所得分配の不平等化、非金融企業部門における金融化の進展と設備投資鈍化等をトータルに説明しようという枠組みであることである。

また、金融化と新自由主義、グローバリゼーションを一体のものとして把握し、その問題性を明らかにするという幅広い問題意識に基づいている点も興味深い。経済学者のなかで、学派という点ではポストケインズ派、レギュレーション学派が中心になっ<sup>(注21)</sup>ている。

これまでの研究業績は、例えば、主流派経済学への批判的な立場の経済学者・社会学者等が運営している、International Initiative for Promoting Political Economy (IIPPE) というサイト (2006年創設) に、Financialisation Working Group という、金融化を専門的に取り上げているサブサイトがあり、working paperが掲載されている。また、前述のエプスタインが所属する米マサチューセッツ大学のPolitical Economy

Research Institute (PERI) でも多くの研究がなされている。

経済の金融化については、資本市場の規模が大きい米国・英国、及び米国からの資本輸出の影響が大きかった中南米やアジア諸国を中心に論じられており、間接金融のウェイトが高いわが国では、そのような理解の枠組みを適用できる面とそうでない面があると思われる。

ただ既に述べたとおり、わが国においても、上場企業中心に海外ファンドなどの株主が増加することで、株主重視の経営姿勢が強まっており、それが、所得格差拡大や資産格差拡大に影響を及ぼしていることは否定できないと思われ、金融化という視角からわが国経済の構造変化を理解していくことには有効性がある<sup>(注22)</sup>と考えるし、そのような視角からの分析もされてきている。

むしろわが国においては、米国並みに「金融化」を進めようという姿勢が、国の政策の1つの柱になっていると思われる点が懸念される。例えばTPP参加を追求すれば、米国流のルールや制度の影響を更に強く受けるようになろうし、また、政府は一貫して「貯蓄から投資へ」という考え方に基づいて、株式市場等の資本市場への資金の誘導を志向している。

暗黙のモデルである米国で、所得や資産の格差が深刻な社会問題となっており、それが経済学においても金融化論をはじめとした議論の相当な高まりにつながっていることは、さほど認識されていないのではないかと考えられる。

金融化を批判的にとらえる論者において  
は金融市場での取引や金融商品に関する適  
切な規制の必要性が論じられることが多い。  
もちろんそれも重要であるが、規制には規  
制逃れが伴う面もある。筆者は規制という  
発想だけでなく、金融業における多様性の  
重視という視点も重要ではないかと考える<sup>(注23)</sup>。

(注18) Gerald A.Epstein (2005) p3

(注19) ロナルド・ドーア (2011) 9頁

(注20) ロナルド・ドーア (2011) 71頁

(注21) ポストケインズ派はケインズの経済学を基  
礎に、主流派経済学(新古典派総合)に批判的で、  
代替的な体系構築を目指している学派。レギュ  
ラシオン学派はフランスの官庁エコノミストが  
始まりとされ、資本主義経済は社会的に調整(レ  
ギュラシオン)されなければならないという考  
えのもとに、新古典派経済学が想定する自律的  
な調整メカニズムを批判する学派。マルク・ラ  
ヴォア (2008) 1~4頁

(注22) 日本経済について「金融化」の観点から分  
析をしているものとしては宇仁、山田、磯谷、  
植村 (2011) が挙げられる。

(注23) 欧州で、多様な金融機関の存在が金融シ  
ステムの安定性を高めることにつながるという見  
方がひろまっている点については重頭 (2011) 参  
照。

### (3) 農協信用事業の協同組合としての 事業・組織特性の発揮が求められる 時代

経済の金融化論のなかでドーアが、金融  
化現象の1つの特徴として、「財産権を人権  
の中で最も重要と見なす傾向」の高まりを  
指摘している点は、資本主義経済の根幹に  
も触れる点であり、興味深いものがある。

また、新自由主義と金融化の関係を論じ  
たデヴィッド・コッツは、金融化は新自由  
主義に基づく規制緩和の結果顕在化してき  
た現象ではあるが、単なる新自由主義の帰  
結というわけではなく、より深い根をもつ

ものだとしている<sup>(注24)</sup>。それは、法人が資本主  
義経済の中心となる法人資本主義の段階  
(19世紀)以降、資本主義の金融化への強い  
傾向が生じた、ということである。そして  
大恐慌(1929年~)後の厳しい金融規制のも  
とでは、金融化の傾向が抑えられていたが、  
規制緩和とともに再び顕在化したものだ  
としている。

経済の金融化をめぐる議論の全体像につ  
いては今後明らかにしてゆきたいが、以上  
をみるだけでも、近代資本主義のあり方そ  
のものに対する問題提起を含むものである  
といえよう。

そして経済の金融化をめぐって多くの論  
議がなされているということは、農協信用  
事業の協同組合としての特性発揮が、今ま  
で以上に求められる状況になってきている  
ことを示唆するものであると筆者は考える。

協同組合は、所有に対する利益を制限し、  
出資に対するキャピタルゲインを求めるこ  
とができないという意味では、所有にかか  
るインセンティブを制限している。その一  
方で、質の良い財・サービスを確保するこ  
とを通じて組合員・利用者の「利用」を、  
利用高配当などで促進するという事業面  
での特徴ももっている。

出資にかかるインセンティブの乏しさは、  
資本基盤強化という面で弱点ともなるが、1  
人1票制ともあいまって、大口投資家など  
の影響力を受けずに地域において持続性あ  
る事業を運営する上での条件となっている。

また農協そのものはもちろん法人格をも  
つ事業体であるものの、その内部では組合

員・利用者の様々な組織活動が営まれ、「人間の組織」としての特質を高めるために、そのような組織活動を重視してきたのが農協という組織・事業体である。

以上のような農協の協同組合としての組織・事業のあり方は、(ドーアの理解する金融化の1つの特徴である)「所有権を人権のなかで最も重要と見なす」傾向の高まりへの歯止めとなるものであり、コッツの指摘する法人化の帰結としての金融化に対しても、対抗基軸になりうるものであると考える。

しかしそのような存在意義は、特質発揮を通じた地域における支持拡大・利用拡大によって自ら示していくしかないものであり、むしろその部分を強化していかないと、リテール金融市場規模の大幅な拡大が見込めず地域における競争が更に厳しくなる環境のなか、大規模金融機関の規模の優位性やコスト競争力への対抗が更に困難になる懸念もあろう。

2000年代のわが国経済の構造変化のなかの農協信用事業の実績については、過去の本誌1月号「農協信用事業の回顧と展望」等で明らかにしてきたからここでは詳述しないが、過去10年強の業態別の個人預貯金、住宅ローンの残高推移を振り返っても、農協信用事業は事業量の水準は高まってきたものの、大きくみれば地域においては、地銀をはじめとした大規模金融機関のシェアが大幅かつ急速に高まる傾向が続いている。<sup>(注25)</sup>

農協信用事業にとっては、地域における利用者拡大のためには、他業態に劣後しな

い標準的な商品・サービス提供力が必要であるが、それだけでなく、協同組合としての特質を生かし、不特定多数を顧客とする業態にはできない、利用者に対するface to faceの対応、利用者をそれぞれ具体的にその差異に着目して認識し、よりオーダーメイドに近いサービス提供を行う等を通じて、深い取引関係を結ぶことが求められる。

また、地域の組合員・利用者が抱える課題の解決において、農協がその総合事業性を生かしてどのような対応ができるのか、事業間連携の可能性を常に追求することや、あるいは自ら行えない事業・サービスについては、地域における様々な専門家やNPOなどとの連携を深めることなどを通じた利用者・組合員への対応力強化も、重要な取組みであろう。

(注24) David Kotz (2008)

(注25) 小野澤, 小田, 王 (2010)

## おわりに

大胆な量的緩和によるデフレ脱却期待や、「国土強靱化計画」に基づく地域インフラの再整備など、今後地方経済へのプラスの影響が期待される要素もあるが、高齢化や人口減少といった構造的な要因に加え、逆進性のある消費税の増税、地域に悪影響が大きいTPP等の要因を考えると、引き続き地方経済の厳しさが続き、組合員・利用者も様々な課題に直面することが避けられないとみられる。

その全てに協同組合が対応できるわけで

はないが、状況の変化を踏まえ、協同組合として、総合事業性を生かして何ができるか。協同組合としての、独自の自発的な取り組みには組合員、地域利用者の期待も大きいものと思われる。

<引用文献・参考文献>

- ・伊藤修 (2007) 『日本の経済—歴史・現状・論点』中公新書
- ・宇南山卓 (2009) 「SNAと家計調査における貯蓄率の乖離」『RIETI Discussion Paper Series 10-J-003』独立行政法人経済産業研究所
- ・宇仁宏幸, 山田鋭夫, 磯谷明憲, 植村博恭 (2011) 『金融危機のレギュレーション理論 日本経済の課題』昭和堂
- ・小川一夫 (2009) 『「失われた10年」の真実 実体経済と金融システムの相克』東洋経済新報社
- ・小野澤康晴・小田志保・王雷軒 (2010) 「農協信用事業の回顧と展望」『農林金融』1月号
- ・小西砂千夫 (2009) 『基本から学ぶ地方財政』学陽書房
- ・重頭ユカリ (2011) 「金融危機と協同組合銀行」『農林金融』2月号
- ・清水谷諭・寺井晃 (2004) 「デフレ期待と実質資本コスト」, 浜田宏一・原田泰・内閣府経済社会総合研究所『長期不況の理論と実証 日本経済の停滞と金融政策』東洋経済新報社

- ・新屋吉昭, 能瀬憲二, 岸野崇, 菊田逸平, 茨木秀行 (2005) 「資金面からみた最近の企業行動の特徴」内閣府『経済財政分析ディスカッション・ペーパー』05-5
- ・橘木俊詔 (2006) 『格差社会 何が問題なのか』岩波書店,
- ・中村洋一 (1999) 『SNA統計入門』日本経済新聞社
- ・深尾京司 (2012) 『「失われた20年」と日本経済』日本経済新聞社
- ・深尾京司 (2013) 「賃金上昇の条件 生産性向上のみでは困難」(日本経済新聞13年11月1日 経済教室)
- マルク・ラヴォア著, 宇仁宏幸・大野隆訳 (2008) 『ポストケインズ派経済学入門』ナカニシヤ出版
- ・南武志 (2007a) 「遅れる『企業から家計への波及』」『金融市場』2月号
- ・南武志 (2007b) 「『格差問題』の捉え方とその対応」『金融市場』5月号
- ・ロナルド・ドーア (2011) 『金融が乗っ取る世界経済』中央公論新書
- ・Gerald A. Epstein (2005) "Financialization And the World Economy" Edward Elgar publishing
- ・David Kotz (2008) "Neoliberalism and Financialization", paper written for the conference in honour of Jane D'arista at the Political Economy Research Institute, University of Massachussets, May

(おのざわ やすはる)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2013

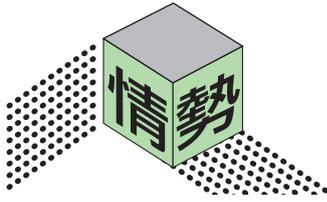
A4版 約193頁  
 頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所  
 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744  
 FAX 03(3233)7794

発 行…農林中央金庫  
 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

<発行> 2013年12月



## 判断能力に疑義のある高齢者等との金融取引

——農協へのアンケート調査結果から——

主事研究員 田口さつき

高齢化の進行とともに認知症有病者の増加が見込まれるなか、<sup>(注1)</sup>金融機関において高齢の顧客への対応の一つとして認知症を理解する必要が高まっている。

特に、金融機関の営業現場にとって難しいのは、認知症という診断がなされているか否かは不明なものの、判断能力が正常ではないと思われる高齢の顧客からの要望にどう対応するかということである。また、<sup>(注2)</sup>顧客本人の意思能力が確認できない状況で「本人の代行をしようとする家族・親族」からの要望への対応にも苦慮している。

そこで本稿では、金融機関のなかでも顧客の高齢化が進んでいる農協の信用事業で、<sup>(注3)</sup>顧客の判断能力に疑義がある場合にどのような問題が起きているかをアンケート調査により把握した。さらに地域金融機関や社会福祉協議会への聞き取りを踏まえ、現行の枠組みでの問題の対処法を考察した。

**(注1)** 2012年8月に公表された厚生労働省の推計によると、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、誰かの支援が必要な認知機能水準である「日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者」は、02年に65歳以上の人口の6.3%の149万人だったが、10年に同9.5%の280万人に増加。さらに20年には同11.3%の410万人と予測されている。さらに、13年3月に発表された筑波大学の朝田隆氏らの報告書によると、世界的な認知症診断基準にのっとりした場合、日本全国の認知症の有病者数は10年で439万人であった。

**(注2)** 意思能力とは、「自分の行為の結果を正しく認識し、これに基づいて正しく意思決定をする精神能力」を意味する。民法に明文規定はないが、意思能力がない人がした行為は無効とされる。

**(注3)** 信用事業とは、農協の組合員などから貯金を預かり、それを原資として、組合員などに貸し付ける事業である。

### 1 判断能力に疑義のある高齢の顧客やその代行をしようとする家族・親族との金融取引

以下では、2013年6月に行われた農林中金総合研究所「平成25年度第1回農協信用事業動向調査」(以下「動向調査」という)の結果をみたい。

動向調査とは、信用事業を行っている総合農協の約半数に当たる全国360組合を対象とするアンケート調査である。調査票の記入者は、主に信用事業担当の本店職員である。以下で使用するデータは、345組合からの回答である。

まず、「判断能力に疑義のある高齢の顧客」(以下「本人」という)及び「その代行をしようとする顧客の家族・親族」(以下「家族・親族」という)に関して、JAバンク<sup>(注4)</sup>の既存のマニュアルを踏まえても、対応に困るような事象が12事業年度中に発生した

かという問いに対し、「なかった」という回答が最も多く、75.7%だった。

一方、「あった」と回答した農協は、45組合で全体の13.0%であった。これは、農協が日頃の訪問活動等を通じて顧客の家族と面識がありサポートを得やすい、JAバンクの既存のマニュアルなどに従って対応が可能などの理由が考えられる。なお、「わからない」という回答は11.3%だった。

「あった」と回答した農協に事例（最も直近の例）を1つ自由回答形式<sup>(注5)</sup>で記入することをお願いしたところ、44組合から回答があった。うち、農協職員が対応した相手は、「本人」が18組合で40.9%、「家族・親族」が26組合で59.1%だった。

**(注4)** JAバンクとは、JA・信農連・農林中金により構成される信用事業グループの名称である。顧客からみて一つの金融機関のように一体的なサービスを提供している。

**(注5)** 回答欄には、事例を「誰が 原因 要望 問題」ごとに記入できるようにした。

## 2 顧客本人の要望や問題点

農協の職員が対応した相手が本人の場合と家族・親族の場合では、農協への要望や問題点などが顕著に異なるため、以下ではそれぞれに分けて詳細をみる。

まず、本人が来店した場合、農協への要望は、「通帳・カード・印鑑紛失に伴う再発行・改印手続き」が最も多く、次に「貯

第1表 本人の要望として自由回答欄で記入されたもの(n=18)

(単位 件, %)

	事象数	割合
通帳・カード・印鑑紛失に伴う再発行・改印手続き	8	44.4
貯金の解約をしたことを忘れ、抗議したり、(本人の考える)原状回復や払戻しを求める	5	27.8
その他 (何度も説明を求める、契約している定期貯金の内容を確認したい・印鑑届をみたい、と同じことで毎日来店するなど)	5	27.8

資料 農中総研「平成25年度第1回農協信用事業動向調査」から作成  
(注) 対応に困る事象が「あった」と回答した農協に最新の事例を自由回答形式で1つ挙げていただいた。回答欄には、事例を「誰が 原因 要望 問題」ごとに記入できるようにした。この表は、回答があった44事例を分析したものである。

第2表 本人の場合の問題点として自由回答欄で記入されたもの(n=18)

(単位 件, %)

	事象数	割合
(再発行手続きや解約した貯金についての抗議など)行動が繰り返される	12	66.7
勘違いや説明に納得しない	4	22.2
その他	2	11.1

資料、(注)とも第1表に同じ

金の解約をしたことを忘れ、抗議したり、(本人の考える)原状回復や払戻しを求める」が続く(第1表)。いずれも本人の記憶が曖昧であることに起因している。

問題点として、最も多いのは、「(再発行手続きや解約した貯金についての抗議など)行動が繰り返される」ことである(第2表)。また、本人が「勘違い」していて、その考えに固執していたり、農協職員の「説明に納得しない」という事例もあった。

いずれも、本人への対応に時間を要する。なかには、役席が対応に当たり、業務に支障をきたす事例もあった。また、あるはずの貯金が解約されているといった訴えの場合、職員の不祥事がなかったか確認する必要があり、少なからぬ労力を必要とする。

**第3表 本人の境遇として自由回答欄で記入されたもの(n=18)**

(単位 件, %)		
	事象数	割合
本人が一人暮らし	8	44.4
家族・親族が本人の行動を黙認	2	11.1
不明(記載なし)	8	44.4

資料, (注)とも第1表に同じ

このようなことが起こる背景は、「本人が一人暮らし」であるため、認知症等の症状の発現に対し、家族・親族が気付かず、何らかの手立てがなされていないことが多いと考えられる(第3表)。

また、農協から家族・親族に連絡がとれない、家族・親族が本人の認知症を認めないなどの記述もあった。認知症であることを認めたくないという本人や家族・親族の心の整理がつくのに時間がかかることもあるだろう。

### 3 顧客の家族・親族の要望や問題点

家族・親族が来店する場合、農協への要望は、「貯金の払戻し」が65.4%と最も多い。次に、「貯金の払戻しや通帳再発行などの本人の行動を止める、または、手続きをする前に家族・親族に連絡する」ことが続く(第4表)。

家族・親族の場合の問題点として最も多いのは、「本人の意思確認ができない・委任状が本人記入か不明」というものである(第5表)。本人の意思確認ができないとは、本人と面談しても本人の理解力や判断能力

**第4表 家族・親族の要望として自由回答欄で記入されたもの(n=26)**

(単位 件, %)		
	事象数	割合
貯金の払戻し	17	65.4
貯金の払戻しや通帳再発行などの本人の行動を止める、または、手続きをする前に家族・親族に連絡する	3	11.5
その他 (毎回委任状の提出を必要としないほしい、後見人制度の利用に際し、JAIにアドバイス・仲介してほしいなど)	6	23.1

資料, (注)とも第1表に同じ

**第5表 家族・親族の場合の問題点として自由回答欄で記入されたもの(n=26)**

(単位 件, %)		
	事象数	割合
本人の意思確認ができない*・委任状が本人記入か不明	8	30.8
対応に明確な基準がない**	5	19.2
本人と家族・親族の意見の違い	3	11.5
推定相続人間の意見の違い	3	11.5
その他 (成年後見制度の利用は費用と時間がかかるため利用する意思はないが、親(利用者本人)の貯金の払戻しをしてほしいなど)	7	26.9

資料 第1表に同じ

- (注) 1 第1表の(注)に同じ  
 2 \*本人の意思確認ができないとは、本人と面談しても意思能力の判断がつかないや本人と会えないといった内容である。  
 3 \*\*代理人にどの程度貯金の引き出しを認めるべきか、JAは本人の意思確認のために遠方の病院に行く必要があるのかといった場合の判断の基準を意味する。

が正常かどうかわからないことやそもそも本人と会えないといったことである。この場合、本人の代理権授与の意思自体に瑕疵がある恐れがある。

次に多かったのが、「対応に明確な基準がない」ことである。これは、本人の意思確認するために遠方の病院までいくべきかなどについて金融業界にコンセンサスがないために起こると考えられる。

また、貯金の解約などをしようとする本人と、それを止めたい家族・親族との間で対応に困っていると、推定相続人同士の

関係が悪化していてトラブルが予見されるという記述もあった。

## 4 現行の枠組みでの対処法

前節では、顧客の高齢化が進んでいる農協における高齢の顧客やその家族・親族との金融取引で発生した問題をみたが、他の業態の金融機関でも同様の問題が関心事となっている。<sup>(注6)</sup>

そこで、以下では、現行の枠組みのなかで、金融機関は本人や家族・親族の要望を満たすためにどのようなことができるか、農協を含めた地域金融機関や社会福祉協議会（以下「社協」という）への聞き取りを踏まえ、考えてみたい。

金融機関の実務では、本人に対しては日常生活自立支援事業（以下「支援事業」という）、家族・親族に対しては成年後見制度の利用を勧めることがある。

**(注6)** 例えば、関沢・両部（2008）は「長寿社会、団塊の世代の高齢化、人口全体の減少という日本の今日的状況において、金融機関にとって、高齢者や制限能力者を相手方とする取引は益々増加していくことが目にみえる」と主張した。

### (1) 日常生活自立支援事業の利用について

まず、支援事業とは、社協が、判断能力が不十分な人に対し、地域で自立した生活が送れるよう、契約に基づいて、各種の支援を行うものである。

具体的な支援内容は、「福祉サービスの利用援助」が基本サービスであるが、任意の追加的サービスとして「日常的金銭管理

サービス」「書類預かりサービス」といった金融取引に密接に関係するものもある。

日常的金銭管理サービスとは、日常生活に必要な預貯金の払戻しや預け入れ、公共料金の支払い等を行うために、金融機関に行く際に社協の生活支援員が同行するなどの支援を行うものである。また、支援事業利用者の希望や状況に応じて、預貯金の通帳や実印・取引印など、日頃使わない大切な書類を金融機関の貸金庫に保管する書類預かりサービスもある。

金融機関は、紛失届けなどで頻りに窓口に来る高齢の顧客に支援事業を紹介しているが、実際に同事業の利用につながることは少ない。それは、高齢の顧客が同事業を使う必要がないと判断したためだけでなく、同事業の申請手続きが面倒であったり、金融機関から説明を受けたこと自体を忘れている可能性もある。

ある都道府県の社協によると、同社協に支援事業について相談するのは、高齢者自身ではなく、家族・親族やケアマネージャーなどの介護関係者や地域包括支援センター<sup>(注7)</sup>といった医療や福祉に関係する機関である。

もちろん金融機関は、支援事業利用のメリットをきちんと説明することが重要であるが、ただ紹介するだけでは、サポートとしては不十分と思われる。例えば、金融機関が顧客の了解をとって、本人の目の前で社協に連絡を入れるなど、踏み込んだ対応はできないだろうか。

なお、支援事業には、以下のような制限

がある。まず、同事業の利用者は社協と結ぶ契約内容に関して判断しうる能力を有している必要がある。また、不動産の管理・売却など重要な財産管理や法律行為は同事業では行うことができない。このような場合は、次にみる成年後見制度の利用が適切とされている。

(注7) 地域包括センターとは、介護保険法第115条の39第1項に基づき設置された機関で、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）と介護予防支援業務を行っている。責任主体は市町村である。

## (2) 法定後見制度の利用について

成年後見制度は、判断能力が不十分な人に対し、本人に代わり財産管理等をする人を付けることにより、本人を保護・支援する制度である。また同制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」があるが、金融機関が家族・親族に勧めるのは、通常、法定後見制度の利用である。

それは、金融機関に家族・親族が来店する場合は、本人の判断能力が著しく不十分な状態であることが多いため、本人が事前に（十分な判断能力があるうちに）、代理人を選ぶ任意後見制度は利用できないからである。

法定後見制度は、すでに判断能力が不十分な状態にある人に対する制度であり、本人の判断能力の程度に応じて、家庭裁判所が成年後見人等を選任するものである。同制度を利用するためには、まず本人の住所地の家庭裁判所に後見開始の審判等を申し立てる必要がある。申し立てから開始まで

4か月程度の時間を要する場合が多い。

金融機関の実務においては、法定後見制度の利用を家族・親族に勧めても、拒まれることが多い。この背景には、まず、金融機関が法定後見制度を勧める場合、家族・親族の来店の目的である預貯金の払戻しなどの金融取引は同制度の利用なしには行えないと伝えるが、それが反発を生みやすい。

また、介護を行っている家族・親族が時間的かつ精神的な余裕がないことも法定後見制度の利用の拒否につながりやすい。厚生労働省「国民生活基礎調査」（10年）によれば、要介護者<sup>(注8)</sup>と同居している介護者の3割が1日の平均的な介護時間を「半日以上」と答えた。また、介護者の4割が仕事をしていることから、時間的な余裕がないと考えられる。さらに、同6割が「悩みやストレス」があった。このように追いつめられた介護者は、法定後見制度の手続きの煩雑さが精神的に負担になっていることが想像できる。

金融機関は、このような介護者の気持ちをくみ取り、法定後見制度についての説明を工夫する努力を行う必要がある。実際にある金融機関では、法定後見制度の手続きや必要書類、裁判所の住所などに加え、同制度利用のメリットを家族・親族に丁寧に伝えている。

(注8) 要介護者とは、介護保険法の要介護と認定された者のうち、在宅の者をいう。

## (3) 予防的な取組みについて

さらに予防的な取組みについても述べたい。家族・親族が本人に代わり預貯金の払

戻しができないという問題は、本人が十分な判断能力を持っている間に任意後見制度の利用の手続きをするなどにより、防ぐことができる。また、事前に代理人届けを提出することで、判断能力が不十分になっても預貯金の払戻しが代理人により可能となることを積極的にセミナーで顧客に周知している金融機関もある。

近年、いわゆる「終活」として人生の終わりの準備に関心を向ける高齢者が増えているが、自分で預貯金の払戻しができなくなった場合の備えを行うことの重要性も金融機関が伝えるべきだろう。

## 5 社会として取り組むべき課題

前節までの1～4では、農協へのアンケート、農協、社協等へのヒアリングから高齢の顧客の判断能力に疑義のある場合の問題点を整理したが、本人が来店する場合は同じ行動を繰り返す、家族・親族が来店する場合は本人の意思確認ができないなかで預貯金の払戻しを求めるといった特定のパターンがあることがわかった。

このような問題は、農協だけでなく、顧客の高齢化に直面する金融機関全てに共通するものである。そこで、以下では社会として取り組むべき課題を検討した。

家族・親族による貯金の払戻しなどについては、支援事業や法定後見制度の利用が好ましく、これらの認知度の向上が求めら

れる。金融機関はもちろん、自治会等の地域に根ざした情報網やメディアによる広報で、支援事業や成年後見制度の利用は本人を守るものであることを啓蒙することも必要と思われる。

それに対して、高齢の顧客が対応に困る行動を繰り返す場合、当該顧客は一人暮らしであったり、家族・親族は黙認している場合が少なくなかった。金融機関は、当該顧客が認知症であるという確証がもてないため、高齢の顧客の来店の都度、苦情等を聞き、説明を繰り返すことしかできない。つまり、現行の枠組みでは問題の解決にならないのである。

しかし、高齢の顧客の行動が、「物盗られ妄想」といった認知症の症状の一つであれば、医療や福祉による支援が必要である。例えば、金融機関が地域包括支援センターに一報し、同顧客の保護・支援（介護保険の利用など）をお願いするなどの支援のルールづくりを検討する必要があると思われる。

現状、判断能力に疑義のある高齢の顧客への対応は、金融業界でスタンダードがなく、対応はまちまちである。しかし、それだけに金融機関の良心的姿勢が問われる分野である。

### <参考文献>

・関沢正彦監修・両部美勝編著（2008）『高齢者との金融取引Q&A』金融財政事情研究会

（たぐち さつき）

# 統計資料

## 目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) .....	(63)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) .....	(63)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) .....	(63)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) .....	(64)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 .....	(64)
6. 農業協同組合 主要勘定 .....	(64)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 .....	(66)
8. 漁業協同組合 主要勘定 .....	(66)
9. 金融機関別預貯金残高 .....	(67)
10. 金融機関別貸出金残高 .....	(68)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部  
TEL 03 (3233) 7745  
FAX 03 (3233) 7794

### 利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。  
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし  
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少  
「\*」 訂正数字 「P」 速報値

# 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
2008. 9	38,098,695	5,031,163	13,817,848	2,040,087	32,927,297	8,446,077	13,534,245	56,947,706
2009. 9	37,973,708	5,441,135	24,055,465	1,156,375	43,158,694	11,594,985	11,560,254	67,470,308
2010. 9	39,237,598	5,576,231	25,131,728	817,123	46,042,647	12,142,184	10,943,603	69,945,557
2011. 9	41,590,419	5,246,668	21,542,196	3,387,499	39,529,581	14,475,040	10,987,163	68,379,283
2012. 9	43,186,231	4,858,349	24,132,523	611,315	44,806,147	15,883,042	10,876,599	72,177,103
2013. 4	47,994,678	4,565,376	26,557,250	4,682,782	49,503,561	16,310,383	8,620,578	79,117,304
5	48,050,096	4,507,337	27,339,697	4,851,760	50,160,446	16,606,399	8,278,525	79,897,130
6	48,233,381	4,452,715	26,939,152	6,971,777	48,994,489	16,170,604	7,488,378	79,625,248
7	48,481,109	4,400,580	25,075,963	5,751,829	49,019,727	16,317,917	6,868,179	77,957,652
8	48,273,510	4,361,479	25,103,111	7,315,751	48,281,427	15,816,774	6,324,148	77,738,100
9	48,495,114	4,307,322	27,300,066	6,146,625	49,899,693	16,477,210	7,578,974	80,102,502

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

# 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2013年9月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	40,403,622	-	460,094	803	159,110	-	41,023,629
水産団体	1,353,548	-	75,191	1	10,800	-	1,439,540
森林団体	2,235	-	4,388	3	105	-	6,731
その他会員	3,164	-	3,341	-	-	-	6,505
会員計	41,762,569	-	543,014	807	170,016	-	42,476,406
会員以外の者計	225,514	57,751	340,135	78,892	5,296,431	19,985	6,018,708
合計	41,988,083	57,751	883,149	79,699	5,466,447	19,985	48,495,114

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。  
2 上記表は、国内店分。  
3 海外支店分預金計 293,246百万円。

# 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2013年9月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	55,646	84,382	70,828	-	210,856
	開拓団体	33	13	-	-	46
	水産団体	9,125	4,340	5,856	20	19,341
	森林団体	1,812	6,205	1,505	9	9,531
	その他会員	258	639	20	-	917
	会員小計	66,873	95,579	78,208	29	240,690
	その他系統団体等小計	51,186	23,755	41,178	-	116,118
計	118,059	119,334	119,386	29	356,808	
関連産業	2,358,675	40,248	1,073,200	3,270	3,475,393	
その他	12,505,258	4,558	135,194	-	12,645,010	
合計	14,981,992	164,140	1,327,780	3,299	16,477,211	

(貸 方)

## 4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2013. 4	7,253,720	40,740,958	47,994,678	-	4,565,376
5	7,372,917	40,677,179	48,050,096	1,000	4,507,337
6	7,180,675	41,052,706	48,233,381	-	4,452,715
7	7,129,358	41,351,751	48,481,109	1,000	4,400,580
8	6,625,260	41,648,250	48,273,510	-	4,361,479
9	6,491,820	42,003,294	48,495,114	-	4,307,322
2012. 9	5,625,276	37,560,955	43,186,231	-	4,858,349

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商 品 有 価 証 券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2013. 4	89,585	4,593,196	49,503,561	13,215,038	1,240	-	159,379
5	86,178	4,765,582	50,160,446	13,318,286	104	-	154,936
6	61,273	6,910,504	48,994,489	13,069,811	139	-	157,487
7	87,077	5,664,751	49,019,727	13,298,005	137	-	153,762
8	58,179	7,257,572	48,281,427	13,363,715	109	-	154,773
9	87,484	6,059,141	49,899,693	13,385,111	75	-	164,140
2012. 9	47,816	563,498	44,806,147	16,532,974	34,731	-	169,071

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。  
3 預金のうち定期性は定期預金。

## 5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2013. 4	55,874,202	54,383,858	997,695	953,923	1,798,534
5	55,512,795	54,237,243	1,037,491	953,923	1,798,535
6	56,579,834	54,961,358	1,066,866	949,496	1,803,486
7	55,246,237	53,715,798	1,011,350	947,177	1,740,476
8	55,532,544	54,021,362	1,014,965	947,178	1,744,105
9	55,272,427	53,977,321	1,038,574	947,177	1,744,962
2012. 9	54,895,018	53,560,458	886,283	913,107	1,791,483

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

## 6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	う ち 信 用 借 入 金
2013. 3	28,344,068	61,348,789	89,692,857	553,571	370,389
4	28,608,362	61,447,955	90,056,317	567,601	387,302
5	28,311,634	61,566,557	89,878,191	587,868	410,492
6	28,747,570	62,481,447	91,229,017	565,404	390,206
7	28,103,902	63,046,778	91,150,680	585,192	410,930
8	28,505,845	63,089,423	91,595,268	551,112	376,114
2012. 8	27,562,828	62,230,786	89,793,614	562,794	391,315

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

## 庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
657,958	4,698,736	3,425,909	17,774,647	79,117,304
769,923	4,012,559	3,425,909	19,130,306	79,897,130
633,972	5,120,270	3,425,909	17,759,001	79,625,248
654,262	4,920,510	3,425,909	16,074,282	77,957,652
612,991	4,921,191	3,425,909	16,143,020	77,738,100
621,955	4,639,776	3,425,909	18,612,426	80,102,502
531,000	6,163,289	3,425,909	14,012,325	72,177,103

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
14,836,932	1,309,353	4,718	16,310,383	720,000	7,899,339	79,117,304
15,144,149	1,302,798	4,514	16,606,399	620,000	7,658,421	79,897,130
14,699,520	1,308,742	4,854	16,170,604	524,642	6,963,597	79,625,248
14,867,358	1,293,471	3,324	16,317,917	529,810	6,338,233	77,957,652
14,399,094	1,258,983	3,923	15,816,774	529,835	5,794,204	77,738,100
14,981,992	1,327,780	3,298	16,477,210	520,923	7,057,976	80,102,502
14,337,794	1,371,437	4,738	15,883,042	973,877	9,867,992	72,177,103

## 合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
62,530	34,749,132	34,670,301	-	436,016	16,817,648	6,803,603	1,510,037
59,106	34,105,206	34,024,966	-	442,697	17,175,212	6,795,898	1,530,863
60,923	35,245,212	35,169,138	2,000	449,135	17,140,765	6,812,817	1,558,407
64,055	33,764,596	33,684,613	2,000	453,963	17,112,530	6,765,160	1,529,289
58,598	34,005,603	33,930,371	-	455,176	17,140,634	6,812,020	1,523,926
59,504	34,098,425	34,002,413	-	436,187	17,042,887	6,800,786	1,553,048
57,991	33,222,076	33,123,819	-	425,363	17,134,574	6,809,590	1,472,380

## 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農) 貸 付 金		
397,659	62,873,469	62,615,155	4,745,641	1,726,765	23,134,498	207,028	711	
410,451	63,181,457	62,929,868	4,657,488	1,686,697	23,001,426	207,075	706	
385,036	62,684,541	62,420,640	4,828,965	1,853,065	23,131,655	206,556	706	
396,389	63,956,238	63,697,457	4,842,826	1,871,009	23,133,587	206,288	706	
415,355	64,036,024	63,778,179	4,756,401	1,848,406	23,191,000	206,176	706	
407,443	64,369,785	64,106,456	4,718,729	1,815,045	23,196,194	206,235	706	
400,949	62,321,688	62,085,733	4,826,925	1,713,118	23,380,510	221,082	713	

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2013. 6	2,123,991	1,453,276	10,037	55,650	13,459	1,486,405	1,467,448	123,830	550,329	
7	2,122,239	1,459,386	10,037	55,554	13,802	1,480,874	1,462,553	123,508	551,246	
8	2,132,609	1,468,587	10,033	55,694	14,781	1,491,552	1,472,554	119,711	554,260	
9	2,135,375	1,456,205	10,033	55,694	13,977	1,497,500	1,478,353	118,557	550,381	
2012. 9	2,116,239	1,456,419	8,900	56,700	12,868	1,433,126	1,412,143	141,467	569,200	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2013. 4	875,513	521,936	126,000	98,165	119,983	7,371	840,078	828,721	1,539	215,063	12,120	137
5	* 873,718	* 520,875	* 129,038	* 100,558	* 120,017	* 6,949	* 835,215	* 824,371	1,539	* 218,505	* 12,327	137
6	884,413	522,602	130,308	101,239	118,487	6,590	840,443	829,084	1,736	219,859	12,146	137
7	878,555	519,149	131,693	101,474	120,263	7,154	835,239	824,370	1,736	220,071	12,195	137
2012. 7	874,458	520,507	140,045	106,699	120,297	7,643	830,555	819,390	2,084	212,507	12,745	145

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。  
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。  
 3 貸出金計は信用貸出金。

## 9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2010. 3	844,772	511,870	2,633,256	2,072,150	567,701	1,173,807	167,336	
	2011. 3	858,182	526,362	2,742,676	2,124,424	576,041	1,197,465	172,138	
	2012. 3	881,963	533,670	2,758,508	2,207,560	596,704	1,225,885	177,766	
	-----								
	高	2012. 9	895,153	548,950	2,741,975	2,211,659	594,079	1,250,282	182,598
		10	897,929	552,251	2,705,336	2,193,174	588,464	1,246,750	181,863
		11	897,595	552,570	2,726,473	2,199,114	588,631	1,243,587	181,684
		12	908,534	561,352	2,740,965	2,230,610	598,672	1,260,120	183,921
		2013. 1	901,794	555,691	2,742,754	2,213,746	590,574	1,247,839	182,793
		2	903,049	557,112	2,753,907	2,226,139	593,299	1,253,060	183,466
3		896,929	553,388	2,856,615	2,282,459	600,247	1,248,763	182,678	
4		900,563	558,742	2,844,244	2,279,933	600,395	1,262,871	184,239	
5		898,782	555,128	2,872,017	2,272,525	597,813	1,257,519	183,571	
6		912,290	565,798	2,856,093	2,305,310	606,945	1,273,931	185,841	
前 年 同 月 比 増 減 率	2010. 3	1.4	0.6	2.2	3.5	1.2	1.7	2.3	
	2011. 3	1.6	2.8	4.2	2.5	1.5	2.0	2.9	
	2012. 3	2.8	1.4	0.6	3.9	3.6	2.4	3.3	
	-----								
	2012. 9	2.1	1.1	2.7	3.1	1.5	2.2	3.2	
	10	1.9	3.4	2.3	2.4	0.9	1.8	2.9	
	11	1.9	3.3	1.2	2.6	0.8	1.7	2.9	
	12	2.0	3.6	2.5	2.9	1.1	1.9	3.0	
	2013. 1	1.9	3.2	2.2	3.0	0.8	1.7	2.8	
	2	1.8	3.3	2.7	3.3	0.9	1.8	2.8	
3	1.7	3.7	3.6	3.4	0.6	1.9	2.8		
4	1.6	3.3	4.4	3.2	0.5	1.7	2.6		
5	1.7	2.9	4.4	3.8	1.2	1.8	2.6		
6	1.7	2.7	4.7	4.1	1.3	2.1	2.6		
7	1.8	0.1	4.0	4.3	1.5	2.2	2.6		
8	2.0	0.6	4.1	4.6	2.0	2.3	2.7		
9 P	1.8	0.7	P 3.5	P 3.8	P 2.4	2.2	P 2.4		

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。  
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。  
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。  
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

## 10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2010. 3	226,784	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025	
	2011. 3	223,241	53,591	1,741,986	1,571,010	436,880	637,551	94,151	
	2012. 3	219,823	53,451	1,741,033	1,613,079	444,428	637,888	94,761	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	高	2012. 9	217,731	53,372	1,719,343	1,635,531	441,905	635,222	94,920
		10	216,790	54,931	1,706,696	1,622,384	436,157	628,846	94,433
		11	216,309	54,437	1,709,154	1,625,372	436,678	629,303	94,591
		12	215,420	54,340	1,731,394	1,646,428	443,315	634,878	95,313
		2013. 1	214,859	54,136	1,728,171	1,639,450	438,635	628,116	94,846
		2	214,891	53,803	1,744,485	1,641,040	438,615	627,599	94,863
		3	215,438	54,086	1,768,869	1,665,710	448,507	636,876	95,740
		4	214,079	52,936	1,746,675	1,645,861	441,060	628,896	94,759
5		215,303	52,650	1,742,604	1,653,076	441,074	628,729	94,923	
6		215,366	52,544	1,767,866	1,659,257	443,787	631,591	95,149	
7		215,797	52,359	1,769,637	1,661,962	442,831	630,823	95,291	
8		215,826	52,881	1,771,607	1,668,866	443,293	632,872	95,460	
9	P 215,034	52,478	P 1,837,643	P 1,686,534	P 453,101	636,974	P 96,105		
前	2010. 3	1.4	△0.9	△5.3	0.0	0.0	△1.1	△0.1	
	2011. 3	△1.6	△4.2	△3.1	1.7	0.9	△0.6	0.1	
	2012. 3	△1.5	△0.3	△0.1	2.7	1.7	0.1	0.6	
年	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	同	2012. 9	△1.9	1.1	△0.0	3.6	1.0	△0.1	0.7
		10	△2.1	1.6	△0.1	3.3	0.6	△0.5	0.5
		11	△2.1	1.8	0.2	3.2	0.6	△0.3	0.7
		12	△2.0	1.2	0.1	3.3	0.7	△0.5	0.6
		2013. 1	△2.1	0.8	1.0	3.3	0.7	△0.5	0.6
		2	△2.0	0.9	1.3	3.3	0.7	△0.6	0.5
		3	△2.0	1.2	1.6	3.3	0.9	△0.2	1.0
		4	△2.0	△0.1	1.5	2.9	0.5	△0.4	0.8
		5	△1.5	△0.7	2.1	3.5	0.9	0.1	1.1
		6	△1.4	△0.2	2.9	3.3	0.7	0.2	1.2
		7	△1.3	△0.9	3.5	3.5	0.8	0.4	1.4
8		△1.2	0.8	4.6	3.5	1.0	0.7	1.5	
9	P △1.2	△1.7	P 6.9	P 3.1	P 2.5	0.3	P 1.2		

(注) 1 表9(注)に同じ。  
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。  
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

# 農 林 金 融 第 66 卷 総 目 次

(2013年1～12月)

I 論 調	II 情 勢	III 外国事情
IV 談 話 室	V 本 棚	VI 講 演 録

## 〈2013年テーマ〉

- 1月号 内外経済・金融の見通し
- 2月号 中国農業農村の変化と協同組織発展の課題
- 3月号 震災復興への取組み—東日本大震災から2年—
- 4月号 農業・農村の変化と課題
- 5月号 地域活性化と農業
- 6月号 漁業・林業の現況と方向性
- 7月号 グローバリゼーションと農業
- 8月号 社会環境の変化と協同組織金融機関
- 9月号 地域農業振興と担い手問題
- 10月号 地域主導の再生可能エネルギーの現状と課題
- 11月号 TPPと農業構造改革のあり方
- 12月号 協同組合の今日的役割

## 〈今月の窓〉

- 1月号 総選挙後の日本の進路 (基礎研究部長 清水徹朗)
- 2月号 信頼の交流 (代表取締役専務 岡山信夫)
- 3月号 復興への歩みと協同組合 (常務取締役 原 弘平)
- 4月号 「成長産業としての農業」のあるべき姿 (常務取締役 柳田 茂)
- 5月号 協同組合の新設と小さな協同との連携  
(取締役調査第一部長 斉藤由理子)
- 6月号 見直しが必要な「森林・林業再生プラン」  
(基礎研究部長 清水徹朗)
- 7月号 競争になじまない価値 (代表取締役専務 岡山信夫)
- 8月号 協同組合の「社会性」と「事業性」 (常務取締役 原 弘平)
- 9月号 銀の匙 (取締役調査第一部長 斉藤由理子)
- 10月号 設備投資の現状と再生可能エネルギー  
(取締役調査第二部長 新谷弘人)
- 11月号 真に重要な国策は何か (常務取締役 柳田 茂)
- 12月号 協同組合の今日的役割 (常務取締役 原 弘平)

## I 論 調

## 2013年の内外経済金融の展望

——総選挙後の金融財政政策への注目高まる——

…………… 南 武志・山口勝義・木村俊文・王 雷軒… 1 (2)

## 個人リテール金融の見通し

——農協をとりまく情勢—— …………… 高山航希… 1 (22)

## 米の国際需給と日本の自給

——TPPの影響を巡って—— …………… 藤野信之… 1 (34)

中国の農業経営体制の新たな変化 …………… 徐 小青 (Xu Xiaoqing) … 2 (22)

中国農民專業合作社の発展の現状・問題と今後の展望 … 苑 鵬 (Yuan Peng) … 2 (37)

最近の中国における農村金融の現状と特徴 …………… 王 雷軒 (Wang Leixuan) … 2 (51)

## 原発事故の被害の現状と農協系統機関の支援対応

——事故後2年を経た福島原発事故対応の動きと望まれること—— … 渡部喜智… 3 (2)

## 被災農地の権利調整をめぐる

——仙台東地区ほ場整備事業を中心に—— …………… 行友 弥… 3 (20)

## コミュニティ農業と耕畜連携からの再生

——日本型農業の展開によるTPP参加の流れへの対抗—— …………… 蔦谷栄一… 4 (2)

地銀の農業融資の変化と最近の特徴 …………… 長谷川晃生… 4 (21)

## 再生可能エネルギーと農山漁村の持続可能な発展

——ドイツ調査を踏まえて—— …………… 石田信隆・寺林暁良… 4 (38)

## 6次産業化の現状と課題

——地域全体の活性化につながる「地域の6次化」の必要性—— …………… 室屋有宏… 5 (2)

## 農業法人と農協のあり方を考える

——土地利用型農業を中心に—— …………… 小針美和… 5 (24)

## 果樹農業の持続性向上のための産地マネジメント

——施設や農業機械の共同利用による効率化を中心に—— …………… 尾高恵美… 5 (42)

## 漁協を核とした漁業復興と協同組合の意義

——岩手県における漁業・漁村の復旧と漁協の動向から—— …………… 鴻巣 正… 6 (2)

## 漁業経営と漁場利用制度

——理念・制度・現実と今後の方向性——

…………… 東京大学社会科学研究所 教授 加瀬和俊… 6 (20)

日本の木材需給と森林・林業再生の課題 …………… 秋山孝臣… 6 (34)

オランダの農業と農産物貿易		
——強い輸出競争力の背景と日本への示唆——	……………	一瀬裕一郎… 7 (2)
NAFTA発効後のメキシコ農業		
——大規模農家に傾斜した農業支持と小農の移民流出——	… 阮 蔚 (Ruan Wei) …	7 (22)
スイス「農業政策2014-2017」の新たな方向		
——直接支払いの再編と2025年へ向けた長期戦略——	……………	平澤明彦… 7 (43)
信用組合における預かり資產業務等への取組み	……………	古江晋也… 8 (2)
改正貸金業法の論点整理と利用者についての分析	……………	田口さつき… 8 (11)
地帯区別にみた農協組織・農業生産構造	……………	内田多喜生… 8 (32)
人・農地プランとJAの地域農業振興計画		
……………	一般社団法人農業開発研修センター 会長理事	小池恒男… 9 (2)
水田稲作における担い手問題と法人経営	……………	蔦谷栄一… 9 (16)
マルチ・ステークホルダー型協同組合の発展とわが国への示唆		
……………	農林中央金庫JAバンク統括部 主監	明田 作… 9 (40)
再生可能エネルギー発電推進の課題と取組み		
——2年目に入り見えた課題、地域・自治体と農協系統における取組み——	……………	渡部喜智…10 (2)
木質バイオマス発電の動向と課題への対応	……………	安藤範親…10 (24)
地域主導の再生可能エネルギー事業と地域金融機関		
——取組みの特徴と今後の課題——	……………	寺林暁良…10 (40)
TPPと日本の経済連携戦略		
——日本はなぜTPP交渉に参加したのか——	……………	石田信隆…11 (2)
農業所得・農家経済と農業経営		
——その動向と農業構造改革への示唆——	……………	清水徹朗…11 (13)
フランスの協同組合銀行の生活困窮者への相談対応		
——クレディ・アグリコルのポワン・パスレルを中心に——	……………	重頭ユカリ…12 (2)
協同組合による医療と介護の可能性		
——JA厚生連の佐久総合病院の取り組みから——	……………	大阪大学大学院人間科学研究科 教授 齊藤弥生…12 (17)
資金循環の構造変化と農協信用事業	……………	小野澤康晴…12 (36)

## II 情 勢

大震災からの農業復旧・復興へ向けた施策の動向と農協の取組み … 内田多喜生… 3	(33)
農協系統全国機関の震災復興への2年目の取組み …………… 岡山信夫… 3	(46)
宮城県の漁業復興における漁協の取組みと復興の現状 …………… 出村雅晴… 3	(73)
地域における漁協の役割	
——第30回漁協系統事業アンケート調査結果から——	
…………… 一般財団法人農村金融研究会 主任研究員 尾中謙治… 6	(52)
森林組合の事業・経営動向	
——第25回森林組合アンケート調査結果から——	
…………… 一般財団法人農村金融研究会 調査研究部長 室 孝明… 6	(58)
ゆうちょ銀行の動向と競合関係	
——郵政民営化法等改正と貯金動向を中心に——…………… 渡部喜智… 8	(44)
2011年度における農協の経営動向 …………… 尾高恵美… 11	(34)
判断能力に疑義のある高齢者等との金融取引	
——農協へのアンケート調査結果から—— …………… 田口さつき… 12	(56)

## III 外国事情

EUの乳製品市場の国際化とドイツ酪農協の対応 …………… 小田志保… 4	(56)
中南米で広がった反新自由主義政権	
——米国のTPP推進戦略の背後にあるもの—— …………… 清水徹朗… 7	(63)

## IV 談話室

実務者の素朴な疑問 ……………	(株)農林中金総合研究所 代表取締役社長	古谷周三… 1	(20)
再生可能エネルギーをめぐる地域課題 ……	(株)農林中金総合研究所 顧問	小林芳雄… 2	(20)
ポスト「国際協同組合年」で思うこと ……	神戸大学大学院農学研究科 教授	高田 理… 3	(44)
産官学・医農連携による新たな事業			
——薬草と機能性野菜—— ……………	前 全国農業協同組合連合会 代表理事専務, (株)ジュリス・キャタリスト 代表取締役	加藤一郎… 4	(36)
異業種の視点を持って業界の「再創造」を			
……………	日本スーパーマーケット協会 専務理事	大塚 明… 5	(22)
そして神田は高架下 ……………	立教大学 名誉教授	淡路剛久… 6	(32)
TPP交渉・重要品目の維持, 首相の直接関与が問われる			
……………	日本農業研究所 客員研究員	服部信司… 7	(20)
A-FIVEの目指すもの ……	農林漁業成長産業化支援機構 代表取締役社長CEO	大多和 巖… 8	(30)
津波被災地の復興と土地法制度			
……………	中央大学法科大学院 教授 (東京大学 名誉教授)	原田純孝… 9	(38)
日本の北の森の街の話 ……………	(株)農林中金総合研究所 常務取締役	柳田 茂… 10	(22)
日本農業を支える外国人労働力			
… 早稲田大学政治経済学術院 名誉教授, (株)農林中金総合研究所 客員研究員		堀口健治… 11	(32)
養殖業の計画生産			
……………	東京海洋大学 名誉教授, (株)農林中金総合研究所 客員研究員	小野征一郎… 12	(34)

## V 本 棚

- 浜崎礼三 著  
『海の人々と列島の歴史 —漁撈・製塩・交易等へと活動は広がる—』  
…………… 東京大学社会科学研究所 教授 加瀬和俊… 4 (54)
- 蔦谷栄一 著  
『共生と提携のコミュニティ農業へ』…………… 行友 弥… 5 (58)
- 石田正昭 著  
『農協は地域に何ができるか』…………… 斉藤由理子… 5 (59)
- エリザベス・フィッティング 著 里見 実 訳  
『壊国の契約 NAFTA下メキシコの苦悩と抵抗』…………… 清水徹朗… 7 (42)
- 寺西俊一・石田信隆・山下英俊 編著  
『ドイツに学ぶ地域からのエネルギー転換 —再生可能エネルギーと地域の自立—』  
…………… 島根大学法文学部 教授 上園昌武… 8 (29)
- 村上進通 著  
『<sup>きびのくに</sup>吉備国「農」の風景 —生命産業・人間産業讃歌—』…………… 柳田 茂… 8 (43)
- 増田佳昭 編著  
『JAは誰のものか 多様化する時代のJAガバナンス』…………… 小松孝宏… 9 (15)
- 生源寺眞一 著  
『農業と人間 食と農の未来を考える』…………… 堀内芳彦… 12 (33)

## VI 講演録

- 中国農村政策と長期経済展望  
…………… 講師 中国共産党中央農村工作領導小組 副組長・弁公室主任  
陳 錫文 (Chen Xiwen) … 2 (2)
- 東日本大震災からの漁業復興  
——岩手県の取組み——  
…………… 講師 岩手県漁業協同組合連合会 代表理事会長 大井誠治… 3 (58)

## ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

東日本大震災発生から2年が経ち、被災市町村においては、復興計画に基づいて本格的な復興事業が進められているところです。

過去の大災害と比べ、東日本大震災は、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにするようになるでしょう。

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

その目的は、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ろうとするものです。

このホームページが、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

農林中金総合研究所は、農林漁業・環境問題などの中長期的な研究、農林漁業・協同組合の実践的研究、そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など、幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a header with the title '農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～' and a search bar. Below the header, there are navigation tabs: 'HOME', '内容から探す', '都道府県から探す', '情報提供組織から探す', and '詳細検索'. A search bar with the text 'キーワード検索' is also present. The main content area features a large heading '農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～' and a brief introduction. Below this, there are four main sections: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取組み', and '原発関連'. At the bottom, there is a '更新情報' section with a 'すべて' button and a 'お知らせ' section with a 'お知らせ一覧' button. The website is designed with a green and white color scheme and includes various icons and social media links.

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2013年12月号第66巻第12号〈通巻814号〉12月1日発行

## 編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7791

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

## 発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

## 頒布取扱所

農林中金ファシリティーズ株式会社 / 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7580 FAX 03-5295-1916

## 定価

400円(税込み) 1年分4,800円(送料共)

## 印刷所

永井印刷工業株式会社